

蘭領印度……農業

Table showing agricultural data for the Netherlands East Indies from 1931 to 1936. Columns include country names (e.g., 英國, 佛國, 印度), quantities, and prices. Includes a note (註) about 1936 data being preliminary.

單位：數量一担 價額一千盾

Table showing agricultural data for the Netherlands East Indies from 1931 to 1936. Columns include country names (e.g., 英國, 佛國, 印度), quantities, and prices. Includes a note (註) about 1936 data being preliminary.

單位：數量一担 價額一千盾

仕向國別コブラ搾油輸出高表

Table showing coconut oil export data by destination country from 1931 to 1936. Columns include country names (e.g., 英國, 佛國, 印度), quantities, and prices. Includes a note (註) about 1936 data being preliminary.

單位：數量一担 價額一千盾

一六 カボツク

概要 カボツクの原産地は南米であるが、蘭領印度に於ても古くから栽培されて居る。土質を選ばない故に土人の副業として至極好適し、生産高より見ても土人産カボツクは其の大部分を占めてゐる。成長迅速なる喬木で落葉する。枝は稍々水平に輪生する特性がある。カボツクの木には品種多く、

爪哇の普通種は三、四年にて結實し、一本の收穫量二乃至三カチに過ぎないが、スマラン州に於ける一種 (Gair種) の如きは六乃至七年にて結實し、其の收穫は一本にて二五カチに達する。カボツクの纖維は光澤あり又強き耐久性の弾力を有し、軽く軟かく且容易に水に濡れ難く浮揚力大(普通四〇倍)なる特性を有するが故に敷物、救命器の製造、座蒲團、クッションの詰物として用ひられる。但し棉花の如く強靱でなく、産額も左程多くないので紡績

蘭領印度……農業

には適しない。種子は約20%の油を含み、油は棉實油に似て黄色を呈し、爪哇では更紗染用に使用され、粕は肥料又は飼料となる。
 農園・植付面積及生産高 エステート農業に於けるカボツクの栽培は主

として爪哇に於て行はれ、其の中心地はスマラン、ペカロンガン、ポイテンゾルホ、バタビア、ケデリ、ブスキ、スラカルタ、フリタルの諸地方である。
 外領に於てはメナド地方より少量出るのである。

カボツク農園數・植付面積及生産高表

地方名	農園數		植付面積(陌)		實收(箇)	未精製カボツク	精製カボツク	
	計	生産中	計	生産中			農園産 土人よりの買上	農園産 土人よりの買上
爪哇及マツラ	113	81	1,903,000	6,411	2,563,000	1,017,000	2,563,000	
一九三一	113	81	1,903,000	6,411	2,563,000	1,017,000	2,563,000	
一九三二	115	89	1,919,000	10,111	2,563,000	1,017,000	2,563,000	
一九三三	115	89	1,919,000	10,111	2,563,000	1,017,000	2,563,000	
一九三四	115	89	1,919,000	10,111	2,563,000	1,017,000	2,563,000	
一九三五	115	89	1,919,000	10,111	2,563,000	1,017,000	2,563,000	
外領	179	106	11,760,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
一九三一	179	106	11,760,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
一九三二	179	106	11,760,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
一九三三	179	106	11,760,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
一九三四	179	106	11,760,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
一九三五	179	106	11,760,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	1,117,000	
蘭領印度計	292	187	13,642,000	7,528,000	3,680,000	2,134,000	3,680,000	
一九三一	292	187	13,642,000	7,528,000	3,680,000	2,134,000	3,680,000	
一九三二	292	187	13,642,000	7,528,000	3,680,000	2,134,000	3,680,000	
一九三三	292	187	13,642,000	7,528,000	3,680,000	2,134,000	3,680,000	
一九三四	292	187	13,642,000	7,528,000	3,680,000	2,134,000	3,680,000	
一九三五	292	187	13,642,000	7,528,000	3,680,000	2,134,000	3,680,000	

尙農園カボツクの生産を全部精製カボツクに換算せる場合のカボツク及種子生産高は左の如くなる。

以上の外爪哇經由に輸出されたものをも加算する時は、カボツク棉の輸出高は一九三一年、六二五噸、一九三二年、一九三五噸、一九三三年、五七七噸、一九三四年、八八五噸となる。
 輸出 カボツク棉の輸出は主として米國、濠洲及新西蘭に仕向けられ、種子は大部分和蘭に仕向けられる。カボツク物産別の輸出數量は左の如くである。

カボツク物産輸出數量表

年次	農園生産%	爪哇		外領	計	總輸出%
		爪哇	外領			
一九三一	100	1,763,000	1,763,000	1,763,000	1,763,000	100
一九三二	100	1,763,000	1,763,000	1,763,000	1,763,000	100
一九三三	100	1,763,000	1,763,000	1,763,000	1,763,000	100
一九三四	100	1,763,000	1,763,000	1,763,000	1,763,000	100
一九三五	100	1,763,000	1,763,000	1,763,000	1,763,000	100
計	100	1,763,000	1,763,000	1,763,000	1,763,000	100

年次 精製カボツク 種子
 一九三一 三、三五五 一、九四八 五、九〇三 三、四〇五
 一九三二 三、三五五 一、九四八 五、九〇三 三、四〇五
 一九三三 三、三五五 一、九四八 五、九〇三 三、四〇五
 一九三四 三、三五五 一、九四八 五、九〇三 三、四〇五
 一九三五 三、三五五 一、九四八 五、九〇三 三、四〇五
 (註) 果實一五、〇〇〇箇ニ未精製カボツク三擔ニ精製カボツク一擔 一五、〇〇〇箇の果實又は未精製カボツク三擔より約二擔の種子を得

土人カボツク

爪哇土人カボツク業は爪哇就中チャバラレムベン、スマラン及マランの諸地方に於て最も盛んであり、品質も優良である。生産高は不明であるが過去五箇年に於ける爪哇の總輸出數量は左の如くである。

地方名	未精製カボツク		精製カボツク		カボツク種子
	計	生産中	計	生産中	
メナド	11	11	11	11	11
スマトラ東海岸	11	11	11	11	11
アチエー	11	11	11	11	11
セレベス	11	11	11	11	11
バリ・ロムボク	11	11	11	11	11
外領計	1934	1934	1934	1934	1934
蘭領印度……農業	1934	1934	1934	1934	1934

蘭領印度...農業

一九三三	10,000	100	10,000	100
一九三二	10,000	100	10,000	100
一九三一	10,000	100	10,000	100
一九三〇	10,000	100	10,000	100
一九二九	10,000	100	10,000	100
一九二八	10,000	100	10,000	100
一九二七	10,000	100	10,000	100
一九二六	10,000	100	10,000	100
一九二五	10,000	100	10,000	100
一九二四	10,000	100	10,000	100
一九二三	10,000	100	10,000	100
一九二二	10,000	100	10,000	100
一九二一	10,000	100	10,000	100
一九二〇	10,000	100	10,000	100
一九一九	10,000	100	10,000	100
一九一八	10,000	100	10,000	100
一九一七	10,000	100	10,000	100
一九一六	10,000	100	10,000	100
一九一五	10,000	100	10,000	100
一九一四	10,000	100	10,000	100
一九一三	10,000	100	10,000	100
一九一二	10,000	100	10,000	100
一九一一	10,000	100	10,000	100
一九一〇	10,000	100	10,000	100
一九〇九	10,000	100	10,000	100
一九〇八	10,000	100	10,000	100
一九〇七	10,000	100	10,000	100
一九〇六	10,000	100	10,000	100
一九〇五	10,000	100	10,000	100
一九〇四	10,000	100	10,000	100
一九〇三	10,000	100	10,000	100
一九〇二	10,000	100	10,000	100
一九〇一	10,000	100	10,000	100
一九〇〇	10,000	100	10,000	100

仕向國別カボック棉輸出高表

一九三五 117000 100 117000 100
 (註) 外領より爪哇へ移出されたものは輸出されたものと見做し、爪哇の輸出数量より差引き外領の部に算入せる關係上直接輸出数量と若干異なる。
 (1) 農園生産品は精製カボックに換算し、總輸出及土人生産の数字は未精のものを精製品に換算すること無く計算せり。
 (2) 農園生産品の数字は精製カボックに計算せる全農園生産品中の種子含有数量で、從て種子油は土人カボックの種子より生産せるものとす。
 單風袋込

單位：數量一噸 價額一千盾
 出所：蘭印貿易年報

國別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	7,400	3,600	5,800	2,600	7,400	3,600	7,400	3,600	7,400	3,600	7,400	3,600
英國	2,300	1,100	2,300	1,100	2,300	1,100	2,300	1,100	2,300	1,100	2,300	1,100
白耳	5,000	2,500	5,000	2,500	5,000	2,500	5,000	2,500	5,000	2,500	5,000	2,500
ルクセンブルグ	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
伊太	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
西班牙	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
丁班	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
米奈	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
新加	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
日加	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
澳洲及新西蘭	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
南阿	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
其他	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500	1,000	500
計	21,000	10,100	16,000	7,800	21,000	10,100	21,000	10,100	21,000	10,100	21,000	10,100

カボック種子・種子油及搾滓輸出高表

單位：數量一噸、價額一千盾
 出所：蘭印貿易年報

品別	一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
カボック種子	15,900	7,900	12,900	6,400	15,900	7,900	15,900	7,900	15,900	7,900	15,900	7,900
同種油	2,100	1,000	2,100	1,000	2,100	1,000	2,100	1,000	2,100	1,000	2,100	1,000
同搾滓	2,300	1,200	2,300	1,200	2,300	1,200	2,300	1,200	2,300	1,200	2,300	1,200
計	20,300	10,100	17,300	8,600	20,300	10,100	20,300	10,100	20,300	10,100	20,300	10,100

(註) 單風袋込重量、他は總て正味重量である。

一七カカオ

カカオは高さ五米突乃至一〇米の樹木で原産地は南米である。現在爪哇に栽培されて居るものはクリオロ種(南米ベネツエラの原産クリオロ Cuiollo の變種)及フォオラステリオ (Forasterio Cundannan) の二種で、兩者共果實は紅色を呈して居るが、前者の豆が白色なるに反し後者は暗紫色を帯びて居る。前記二種以外に若干の混合種がある。クリオロ種は品質良好であるが病害に侵され易い。爪哇のカカオは美麗な褐色を以て特色として居り、生産數量は差程多くないが品質優良の點に於て有名である。現在本栽培業は市價下落の爲窮狀に陥つて居る。

生産及輸出制限 カカオに對しては「珈琲の項」を参照されたい。但し植付材料の輸出禁止規定は未だ制定されて居ない。
 農園數・植付面積及生産高 爪哇に於て大部分を産し且つ土人の生産高は極めて僅少で栽培地は爪哇に於てはブリアンガン、外領に於ては西部スマトラのバヤクーンボ附近のみに限られて居る。
 歐人栽培の中心地はスマラン、ペカロンガン及スラカルタの諸地方であり、其の栽培狀況は左の如くである。

カカオ農園數・植付面積及生産高表 出所：蘭印輸出農作物産統計

蘭領印度...農業

年次	爪哇及マツラ		外領		蘭領印度計		總數	農園數	植付面積(陌)	生産中	生産高
	數量	價額	數量	價額	數量	價額					
一九三一	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
一九三二	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932
一九三三	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933
一九三四	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934
一九三五	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935	1,935
一九三六	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936	1,936

仕向國別輸出高は左の如くである。

一三七

蘭領印度……農業

仕向國別胡椒輸出高表

國別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
英國	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
佛國	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
獨逸	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
其他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
計	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500

一九三六年カッサウ

は最初阿弗利加の東海岸に産され、次いでマダガスカル、印度、蘭領印度及支那の順に傳播したものである。蘭人が輸入したものが臺灣産にも野生してゐるのがあるが、餘り良い塊莖が出来ない。多年木であるが、爪哇のカッサウは一年作として栽培される。カッサウには甘、辛の兩種がある。根塊はダリアの球根に類似し、長さ三〇乃至四五種で澱粉に富み、剥皮せる根は無水状態に換算して八八%強の澱粉化合物を含んで居る。

澱粉は根莖を粉砕洗滌して採る。土人の食糧として重要な地位を占め、輸出向としては澱粉、フレーク(片)パール(粒)等の形に製造される。併し球根の儘でも輸出される。主としてビスケット、織物用スターチ、キャラメル、飴等の製造に用ゐられる。又家畜の飼料又は酒精の原料となるもの多く日本では節、キャラメル、スターチの原料として乾燥カッサウを輸入してゐる。カッサウの栽培は殆ど土人又は支那人に依つて行はれ、タビオカ澱粉の製造は主として支那人に依つて行はれる。近時歐人のタビオカに注目する者多く、之が栽培を開始する者續出しつゝある。

仕向國別カッサウ物産輸出高表

國別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
英國	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
佛國	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
獨逸	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
蘭領印度……農業	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
計	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500

で、蘭領印度の總産額の大部分を占めて居る。土人のカッサウ收穫面積、生産高及其の輸出可能量は左の如くである。

年次	收穫面積 (ヘクタール)	球根生産高 (噸)	輸出可能量 (噸)
一九三二	1,100	1,100	1,100
一九三三	1,100	1,100	1,100
一九三四	1,100	1,100	1,100
一九三五	1,100	1,100	1,100
一九三六	1,100	1,100	1,100

種別カッサウ物産輸出高表

種類	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
タビオカ根(ガブレク)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
ガブレク粗粉	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
オカ粉	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
片及シフテング	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
パール及シーズ	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
アムパス(粕)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

單位：噸

出所：蘭印貿易年報

單位：數量1噸 價額1千盾

出所：同前表

Malisimaと稱し、原産地はブラシルで現在尙同地の森林中に野生の儘發見される。東印度會社創立前既に此の作物は亞細亞に移植されてゐたが、これ

蘭領印度……農業

尙一九三五年の生産状況は左の如くである。

瓜哇	九	一、六六〇	一、五七〇	二、九二一	一、九三〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
爪哇	九	一、六六〇	一、五七〇	二、九二一	一、九三〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
合計	九	一、六六〇	一、五七〇	二、九二一	一、九三〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇

引く時は其の概略的數字を算出することが出来る。即ち左の通りである。

年次	輸出可能量	農園生産高	土人生産高
一九三〇	一、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
一九三一年	一、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
一九三二年	一、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
一九三三年	一、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
一九三四年	一、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇
一九三五年	一、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇

土人ガムビル

生産高は不明であるが、輸出可能量より農園生産高を差

輸出 仕向國別輸出高は左の如くである。

單位：數量一噸 價額一千盾

國別	一九三〇		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
英國	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
獨逸	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
佛國	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
白耳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
伊太	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
丁抹	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
新嘉	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
彼南	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
瑞典	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
加那	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
南阿	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
其他	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
合計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

二四 苧 麻

苧麻は總て土人により栽培せられ、而も陸稻、玉蜀黍及カツサーの間作として作られる故に植付面積及生産高は不明である。生産高は相當數量に達するものと見られるが、領内の消費割合に多く、從て輸出數量は差程多くない。

主要栽培地は爪哇のサラカルタ、マラン、ボジョネゴロ、マデワツ、スマラン、ヂヤバラレムベンで、外領方面に於ても亦盛んに栽培されて居るが、外領よりの輸出は極めて僅かである。一九三四年の爪哇に於ける收穫面積は一一、一八九九疇である。

輸出 仕向國別苧麻子輸出高は左の如くであり、日本に最も多く輸出されて居る。

國別	一九三〇		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
英國	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
獨逸	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
佛國	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
伊太	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
日本	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
伊本	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
伊本	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
伊本	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
伊本	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
伊本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
伊本	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
伊本	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

二五 芳香油植物

蘭領印度は芳香油植物に富み、其の主なるものはシトロネラ、カユプテ、カナナガ、パチヨリ、レモングラス等であるが、シトロネラの栽培が最も盛んである。

シトロネラ——之は一名セレ草又は香水草とも稱せられ、歐人土人共に栽培して居り、栽培地は爪哇であるがスマトラ及セレベスの二島にも若干栽培されて居る。シトロネラ油(一名セレ油)は本草を乾燥して採られ、ゲラニオール、含有多き程優良品とされ、取引は含有率八五%を標準として行はれる。

農園・植付面積及生産高 歐人のシトロネラ栽培状況は左の如くである。

地方名	一九三〇		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
爪哇	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
爪哇	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
爪哇	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
爪哇	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
爪哇	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
爪哇	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
爪哇	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
爪哇	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
爪哇	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
爪哇	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
爪哇	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
爪哇	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
爪哇	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
爪哇	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

蘭領印度……農業

蘭領印度...農業

輸出

シトロネラ油以外は数量金額共に僅少で左の如くである。

主要芳香油輸出高表

単位：数量（トネット） 金額：千盾
出所：蘭印貿易年報

品名	数量	金額	数量	金額	数量	金額
シトロネラ油	八三三、〇〇七	九、九六三、五五五	一、五九二、六八〇	一、六四四、一六四	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
カナナガ油	一、五五	二、四七	一、五五	一、五五	一、五五	一、五五
計						

一三八四

品名	数量	金額	数量	金額	数量	金額
カユブテ	九、一三三	七、二二四	九、一三三	七、二二四	九、一三三	七、二二四
バチヨリ	一、五	三、〇〇	一、五	三、〇〇	一、五	三、〇〇
ウイツイル油	—	—	—	—	—	—
計						

次に最も重要なシトロネラ油の仕向國別輸出高を見るに左の如くである。

仕向國別シトロネラ油輸出高表

単位：数量（トネット） 金額：千盾
出所：蘭印貿易年報

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
和蘭	九、九六三、五五五	一、五九二、六八〇	一、六四四、一六四	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
英	—	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—	—
佛國	—	—	—	—	—
伊國	—	—	—	—	—
米	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—
日	—	—	—	—	—
支那及新西蘭	—	—	—	—	—
計					

二六 玉蜀黍

總説 玉蜀黍は總て土人により栽培せられ、元來主として土人の食料に充てられて居たものであるが近年大量輸出されるに至り、現在に於ては雜物

産輸出の大宗となり東部爪哇方面に於ては邦人物産商にして之が買付に従事して居るものが相當多い。主要産地は東部爪哇、セレベス、バリ、ロムボク等である。

爪哇に於ける收穫面積、見積生産高及輸出高は左の如くである。

爪哇玉蜀黍收穫状況及輸出高表

出所：蘭印輸出農産物産統計

年次	收穫面積	見積收穫高	對外輸出高
一九三一	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三三	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三四	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三五	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三六	一、九三二	一、九三二	一、九三二

単位：数量（トネット） 金額：千盾
出所：蘭印貿易年報

仕向國別玉蜀黍輸出高表

単位：数量（トネット） 金額：千盾
出所：蘭印貿易年報

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
和蘭	一、八一五	一、八一五	一、八一五	一、八一五	一、八一五
英	—	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—	—
佛國	—	—	—	—	—
伊國	—	—	—	—	—
米	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—
日	—	—	—	—	—
大連、朝鮮、滿洲	—	—	—	—	—
比	—	—	—	—	—
律	—	—	—	—	—
其	—	—	—	—	—
計					

二七 落花生

總説 總て土人により栽培せられ、爪哇に於てはボジヨネゴロ、マツラ、ケチリ、チヨクチャカルタ、チエリボン、ヂヤバラシムベン、スラカルタ及マランの諸地方を主産地とし、外領に於てはバリ、ロムボクに出来るのみである。

爪哇落花生生産状況及純輸出高表

出所：蘭印輸出農産物産統計

年次	收穫面積	生産見積高(脱皮)	對外純輸出高
一九三一	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三三	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三四	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三五	一、九三二	一、九三二	一、九三二
一九三六	一、九三二	一、九三二	一、九三二

単位：数量（トネット） 金額：千盾
出所：蘭印貿易年報

蘭領印度...農業

単位：数量（トネット） 金額：千盾
出所：蘭印貿易年報

爪哇に於ける收穫面積、見積生産高及輸出高は左の如くである。

仕向國別輸出高	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
和蘭	一、八一五	一、八一五	一、八一五	一、八一五	一、八一五
英	—	—	—	—	—
獨逸	—	—	—	—	—
佛國	—	—	—	—	—
伊國	—	—	—	—	—
米	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—
日	—	—	—	—	—
大連、朝鮮、滿洲	—	—	—	—	—
比	—	—	—	—	—
律	—	—	—	—	—
其	—	—	—	—	—
計					

蘭領印度...農業

仕向國別落花生輸出高表

Table showing peanut export values by destination country for the years 1931-1936. Columns include country names (e.g., 和蘭, 英領印度, 香港) and rows for quantity, price, and value.

一三八六

單位：數量—噸 價額—千盾
出所：蘭印貿易年報

二八米

概説 米が蘭領印度住民大多數の常食物なるは他の東洋諸國と同様である。爪哇の東部、小スンダ列島、セレベスの北部は米と玉蜀黍又はタピオカを主食物とし、モルツケン群島の住民はサゴを主食物としてゐる。

然し米が土人の主食物となつたのは比較的近世の事で、それは玉蜀黍及タピオカが主食物の地位を占めてゐた。近世に至り土人の購買力の増加、歐人農園に於て土人労働者に米を供給する慣習、生活標準の自然的向上等により米の消費は年々増加し、現在は領内産米のみにては領内の需要を充すに足らぬ爲年々多量の外米を輸入してゐる。

米作面積及收量

爪哇米收穫面積及生産高表

Table showing rice cultivation area and yield in Java from 1931 to 1936. Columns include year, harvest area (千陌), and yield (噸).

輸入

仕向國別米輸入高表

Table showing rice import values by destination country for the years 1931-1936. Columns include country names (e.g., 日本, 香港, 英領印度) and rows for quantity, price, and value.

二九棉花

爪哇の東部即ちスマラン、ヂヤバラレムバン、マデウン竝にスマトラ南部のバレンバンに栽培せられ、最近はニウギネアに於ける我南洋興發合名會社の試作圃も優秀の成績を示し、將來此地に於ける棉作は頗る有望視されて居る。當領に於ける生産額は不明であるが、各地よりの輸出高は左の如くである。(單位：噸)

Table showing cotton export values for various regions (爪哇, 瓜哇, 西貢, etc.) from 1931 to 1936. Columns include region names and rows for quantity, price, and value.

三〇テリス

栽培面積は不明である。輸出されるものは主として林産物としてスマトラに於て採取され、ボルネオ及西部爪哇よりも小量産する。輸出数量は左の如くである。(單位：噸)

Table showing terebinth export values for various regions (爪哇, 西貢, 南東部, etc.) from 1931 to 1936. Columns include region names and rows for quantity, price, and value.

牧畜業

總説—獸醫畜産行政—牧畜の種類—酪農業—統計

一 總 説

蘭領印度に於ける主要産業は農業であるが、家畜の飼育も亦土人の厚生上重要な地位を占めてゐる。蘭領印度に於ける牧畜業は他の諸國と趣を異にし農業用又は挽用の爲に飼育することを主眼とし、肉用は第二次的のものに過ぎない。且つ酪農業と名のつくものは土人の家畜飼育者間には殆んど存在しない。

家畜は土人にとつて投資の一対照物として特殊の意義を有し、彼等は餘裕があれば直に之を家畜に向ける。家畜は彼等にとつては安全な財産であり且つ必要に応じて何等でも現金に戻す事が出来るからである。

蘭領印度に於ける主要家畜は馬・牛・豚・羊・山羊及水牛等であるが、馬は馬車用、牛は挽用及肉用、豚・羊・山羊等は肉用である。土人は羊、山羊の肉は好んで之を食するが回教徒であるが故に絶対に豚を食はない。

蘭領印度中最も家畜の多いのは爪哇及マゾラで、大家畜に就て見れば約七〇%を占め、小スタダ列島一二%、スマトラ九・五%、セレベス八%、ボルネオは僅に〇・七%に過ぎない。爪哇の大家畜合計数は五、八六九、二九二頭で、人口千人當り一四・一頭、方秆當り四四・四頭の割合となり、牧畜の最も盛んなマゾラ島に於ては方秆當り一二九頭を算してゐる。

二 獸醫畜産行政

獸醫畜産關係の行政事務は經濟部獸醫畜産局の管掌に屬する。本局は家畜の疫病を豫防制退し且つ其の改良發達を獎勵する機關で、此の目的の爲に各地方毎に一人以上の獸醫官を駐在せしめて居る。獸醫官の人数は各地方に於ける畜産の發達狀況に依り相異があり、其の配下には爪哇に於て養成された獸醫と助手とが居る。

種との交配及サンデルウッド種純馬育成所を設置し(スムバワ)是が改良に努めて居る。

牛—地産牛たる爪哇牛、スマトラ牛、バリ牛及マゾラ牛等は何れもバンテン(Banteng Bos Sundaensis)の子孫で、爪哇牛とスマトラ牛はヒンズー人の畜した牛との交配によつて出来たもので、優良なものはバリ島及マゾラ島に産する。マゾラ島の牛は爪哇牛とは多少異り一般に體格が小さい。又スマトラのアチエー及バダン高地にも良い地産牛を産する。政府は優良なるオンゴール、マイソール、ヒツサー種を印度より輸入して居るが、領内に於て増殖配給するの有利なるを認め、スムバワ及スムバワの兩地にオンゴール及ヒツサー種の純血種畜所を設け、土人に有利な條件を以て種畜の育成を獎勵せる結果、現在に於ては其の数は政府の需要を滿して尙餘りある程度に發達して居る。配給用の種畜は總て先づベカロンガン州のブンガラサン及スマトラ西海岸州のバダンメンガタスの收容所に收容し、三箇月間氣候に馴らした後爪哇、スマトラの各地に配給せられ、マゾラ及濠洲種畜も亦同様の方法で配給せられる。又政府は蕃殖に適して居る牡牛の屠殺を禁止し、蕃殖に不適當の牡牛の去勢を勵行し且つ優良牛を保留する爲獎勵金を下附する一方、地産牛が乳牛として適しない關係上優良なる和蘭牛の普及蕃殖に努め、之に大に努力して居る。蘭人經營のゼネラル・デ・ウイット農場(Boarderij General de Wit)を此の蕃殖機關に指定し、政府は同農場の種牛を買上げ之を他の酪農場に拂下げて居る。乳牛としては和蘭種の外濠洲牛も輸入されて居る。

水牛—水牛に關しては政府は何等獎勵策を執つて居らず寧ろ之が撲滅を期待して居る様である。其の理由とするところは(一)牛より仕事の行程が遅いと(二)牛よりも疾病に罹り易いこと (三)水浴を必要とする不便があること(四)屠殺後食用として牛より價値が低いこと等である。

豚—豚は回教徒の多い爪哇には左程普及されて居ないが、ヒンズー教の盛んなバリ、ロムボク及ボルネオのダヤク地方、チモル島並に基督教の盛んなメナド地方、バダク地方に於ては土人により多數飼育されて居る。地産豚は印度支那種であるが、優良な獨逸種及ヨークシャー種との交配により豚種改良が行はれつゝある。

蘭領印度……牧畜業

獸醫教育機關としてはポイツンゾルホに蘭領印度獸醫學校 (Notariandisch-Indische Veerartsijkundige School) があり、疫病の豫防制退機關としては獸醫研究所 (Veerartsijkundige Instituut) 種畜改良蕃殖配給機關としては種馬貸與、犍牛收容所及種豚、種禽場が設けられて居る。

總ての傳染病に對する豫防制退は政府に於て無料で實施して居り、血清はポイツンゾルホの獸醫研究所に於て製造配給して居る。最も猛烈且普遍的な傳染病は氣腫疽・敗血症・口蹄疫・鼻疽・假性皮膚・トリパノソミア症・ピロプラズマ症及結核である。是等の疾病に對しては、地産牛及水牛は感染することが多いが、和蘭牛、濠洲牛及是等の雜種牛等は然らず、特に結核に對しては地産牛は全然感染することがないと言はれて居るが和蘭牛、濠洲牛は甚だ罹り易い。故に外國から國內へ襲來する傳染病(主として牛疫・豚コレラ・黄疽・肋膜炎及結核)を豫防する爲國外より豚の輸入、亞細亞・阿弗利加・濠洲より反芻獸の輸入、阿弗利加・亞細亞・濠洲より毛皮・角・乾肉を輸入、亞細亞・阿弗利加より生肉及飼料用乾草(葉)の輸入を禁止して居る。然し特別の場合には經濟部長官は輸入許可を與へる。

獸醫研究所—獸醫研究所は一九〇八年ポイツンゾルホに設立せられ、主たる仕事は左の血清と豫防液の規則的製造及當領に流行する家畜病に關する諸問題の調査研究に之が豫防法の研究である。

一、出血性敗血症の血清とワクチン 二、黄疽の血清とワクチン 三、氣腫疽の血清とワクチン 四、鶏痘のワクチン 五、傳染性流産の血清とワクチン 六、各種スタフィロコッカスのワクチン 七、豚疫の血清とワクチン 八、家禽コレラの血清とワクチン 九、ツベルクリン、一〇、マレインの製造

三 牧畜の種類

馬—蘭領印度の地産馬はポニーで身長は一・二乃至一・三〇米である。主として土人の乗用(山地に於て)、挽用、荷馬として使用せられるが、一般に乗馬用馬及挽馬は他より輸入される。スムバワ、スムバ、ピマ、スマトラのバタック地方及南セレベスの馬は比較的優良種に屬するが、政府はアラビア

良が行はれつゝある。

羊及山羊—之に關しては政府は積極的に獎勵して居ないが、山羊は肉用皮用として土人に多數飼育せられて居る。近年政府は英領印度のエタワ種山羊の飼育を獎勵し、スムバワには純粋のエタワ種山羊の飼育場が設けられ又ポイツンゾルホには小家畜試験場が設置せられて居る。羊の飼育は山羊程に盛んでない。尙民間では肉用種羊を輸入して蕃殖を圖つて居る。

四 酪農業

政府は自ら之を獎勵しないが、疫病又は牛乳の検査を嚴重に施行して居る外優良種牛をゼネラル・デ・ウイット農場より買上げて他の農場に拂下げる便宜を與へて居るのみである。

蘭領印度に於ける酪農場としては左の二つが其の代表的ものである。一、ゼネラル・デ・ウイット農場—本農場は、ウエット大將が設立したものでバンドンより二〇軒距てたチサルワ(Tjarkweva)にあり、投下資本は百萬盾である。面積は二〇〇ヘクタール、乳牛數百頭で何れも純粋の和蘭ホルスタイン種である。一箇年約二〇〇頭の仔牛を産する。牛の外に馬をも飼養しポニーにアラブ種を交配して雜種を作り、ポニーの品種向上を圖つて居る。因に本農場は設備良く整ひ、蘭領第二の酪農場として知られて居る。

二、レムベン酪農場(Lembangse Melkari)—本農場は、バンテンより八軒の距離にあるレムベン高臺地にあつて、伊太利人ウルソン(Urson)氏兄弟に依て經營され、面積は六〇〇ヘクタールである。飼養乳牛は全部純和蘭種で五〇〇頭位居る。本場に於ける一日の牛乳生産量は現在約三、〇〇〇立で、設備はゼネラル・デ・ウイット農場に優つて居り、蘭領印度第一と稱することが出来る。一九〇〇年の設立に係り、以來順調に發展して居る。

五 統 計

次に牧畜業に關する諸統計を示せば左の如くである。

蘭領印度……牧畜業

一九三三	一九三二	一九三一
三三九	三三三	三三三
二二八	二二二	二二二
一一八	一一一	一一一

家畜及同皮革輸出高表

畜(頭數)	一九三三	一九三二	一九三一
馬	110	110	110
牛	110	110	110
水牛	110	110	110
豚	110	110	110
山羊	110	110	110
羊	110	110	110
牛	110	110	110
水牛	110	110	110
山羊	110	110	110
羊	110	110	110

出所：蘭印統計年報

仕向國別皮革輸出高表

仕向國	一九三三	一九三二	一九三一
和蘭	110	110	110
英國	110	110	110
獨逸	110	110	110
佛蘭西	110	110	110
伊太利	110	110	110
米國	110	110	110
埃國	110	110	110
南阿	110	110	110
其計	110	110	110

單位：一頭 價格：一盾 出所：蘭印貿易年報

爪哇及マゾラ

地方名	一九三三	一九三二	一九三一
爪哇	110	110	110
マゾラ	110	110	110
合計	110	110	110

林業

總説—森林行政—林野面積—主要林産物—輸出入状況

一 總説

蘭領印度の林業は、政府の經營方針及其の發達の程度よりして爪哇及マゾラと外領とに分けて觀る必要がある。政府の營林事業として最も重きを爲すものは爪哇のチーク事業であり又雜木の管理も水源の涵養、出水防止の爲嚴重なる管理の下に置かれ、今日に於ては爪哇の山林は過去七十箇年に於ける秩序ある山林行政の運用により外領のものより著しく整備せられて居る。

殊にチーク林は既に東印度會社時代より商業上の目的の爲に管理せられ、強制栽培制度實施中は土人理事官は所定數量のチーク材を所定の場所に送付上納する義務を有し、伐採及運搬は賦役労働規定により土人に負擔せしめられて居た。然るに其後本制度の廢止せらるゝや、伐採は請負人に請負はすこととなつたが、不規則なる濫伐が行はれ而も再植等は毫も顧られなかつた爲政府は一八九七年に林業法を制定し、總てのチーク材を調査測量して林區の設定を行ひ、其の開拓は専ら政府の直營事業に移すに至つた。然し乍ら、未だ完全なる林區の設定されない所謂暫定的假計畫の樹てられて居る區域の伐採事業は契約により民間の會社個人をして行はしめて居る。伐採後の再植林は嚴重に勵行されて居ることは言を俟たない。

チークの主産地はスマタン、レムバン、マデウン、ケデリの各地方で、チエプーには大集材所が設けられて居る。

他方雜木材の主要效用は、前記せる如く其の産出する木材に非ずして其の治水的效用であり、一八九〇年山林保護法が發せられて以來政府により嚴重に管理せられ、其の伐採は一部消費者が特許を得て之を行つて居るが、其他は山林局の監督下に行はれ、ブレアンガン及プスキ地方が最も盛んである。政府は雜木も亦チークと同様之を林區に分ち、規則的に伐採再植を行つて居る。

蘭領印度……林業

爪哇に産する主要木材はチーク、ラサマラ、檜類、栗類、Paspas, Manglid, Podocarpus 等である。

外領の森林は面積頗る廣大にして總面積の六九%を占め、殊にスマトラ及ボルネオの森林は殆ど無盡蔵と云はれて居る。然し乍ら最近の調査に據れば、河川に沿ふて繁茂して居る密林は一般に奥行なく又奥地は土着人により荒されて居る所及處女林が第二次林となつて居る所も相當ある模様である。伐採業はスマトラ東海岸州、リオー州及南東部ボルネオ州が最も盛んである。林相は純林は極めて少く、概ね多種多様の樹木が混清して雜然と繁茂して居り、稀に有用樹木の純林に近きものも見受けられる。

外領の林業は、官營事業に必要な木材及木炭採集用の山林を除き總て私人企業に委ねられて居る。

林業コンセッションは一區面積最高五千バウ、期間三十年で、一箇當り最小限十五仙の税と木材及其他林産物産出價額の1%以上のローヤリティを支拂ふことを要し、地方長官により下附せられる。又土侯にして其の權限を有する者は地方長官の承認を経て土侯自ら之を下附する。但し一年以内に事業を開始せざる時は撤回される。尙同一の方法で最高十萬陌を超えざる範圍に於て五箇年を限り森林踏査のライセンスが與へられる。

スマトラ、ボルネオには Meranti, Karawing, Kamfer, Balau, Merawan, Kasak, Balangaran, Bajan, Merbau, Penak, Balau, Bakau, Tembese, Koo-lim, Pelang, Tempinis, Rengas, Daroe-Daroe, ardoarpus 類等を産し北部セレス及附近の島嶼には黒檀、小スマンタ列島には白檀を産し、木材以外の林産物たる籐は主としてスマトラ(集産地バラムベン)、ボルネオ、セレスに産し、コバル、ダマルはスマトラ、ボルネオ、セレス、モルツケン諸島及ニウギネアに産し、ベンゾエ等も是等の各地に産する。

二 森林行政

蘭領印度の山林行政は經濟部山林局の管掌に屬し、山林局は更に本局、チ

蘭領印度……林業

1ク事業部、爪哇及マツラ雜木林部、外領雜木林部、營林企劃部、林業試驗所、面積測量部に分たれ、實際的に森林の管理に當つて居るのはチーク事業部、爪哇及マツラ雜木林部、外領雜木林部の三部である。爪哇及マツラの山林は、其性質上よりチーク林と雜木林に、又其の目的により保留林と非保留林に分たれチーク林は總て保護林に屬し、雜木林も保護林に指定されたものは山林局に於て管理し、他は地方長官により管理される。又山林に於て最後の事業計畫の樹立されたものを企畫林、諸計畫の暫定的のものを暫定企劃林、然らざるものを非企劃林と呼稱する。

現在チーク林は管理上三十六區に分たれ、雜木林は十八區に分たれて居り、各區には管理官として林務官が任命されて居る。雜木林區中にはチークを含むものもある。

外領は十三林區に分たれ、各林區には爪哇の林區同様林務官が管理官に任命され、駐割地はフォート・デ・コック、タルトン、メダン、クタラヂヤ、パレムバン、バンカルビナン(以上スマトラ)、ボンテアナ、バンヂヤルマシンの

爪哇及マツラ森林面積表

年次	チーク林面積		總面積
	面積	爪哇及マツラ面積に對する百分率	
一九三九	1,110,000	68.5	1,620,000
一九三三	1,011,000	68.5	1,477,000
一九三二	1,011,000	68.5	1,477,000
一九三三	1,011,000	68.5	1,477,000
一九三九	1,110,000	68.5	1,620,000

(以上ボルネオ)、マカツサル、メナド(以上セレベス)、アムボン(モルツケン州)及シガラヂヤ(小スンダ群島)である。

營林企劃部の任務は、森林より短時間内に且つ最小の費用を以て繼續的に直接間接の利益を獲得する方法を研究して事業計畫を確立するにある。事業計畫は十年を一期とする繼續事業として樹立せられ、最初の十年間の成績に基き次の十年間に對する補足計畫が樹てられることになつて居る。

林業試驗所は一九二八年ポイテンゾルホに設立せられ、森林管理上發生する學問的又は技術的諸問題を研究するを目的とするもので、森林博物館、腊葉館、林業圖書館が附屬して居る。民間の要求ありたる時は木材及林産物の特別調査試験を行ふが、之に對しては一定の料金を徴収して居る。

三 林野面積

爪哇及マツラ並に外領の林野面積は左の如くである。

年次	雜木林面積		非保留林面積	
	面積	爪哇及マツラ面積に對する百分率	面積	爪哇及マツラ面積に對する百分率
一九三九	1,620,000	100.0	1,110,000	68.5
一九三三	1,477,000	100.0	1,011,000	68.5
一九三二	1,477,000	100.0	1,011,000	68.5
一九三三	1,477,000	100.0	1,011,000	68.5
一九三九	1,620,000	100.0	1,110,000	68.5

外領森林面積表

単位：平方呎 出所：蘭印統計年報

地方別	森林面積	州面積に對する百分比	保留林面積
スマトラ島	1,477,000	68.5	1,011,000
パレムバン州	1,011,000	68.5	685,000
ヂヤムビ州	1,011,000	68.5	685,000
スマトラ東海岸州	1,011,000	68.5	685,000
スマトラ西海岸州	1,011,000	68.5	685,000
タバヤ州	1,011,000	68.5	685,000
アチヘー州	1,011,000	68.5	685,000
リオン州	1,011,000	68.5	685,000
パンカ州	1,011,000	68.5	685,000
ボルネオ島	1,011,000	68.5	685,000
西部ボルネオ州	1,011,000	68.5	685,000
南東部ボルネオ州	1,011,000	68.5	685,000
セレベス島	1,011,000	68.5	685,000
メナド州	1,011,000	68.5	685,000
モルツケン州	1,011,000	68.5	685,000
チモル州	1,011,000	68.5	685,000
バリ・ロムボク州	1,011,000	68.5	685,000
計	1,110,000	68.5	756,000

年次	爪哇及マツラ官營木材及木炭生産高表		出所：蘭印貿易年報	
	木材(千立)	薪材(メータード)	木炭(千立)	竹材(千立)
一九三九	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
一九三三	1,011,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000
一九三二	1,011,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000
一九三三	1,011,000	1,011,000	1,011,000	1,011,000
一九三九	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000

當面の林産物としては木材、木炭、竹、籐、ダマ、コバルが主なるものであるが、産額として判明して居るものは木材及木炭のみで、他は土人により蒐集せらるゝ關係上全く不明である。

外領木材生産高表

出所：蘭印統計年報

地方別	木材	薪材	木炭
スマトラ島	1,477,000	1,011,000	1,011,000
パレムバン州	1,011,000	685,000	685,000
ヂヤムビ州	1,011,000	685,000	685,000
スマトラ東海岸州	1,011,000	685,000	685,000
スマトラ西海岸州	1,011,000	685,000	685,000
タバヤ州	1,011,000	685,000	685,000
アチヘー州	1,011,000	685,000	685,000
リオン州	1,011,000	685,000	685,000
パンカ州	1,011,000	685,000	685,000
ボルネオ島	1,011,000	685,000	685,000
西部ボルネオ州	1,011,000	685,000	685,000
南東部ボルネオ州	1,011,000	685,000	685,000

四 主要林産物

蘭領印度……林業

蘭領印度...林業

セレベス島	八三〇〇	九一〇〇	一〇〇
メナド州	六一〇〇	三〇〇〇	一〇〇
モルツケン州	一	一	一
チモル州	一八〇〇	四〇〇〇	一〇〇
バリ・ロムボク州	一八〇〇	五〇〇	一〇〇
計	一八三〇〇	五七、七〇〇	一〇〇
一九三三	一八三〇〇	五七、七〇〇	一〇〇
一九三二	一八三〇〇	五七、七〇〇	一〇〇
一九三一	一八三〇〇	五七、七〇〇	一〇〇

外領には、以上の外リオー州及スマトラ東海岸州の南部ベンカリス地方に支那人に特許せるパングロン(Panglaron)と稱する伐採事業があり、其の伐採高は左の如くである。

五 輸出入状況

最初に輸出状態を見るに左の如くである。

地方名	木材	薪材	木炭
ベンカリス	伐採高 二四	伐採高 一八	炭産 二二
リオー	伐採高 二〇	伐採高 一八	炭産 二二
計	伐採高 四四	伐採高 三六	炭産 四四
一九三五	伐採高 四四	伐採高 三六	炭産 四四
一九三四	伐採高 四四	伐採高 三六	炭産 四四
一九三三	伐採高 四四	伐採高 三六	炭産 四四
一九三二	伐採高 四四	伐採高 三六	炭産 四四
一九三一	伐採高 四四	伐採高 三六	炭産 四四

仕向國別各種木材木工品輸出高表

國別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額	数量	價額
和蘭	六、七三三	八、三二一	四、九七〇	四、六九	七、〇〇八	四、九七	六、六三九	二、四二二	五、三三三	四、四四
佛蘭西	一、〇九一	一、七七一	一、〇六	一、〇六一	一、三三六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六	一、〇六
獨逸	七〇一	三、四	二	二	二	二	二	二	二	二
計	八、五二五	一〇、〇九六	六、〇三八	五、七五七	八、三四六	六、〇五七	七、七〇五	三、四八〇	六、四〇二	五、五〇四

單位：數量—噸 價額—千盾 出所：蘭印貿易年報

蘭領印度...林業

白耳義ルクセンブルグ	五八	八	三六	五〇	五七	四四	二六	六六	六	×
伊太利	二二七	二九九	一七	五〇	六	五	一	〇〇	〇	×
新嘉坡	二、四三〇	四、七〇〇	二、〇九〇	三、八四	一、七七一	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	×
英領馬來	八、〇〇〇	一、三三六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	×
香港	二、二〇〇	五八	六、七	一四	二	二	二	二	二	×
支那	一、四八	二二	一八	三	五	二	二	二	二	×
日本	一、三〇一	二八七	一、八〇	九	一、一三	三三	一、一三	一、一三	一、一三	×
日木	一〇、四〇〇	三、四九	八、三九	二、〇〇	二、九八	五八	七、八〇	七、八〇	七、八〇	×
南阿邦	一、一〇一	三三	一、一〇	三三	一、一〇	三三	一、一〇	三三	一、一〇	×
其他	一、一〇一	三三	一、一〇	三三	一、一〇	三三	一、一〇	三三	一、一〇	×
計	二八、八三三	四、九八	二五、二六	六、八	二二、五〇	一、八	二二、五〇	一、八	二二、五〇	一、八

水産業

漁業—水産行政—漁業の取締—邦人漁業—主要漁場—輸出入状況

一 總説

漁業は古來沿岸、内水共に相當盛んに行はれ、土人の生業として或程度の重要性を有するものであるが、一般に農業、牧畜業の副業として行はれる向多く、僅かに爪哇の北岸及外領の人口稠密にして相當販路を有する地方に於てのみ專業となつて居る。然し乍ら、其の規模並に方法は頗る幼稚且つ原始的で到底領内の重要を充すに至らず、年々多量の魚類を輸入して居る。即ち漁業は他の産業に比し著しく不振状態にあるが、之は他に二、三の原因もあるが主として政府の産業政策が從來農工業に偏重し、水産業を全く等閑に附し、之に對し何等の施設をも行はなかつたことに原因するものである。近年政府は漸く漁業にも意を注ぎ逐次各般の施設を行ひつゝあるが、政府が斯く目覺め農工商務部内に水産課を新設するに至つたのは十數年前より邦人漁夫が爪哇海及セレス近海に於て盛んに活動し、當領に於ける水産資源の價値及存在を明示せる結果であると云ふも過言でない。

二 水産行政

一九二九年初めて水産課が現在の經濟部の前身たる農工商務部内に設置せられ、海洋漁業係と内水漁業係とに分たれて居たが、現在は經濟部農業水産局内の海洋漁業課及内水漁業課となつて居る。

内水漁業課は専ら湖沼及養魚池に於ける漁業の指導取締の任に當り、其の研究機關として一九三〇年ボイテンゾルホに設置せられた内水漁業研究所(Laboratorium van de Binnenvisserij)は、養魚及漁業に關する諸問題の生物學的及經濟的研究を行ひ又同年バンドンに設置された中央魚苗養成所は、魚苗の育成供給の任に當る等最近施設大いに整備せられた結果成績相當見ゆるべし。

きものあり、土人の斯業に對する關心漸く高まり、西部爪哇は勿論のこと中部及東部爪哇に於ても養魚池面積は顯著なる増加を示し、漁獲高も著しく増加を示すに至つた。養魚の主なるものはグラミ、虱目魚、鯉等である。

海洋漁業課は、漁獲技術及漁獲方法を改善し以て土人漁業の漁獲力の増大を圖るを目的とし、之が調査研究は一九三四年五月に設置された海洋漁業研究所(Instituut voor de Zeevisserij)及其實地試験場たるパタビア漁業試験場(Zeevischerijstation te Batavia)に於て行はれる。本試験場は試験の結果に基づき指導を行ひ又小型發動機を取付けた土人舟及安價な發動機漁船による漁獲試験、バヤン網の長さ及深さを増大して漁獲高を増加する方法を研究する傍新漁場の調査をも行つて居る。然し乍ら、政府が最も意を注いで居るのはマヤン船漁業で、試験の結果帆を發動機に取換へた場合二倍以上の漁獲があることが立證せられ、又日本の鮭網を以て試験を行つて居るが之も亦満足すべき成績を示して居る。

尙パタビアには植物園に附屬する海洋研究所(Laboratorium voor het onderzoek der zee)があるが、此處に於ては専ら魚類の生物學的研究が行はれ、水族館が併立されて居る。

叙上の如く、蘭領印度に於ては海洋漁業は未だ試験時代であり、土民支那人は多く尙在來の方法を以て漁撈に従事して居るが、近時發動機船を使用する者も現はれつゝある。

三 漁業の取締

次に漁業規則に就て觀るに、領海内に於ける漁業に關しては一九二七年四月二十九日附を以て沿岸漁業令(Kustvisserij-Ordonnantie)が公布され同年九月一日より施行されて居る。之に據るに、沿岸漁業とは蘭領印度の領海内に於ける漁業を指し、之を更に普通の沿岸漁業と小規模沿岸漁業とに分ち、小規模沿岸漁業と云ふのは、自家用を目的とし且つ漁獲にも輸送にも機械的動力付の船舶を用ひないものを云ひ、漁船は特別の場合總督が他の船舶の使用を許可したる場合を除き必ず和蘭又は蘭領印度に船籍を有する船舶で

なければならぬ。又沿岸漁業に従事する資格と許可に就て觀るに、和蘭臣民は原則として自由に沿岸漁業に従事する資格を有して居り、外國人及當領又は和蘭に設立されて居ない株式會社、合名又は合資會社、組合、船舶會社は、沿岸漁業の場合には經濟部長官の交付する許可證及小規模沿岸漁業に於ては地方長官又は其名に於て交付された許可證によつて許容された場合にのみ之を營むことが出来る。但し和蘭臣民に非ざるも和蘭臣民又は許可證所有者に使用されて漁撈に従事する者は許可證を必要としなす。經濟部長官の下附した許可證は、其同意を得て他人に譲渡することが出来るが、(一)所有者にして之を要求せる場合、(二)經濟部長官に於て許可證下附後六箇月以内に事業を眞面目に開始せずと判断せる場合、(三)經濟部長官に於て許可證記載されたる條件の一又は夫以上が全く又は十分に履行されざるか又はされざるものと判断したる場合、(四)事業の全部又は一部分が中止され經濟部長官の定むる期間内に再開を見ざる場合には許可證は撤回される。

漁區は禁止區域と非禁止區域とに分れて居り、禁止區域は現在スマトラの北端にあるウエー島近海、スンダ海峽、カリムンジャワ群島、ストラバヤを中心とするマヅラ島一帶の海面、ストラバヤの北部パウエアン島近海及テラチャツプ港を中心とする海岸一帶の地で、一般に海軍の管理下にある海面は禁止區域となつて居る。然し乍ら、是等禁止區域に於ても、事情如何により海軍部長官は漁獲の特許を與へることが出来る。非禁止區域に於ては、許可を得れば一般に漁獲が出来るが、眞珠貝、海綿及海鼠に關しては特別規定があり、それに基づいて許可を受けねばならぬ。

蘭領印度政府は漁業に於ても亦土人の利益の保護に非常に重きを置いて居る故に、種々の條件が附されることがある。其制度及習慣によつて土人に與へられて居る漁業権は、如何なる場合に於ても之を侵害し又は賣却、讓渡することを許されぬ。漁業許可所有者は許可證中に記載された一種又は夫以上の海産物の漁獲のみを營む権利を有し、記載されたもの以外のものを漁獲する権利を持つて居ない。

尙外國漁船の領海内漁業は絶対に禁止(特許を得たるものを除く)されて居

り領海内に立入ることさへ禁止されて居る。之に違反したる場合には最高三箇月以下の禁錮又は五百盾以下の罰金を課せられ更に所有者の何人たるを問はず船體漁具漁獲物を沒收することになつて居る故に、邦人漁業者は此點大いに注意することを要する。

四 邦人漁業

邦人漁夫が初めてパタビアに現はれたのは一九二五年のことであるが、是等は總て新嘉坡より渡來せる鮭網業者である。一九二六年パタビアに初めて市場が設けらるるや益々活潑なる活動が開始せられ、一九三〇年の頃には鮭網八組、動力付漁船十六隻、無動力漁船三二隻、従業員四五〇名を算し、水揚高五二萬盾に達しパタビアに於ける總水揚高の四分一を占むるに至つた。斯くして當領に於ける邦人漁業の有望なることが喧傳さるゝに従ひスマトラのサバン、パダン、セレスのメナド及其附近並にマカツサル等に沖繩漁夫渡來し夫々活動を開始するに至り又ニウギネア沿岸及アルー島近海に於て眞珠貝・高瀬貝・夜光貝等の採取に出漁する者増加するに至つた。然るに是等漁夫間には蘭印の法現に通せざる爲禁止區域に於て漁獲に従事する者現はれ面白からざる事件を惹起する者があるが、將來の發展の爲斯る行爲は大いに慎むべきであり、蘭印政府に於ても邦人漁船の監視取締を嚴重にし、違反船を發見せる時は容赦なく處罰して居る。

一九三五年十一月一日現在蘭印に於ける邦人漁業者数はスマトラ五〇名(パダン及サバン等)、爪哇二二名(パタビア)、セレスのマカツサル三〇名、同メナド地方五一六〇名で總計三三〇乃至三四〇名居り、是等の者は何れも當領に本據を置くものである。但し組織的に漁業を經營して居るものはパタビアの大昌漁業公司、メナドの日蘭漁業會社のみで、前者は近年三五萬盾乃至四〇萬盾を水揚して居る。尙邦人漁船の漁獲物に對しては輸入税が課せられる筈であるが、特に登録制度を設け、登録漁船の漁獲物に對しては免稅の便宜を與へて居る。然し乍ら今後新たに登録することは許さない方針であり、従て現在以上に船を増すことは不可能と看られて居る。

五 主要漁場

蘭領印度に於ける主要漁業地は爪哇の北部沿岸、スマトラ東海岸のバガン・シ・アピ・アピ (Bagan Si Api Api)...

爪哇近海は南部は深海であるがセレベス以西の海は一五〇米以内の浅海で、底魚漁場として注目されて居る。蘭領政府は夙に之に注目し之を奨励した...

仕出国別乾鹽魚罐詰其他魚類輸入高表

Table showing fish import statistics for 1931-1936, categorized by country (e.g., 英國, 佛蘭西) and value.

六 輸出入状況

蘭領印度は南洋に於ける水産物輸入國の筆頭で、一九三一年乃至一九三五年の輸入高は左の如くである。

仕向國別貝殼輸出高表

Table showing shell export statistics for 1931-1936, categorized by destination (e.g., 英國, 佛蘭西, 爪哇).

鑛業

總説―鑛業政策―鑛山行政―鑛業法規―對私人鑛業封鎖地帯及對特定鑛物保留地帯―石油企業可能性―投資額―主要鑛產物(石油、錫、石炭、金、銀及其他の鑛產物、鐵鑛)

一 總説

鑛業は農業に亞ぐ蘭領印度の重要産業で、埋藏鑛物の主なるものは石油、錫、石炭、金銀、滿俺、沃度、鐵、銅、ニツケル、ボーキサイト、アスファルト、ダイヤモンド、硫黄、鉛、亜鉛、クロム、水銀、モリブデン、アンチモニー、蒼鉛、タングステン等があり、其の分布状態は左の如くである。

Table with columns: 鑛物名, 分, 布, 状, 態. Lists minerals like 石油, 石炭, 錫, 金銀, 鐵, 銅, 滿俺, 鉛, 亜鉛, ニツケル, 白金, クロム, タングステン and their distribution in regions like スマトラ, ボルネオ, セレベス, etc.

Table with columns: 水銀, 錫, 鉛, アンチモニー, ダイヤモンド, 沃度, 硫黄, 燐, アスファルト, 菱苦土, ボーキサイト. Lists minerals and their locations in regions like ボルネオ, スマトラ, セレベス, etc.

二 鑛業政策

政府は、歐洲大戰前までは自由許可主義に則り鑛物の發見者に對し無制限に鑛業權を與へたが、爾來一轉して頗る閉鎖主義に傾き、一九一八年には鑛業法の一部を改訂し特に石油、石炭、褐炭、アスファルト及可燃性瓦斯の採掘權は政府以外の私人又は會社には新たに許可せざる方針を採るに至つた。政府が此の舉に出でた理由は種々あるが、大體に於て左の二點にある。

四 鑛業法規

鑛業は國家的特殊事業なれば、和蘭以外の外國資本を餘り多く混入させしむることは國際關係上將來或は好ましくないからざる影響あるべきことを慮れたること。即ち政府は財政上及政治上の見地よりして一九一三年頃より從來の自由許可主義を改め容易に新なる採掘權を許可せず、可燃性鑛物は勿論のこと金、銀、錫等重鑛物を埋藏すると思はるゝ地帯は容赦なく勅令を發して政府自ら探査を終るまで保留するに至り、現在に於ては鑛物資源は殆ど全部保留されて居る。

三 鑛業行政

- 一、蘭領印度の地質、地殻構造の調査
二、探鑛學上の調査研究
三、鑛物化學及冶金學的研究
四、産業及學術上有益なる地質學、鑛物學、冶金學及鑛業に關する調査の結果の發表
五、探鑛場及之に附屬する總ての設備の安全維持上及會計上の監督並關係法規の遵守の勵行
六、官營錫及石炭鑛業の指揮監督

鑛業法第一條第一項は鑛物をA Bの二種に分ち、土地所有者と雖も之を自由採掘することを許さない。A種鑛物 寶石、黒鉛、白金、オスミウム、イリヂウム、金、銀、水銀、蒼鉛、モリブデン、ウオルフラム、鉛、亜鉛、カドミウム、ニツケル、コバルト、クロム、鐵、滿俺、安質母尼、砒石、ストロンチウム(以上の鑛物は、粗たると純たるとを問はず)、同一鑛床にあるの故を以て前記鑛物と同時に採掘するゝ他の鑛物、硫黄を含有する鑛物、明礬、硫酸製造に使用するべき鑛物、硝子製造に使用するゝ鑛物、肥料製造に使用するゝ燐酸鑛物、岩鹽及岩鹽と同一鑛層にあるもの。B種鑛物 無煙炭、其他の石炭、褐炭、石油、瀝青、土鑛、其他の瀝青等體(固體液體共)及可燃性瓦斯、沃度及同化合物。A種鑛物を發見せる時は、該鑛物が自然の状態に在り且つ採掘が技術上可能なる場合に差支無き限り當然採掘權を與へられるが、B種鑛物を發見しても直に採掘權を與へられない。本種鑛物は、政府に於て保留して居る關係上政府との契約により委託採掘の名の下に初めて之を採掘することが出来るのみで、本契約は其の都度法律(本國議會)の許可を要する。即ち蘭印政府としては、可燃性鑛物の自由採掘權を新に下附しない方針を採つて居るのである。

探鑛及採鑛資格者

鑛業法第四條に左の如く規定されて居る。即ち一、和蘭人、二、和蘭又は蘭領印度住民、和蘭又は蘭領印度に設立されて居る會社で、會社に就ては、管理者又は取締役が一名又は二名の時は其の全部が、又二名以上の場合には其の多數が和蘭人又は蘭領印度住民たることを要し、且つ和蘭又は蘭領印度商法により設立されたものなることを要する。

試掘權

試掘の許可は如何なる鑛物に對しても與へられ、其の試掘權及許可の要項は左の如くである。一、申請書には、鑛務局長の定めたる書式に則り五〇盾の印紙を貼用するこ

- とを要す。
 - 二、申請書には、申請者に於て検印せる印紙を貼用せざる其寫及申請區域の正確詳細なる地圖一葉を添附することを要す。
 - 三、許可申請面積は、一件につき一〇、〇〇〇平方呎を越ゆることを得ず。
(但し境界設定の關係上餘儀なき時は超過を認めらる)
 - 四、試掘は鐵務局長之を許可し、期間を三年とし、一年づつ二回延期さる(延期の申請は満期前三箇月前に之を爲すことを要す)。
 - 五、試掘は一年以内に開始することを要す。
 - 六、鐵産税は、試掘面積一陌に就き二仙半。
 - 七、鐵産税は總價額五〇〇盾までは無税、其以上に對し年四分。
 - 八、申請書は、所轄地方長官に提出することを要す。
- 鐵業權** 鐵業許可書中に明記されたる地域に對し總督により與へられ、其申請及許可の要項は左の如くである。
- 一、申請書には左の事項を記入することを要する。
 - イ 申請者の姓名、住所、職業、年齢
 - ロ 採掘すべき鐵物の名稱
 - ハ 申請人の選擇せる住所
 - ニ 目的鐵物發見の位置、申請區域及既存コンセツションとの境界
 - ホ 試掘許可所有者として發見せる時は、試掘許可書の日附及番號
 - ヘ 既に他の鐵物に對する採掘權を獲得し居る時は、該採掘權下附の日附及番號
 - ト 出願區域内に於ける土人開拓地の有無。若し存在する場合には該開拓地所有者の同意なくして採掘することを得ざる區域との境界
 - チ コンセツションに附すべき名稱
 - リ コンセツションの下附を希望する年限(註七十五年を越ゆることを得ず)
- 二、申請書には、左の書類を添附することを要する。
- イ 該鐵物が技術上採掘可能なることを立證する書類

- ロ 縮尺二萬五千分の一以下ならざる申請區域の平面圖三葉。但し本圖は、宣誓せる測量師又は鐵務局長の適當と認めたる測量師の測量せるものにして、
 - (一)申請區域の境界
 - (二)相互間の距離五〇〇米以下ならざる標識設定に適應せる地點
 - (三)鐵物發見の地點
 - (四)申請區域内に土人開拓地の存在する場合其位置及該土人開拓者の同意あるに非ざれば採掘することを得ざる區域の境界
 - (五)方位決定の用を爲す地表上の人工的又は自然的固定點
 - (六)子午線
 - 等を詳細明記せるものに限る。
 - 三、一區の面積一、〇〇〇平方呎。
 - 四、印紙税二百盾。
 - 五、從業者の四分の三は和蘭住民たることを要す。但し特定の場合には本規定の適用は總督により免除さる。
 - 六、鐵産税一陌當り年二五仙(前納)。
 - 七、鐵産税總賣上高に對し年四分。
- 五 對私人鐵業封鎖地帯及對特定鐵物保留地帯**
- 鐵業上私人に對する封鎖地帯及特定鐵物に對する政府の保留地帯は左記の通りである(一九三〇年九月十五日現在)。
- 一 公益上の理由に依て封鎖されたる地帯
 - (一)一九二二年八月十日附政府の決定第二五號に依るもの。
 - (二)一九一五年九月十四日附政府の決定第三四號に依るもの。
 - イ バンタム及パタビア分省に附屬する並に第四項所掲の沿岸地帯に面するスマンダ海峽中の諸島
 - ロ 中部アリアンガ分省のバンドン郡

- ハ スラバヤ、グリセー及バスルアンの諸分省に於ける沿岸一〇軒の地帯
 - ニ バグアイアン島(スラバヤ分省)
 - ホ カリムンジャワ諸島(タドス分省)
 - ヘ マヅラ島の沿岸一〇軒の地帯並にマヅラ島附屬諸島
 - ト バレムベン州沿岸一〇軒の地帯
 - チ ラムボン及ベンクレーン兩州の沿岸一〇軒の地帯
 - リ ラムボン及ベンクレーン兩州に屬し且つスマンダ海峽にあるものにして前記地域の沖に横る諸島
 - ヌ、ウエー島(アチエ州)
- (三)一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
- イ 西部爪哇省の西部、中部及東部の各アリアンガ分省に在る二地帯
 - ロ ベンカ及屬領州(領海を含む)
 - ハ ビリトン島を除くビリトン州所屬諸島
 - ニ ビリトン州所屬諸島を繞る領海
 - ホ 南東部ボルネオ州のラウト島及鐵業コンセツション下附濟のセブク島の一部を除く其の附近の諸島
 - ヘ ラウト島に面するボルネオ島沿岸一〇軒の地帯
 - ト セブク島全部を含む(ホ)及(ヘ)所掲の部分に隣接する領海
 - チ アムボイナ島及其領海(モルツケン州アムボイナ分州)
 - リ メナド及トナダノ副分州(メナド州)及所屬諸島
- (四)一九二六年七月十六日附政府の決定第一號に依るもの
- イ バンタム、パタビア及クラワンの各分省の沿岸一〇軒の地帯及それ
 - に隣接する領海
- (五)一九三〇年三月十二日附政府の決定第一號xに依るもの
- イ リオー州タンチョンビン分州のカリムン、タンチョンビン及ア
 - ールトジョ副分州。但しカリムン副分州中スマトラ島に存在する

- 部分を除く
- 二 特定鐵物に對する政府の保留地帯
- A 鐵業法第一條第一項B所掲の總ての鐵物に對する保留地帯
- 一、一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
 - イ アチエ州の一部
 - ロ スマトラ東海岸州
 - ハ タバヌリ州の一部
 - ニ スマトラ西海岸州のルプクコタ分州及シヂョンドン副分州の一部(タナダタル分州)
 - ホ インドラギリ分州及カリムン副分州(リオー州タンチョンビン分州)
 - ヘ チヤムビ州及スマトラ西海岸州コリンチバイナン分州のコリンチ
 - インドラプーラ副分州
 - ト バレムベン州の一部
 - チ スマトラ西海岸州オムビリン、炭田の名の下に知られて居る地帯
 - リ 南東部ボルネオ州サマリナダ分州のベラウ、西部クティ、東部クティ及バリクババン各副分州及プーレンガ分州内プーレンガ副分州の一部及チドン地方
 - ヌ ウールスンゲイ分州及バンチャルマシ、ボルネオ南東岸及ズ
 - ンランデン各分州の一部(南東部ボルネオ州)
 - ル ボニ分州並にマカツサル、パレバレ兩分州の一部(セレベス州)
 - ヲ ニウギネア島の蘭領に屬する部分(モルツケン州)但し一九二二年東經百三十五度以東の地方は封鎖を解除せらる。
 - ヴ 西部アリアンガ分省のスカブミ平原の名稱の下に知られて居る地帯
- 二、一九二二年十月二十三日附政府の決定第二六號に依るもの
- イ セレベス州東部セレベス分州及メナド州ボン分州のルーウオク、バ
 - ンガイ及コロノダレ等の各副分州

- 三、一九二七年十一月十七日附政府の決定第三號に依るもの
モルツケン州アムボイナ分州セラム島北海岸の地帯
- 四、一九二九年六月二十一日附政府の決定第一號に依るもの
メンタム、パタビア、ボイテンゾルホ、クラワン、チエリボン、インドラマユ(以上西部爪哇省)、ペカロンガン、テガル、スマラン、クードス、レムバン、プロラ、北バンニューマス、南バンニューマス、ケグー(以上中部爪哇省)、ストラバヤ、モチヨケルト、グリセー、ボチヨネゴロ、マデウン、ケデリ、パスルアン、西部マヅラ、東部マヅラ(以上東部爪哇省)及其屬島並に領海
- 五、一九三〇年十二月九日附政府の決定第二九號に依るもの
イラムボン州テロクベトン分州のコダプミ、メンガラ及スカダナの各副分州
- ロ バレムバン州オーガン・コーメリン分州のオーガン・ウィルー、コーメリン・ウィルーの二副分州
- ハ モルツケン州アムボイナ分州の東セラム、セラム・ラウト及ゴラム副分州の管轄に屬する地域中セラム島にある部分
- B 金、銀、滿銻、安質母尼、鉛、亜鉛及銅に對する保留地帯
一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
(一) ベンターレン州のレボンシムバン及タムバンサワーなる名稱の下に知られて居る二地帯
(二) ベンターレン及バレムバンの兩州に跨るレボンバンダンなる名稱の下に知られて居る地帯
(三) バレムバン州のラワスイ(Rawas I)なる名稱の下に知られて居る地帯
(四) セレベス州のササク地帯なる名稱の下に知られて居る地帯
C 鐵、ニッケル、コバルト、クロム及滿銻に對する保留地帯
一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
D バレムバン州のラワスイ II (Rawas II)なる名稱の下に知られて居る

- 地帯
- 二、一九二二年十月二十三日附政府の決定第二六號に依るもの
イ プリートン、ライウオイ及ルーウの各分郡の一部(以上セレベス州)及メナド州ボンコロンダレ副分州の一部
- ロ モルツセス群島に屬するダナワン島及タナプム副分州(南東部ボルネオ州南東沿岸分州)に在る一地帯
- D 錫及ウオルフラムに對する保留地帯
一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
シンケブ島及シンケブ海中錫コンセツションを除くイオリ州に屬する總ての島
- E 寶石、金及白金に對する保留地帯
一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
(一) ランダク河床(西部ボルネオ州)
(二) 南東部ボルネオ州のグヌン・ラリクなる名稱の下に知られて居る地帯
- F 硫黄に對する保留地帯
一九二二年二月二日附政府の決定第一號aに依るもの
(一) 中部及東部の兩プリアンガン分省に跨るグヌン・パバンダヤなる名稱の下に知られて居る地帯
(二) 中部プリアンガン分省のグヌン・パドウハなる名稱の下に知られて居る地帯
(三) クラワン及中部プリアンガンの兩分省に跨るグヌン・タンクパンアラホなる名稱の下に知られて居る地帯
- G 一九二二年九月二十六日附政府の決定第四七號に依るもの
西部プリアンガン分省のチャムバン地帯なる名稱の下に知られて居る地帯
- H 銅、鐵、硫黄、金及銀に對する保留地帯
一九二五年八月十九日附政府の決定第三六號に依るもの

六 石油企業可能性

一、一九一九年に於ける鐵業法改訂の結果、最早蘭領印度に於て新に石油業を經營することが絶対に不可能の如く考へて居る者があるが、兎に角障礙は種々あるとしても、企業方法は尙相當多くあり、即ち次の通りである。

一、既設會社の買収 パターフェセ及コロニアルの如きは別として、是等グループ外の獨立した會社で買収可能のものが相當にある。會社の買収には株券の全部を買収して社名及定款に何等變更を加へない方法と、新會社を設立して既存會社の財産全部を買込む方法があるが、何れも相手方の會社が承認さへすれば容易に實行し得られる。本方法は第三乃至第五の方法に比して各種種の低い點に於て非常に有利である。即ち鐵區稅一兩當り二五仙、鐵產稅は石油物産總賣上金高の四%にしか過ぎない。

二、既存コンセツションの買収 既存會社の株券又は財産全部を買収することを得ざる時は、之に屬する石油鐵區の全部又は一部を買収することが出来る。即ち鐵業法の改訂前に下附せられた鐵區は買収が自由であるからである。(尙改訂後下附されたコンセツションの買収には政府の許可を要する。)

此の場合には必ず新會社を設立せねばならない。若し設立前に買収を完了する必要がある時は、永住権を有する個人名義で買収出来る。本方法は、會社の買収よりも實行容易で可能の範圍も廣く、獨立會社のみならずコーニンクリク及コロニアル系會社の見棄てたコンセツションをも買収出来る。

三、政府との共同出資 石油に就て本方法が實行された例は、蘭領印度石油會社あるのみである。將來此種共同出資會社が幾多設立されるかは甚だ疑問である。即ち一は政府の財政状態よりして、他はチャムピ油田開發の實績が今の處決定的に判斷することが出来ないからである。成績良好なものがあつたとしても、現在の處之に匹敵する大油田が発見されて居らず又今後の調

七 投資額

查の結果ニウギネア、ボルネオ、スマトラ又はセレベス等に有望な大油田が発見されたとしても、共同事業の相手としてはチャムピ問題の經過より見て米・英が第一候補となり、日本は第二、第三候補者たるべく想像される。本方法に對しては大して期待することが出来ないが、充分に研究の餘地がある。唯本方法の不利とする處は、私人の利得享有率が總て他の方法に比して最も低いことである。即ち利益の大部分(最小限六割最高八割)が政府に搾取されることである。

四、鐵業法第五條所掲契約の締結 本方法は、第三乃至第五の方法中今後最も可能性に富む方法である。本方法は第一及第二の方法に比すれば遜色はあるが、第三に比すれば利益享有率が多い點に於て勝つて居る。契約は三十箇年で鐵區稅は五箇年一兩當り二五仙、次の五年間は二五仙で、其の後は五〇仙である。猶會社は一日平均百噸以下の産油ある油井よりの石油に對しては當該地の市場價値の二割、百噸以上の産油ある油井よりの石油に對しては二割五分、並に瓦斯に就ては自家用五分、其他の瓦斯二割を納入せねばならない。會社は鐵區中見込のないものがあれば之を政府に返還し、鐵區稅を減少することが出来る反面に、契約成立と同時に二箇のボーリングを爲し、不成功の際に更に第三のボーリングを試みねばならない。契約より生ずる權利、義務は、政府の同意があれば第三者に譲渡することが出来るが、此の場合政府は新義務を負担せしむる権能がある。

五、競争入札への参加 本方法は未だ實例が無い。落札者の負擔率は勿論該油田の如何にもよるが、大體第三及第四の方法と大同小異である。

投資額としては和蘭の外に英國、米國及日本があるが、正確な金額は不明である。政府は一九三〇年末現在に於ける投資額を四億三千万盾と發表して居るが、之は各種鐵業會社の拂込資本金であり、社債、借入金等による投資を含まないものである。

蘭領印度……鐵業

各種礦山業に對する各國の投資額は左の如くである(單位千盾)。

國名	石油	石炭	錫	金銀	其他	計
和蘭	11,800	11,200	14,400	18,110	1,200	56,710
英國	11,200	—	—	—	—	11,200
米國	11,000	—	—	—	—	11,000
支那	—	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—	—
民間計	34,000	11,200	14,400	18,110	1,200	79,310
政府	—	—	—	—	—	—
總計	34,000	11,200	14,400	18,110	1,200	79,310

(註) 日本の投資額はボルネオ石油会社の公積資本金二百萬盾中の十分の一拂込額二十萬盾中の出資額のみを示すものであり、本会社のサンクララン油田試掘に費したる費用及爪哇スラガラのチルトモヨの石炭産業の鑛山試掘投資額を算入する時は、數百萬盾に昇る見込である。

以上の如くであり、更に石油にのみ就て觀るに現在當領に石油業を經營して居る會社中先づ第一に擧ぐべきものは三億盾(全額拂込済)の資本を有するバタワセ石油會社で、其資本の六割は和蘭、四割は英國資本である。第二は米國スタンダード石油會社系のネーデルランセ・コロニアル石油會社で、其資本金二千四百五十萬盾(拂込高一千萬盾)は全部米國側の出資で、本社は資本金以外に一億盾の資本を注入して居る。第三は、バタワセ石油會社と蘭領政府の合辦會社たる蘭印石油會社で、其の資本金千五百萬盾は全部和蘭資本であるが半分は政府の出資に係り、他の半分はバタワセ石油會社の出資に係るものである。以上の外に石油會社は猶若干あるが、之は極めて微力のものである故に此處に之を省く。

又日本の出資金十八萬盾は、ボルネオ石油會社の資本金二百萬盾中日本側の株金百八十萬盾の十分の一拂込金で一見甚だ小額であるが、本社の油田開發に日本側の注入せる資本は實に數百萬圓と稱されて居る故に、實際投資額は相當多額に上つて居ることは確かである。

リンガウ(Lookboek Linggau)・ムアラトア(Moerndouan)・マルタアラ(Marripoen)及チンテンギ(Thintengi)の各地方に於ては、バタワセ及コロニアルの二社に對し最近廣大なる面積の試掘許可が與へられ、將來大いに期待されて居る。チャムピ油田は計四十四坑區に分たれて居るが、大部分はタン・ハリ河の南岸地帯にあり、バレンバン州と同様州内石油を産出せるところ無しと迄云はれて居る。現在探掘されて居る坑區はチャムピの西に位置するスチヨムン(Badjohang)及タンビン(Tanjubo)の二坑區で、南方に發達し、現在は北部バレンバンのスミット及クルマン(Kloeng)の兩油田を總稱するクルアン・プロックに編入せられて居る。

北部油田はアチエ州のフルラク油田(Pelak)とスマトラ東海岸州のテラガ・サイエ油田(Telaga Said 別名ランカト油田=Langkotとも稱す)及アルー灣油田(Arehan)より成り、前二者はバタワセ石油會社後者は蘭領印度石油會社の經營に係るものである。當地の産油量はバレンバン、チャムピ同様年々増産の一途を辿り、就中フルラク油田の産出量は近年飛躍的増加を示して居る。

ボルネオ島に於ては、石油は南東部州の東海岸一帯に埋藏せられ、南方はバリト河以東の地より北は英領北ボルネオに接するチドン地方に至るまで脈が連なつて居る。現在探掘せられて居るのはサマリダの南部に位置するサンガ・サンガ(Sanga Sanga)油田の中樞をなすルイス(Louis)・ダレム(Dalen)・ムアラ(Meura)及サムボギヤ(Sumbodji)・タラカン島のムンシマン(Panossau)油田及タラカンの北に位置するブンチニ島(Bonjoe)の油田のみであり、何れもバタワセ石油會社により探掘されて居る。以上の外バリクババンの南方に位置するパシル河(Pairi)の下流地方、サマリダよりサンクラランに至る地方及チドン、プールンガンの二地方の沿岸地帯には未開掘の坑區が多數存在して居る。本州は一九三四年以來産出量を減じ、現在に於ては從來蘭領第一の産油地の地位をバレンバン州に奪はるゝに至つたが、新油田開發の嚆には再び地位を挽回するものと觀られ、現にバリト河下流附近に於て大規模の試掘が行はれて居る。

蘭領印度……鐵業

八 主要礦産物

1 石油

總説 分布—當領の油田は、之をスマトラ油田、爪哇油田、ボルネオ油田、セレベス油田、ムナ(Moena)油田、チメル油田、セラム油田及ニウギネア油田に大別することが出来、スマトラ及爪哇に於ては油田は殆ど全部火山脈の内側に存在し、ボルネオに於ては東海岸一帯の地に、セラムに於ては北岸地方に、チメル島に於ては北東部に、ニウギネアに於ては、ソロン(Sorong)よりマノクワリに至る線より南方の地帯、殊にマツククルーイ・ワカ(Wac. Oker Beal)の兩岸地方及ワボガ河(Wapoga)よりイムメラモ河(Mamberamo)に至る地帯に存在する。現在探掘されて居るものはスマトラ、爪哇、ボルネオ及セラムの各油田のみで、他は何れも今後の調査により其價值を決定せらるべきものであり、内ニウギネア油田は既に一九三六年より調査を開始せられ、完了次第試掘に着手される筈である。

次に現在探掘せられて居る前記四島の油田に就いて觀るに大要左の如くである。スマトラ島の油田は南部、北部に分たれて居り、南部のものはバレンバン州及チャムピ州内に又北部のものはスマトラ東海岸州の北部及アチエ州の東北海岸に在る。バレンバン油田は現在隆盛を極め、蘭領の産油地中一頭地を抜き將來大いに囑望されて居る。鑛區は高地と低地とに分れ、高地にはコロニアル石油會社のタラン・アカル(Talang Akar)及ペンボ(Pendopo)及ブラカト三油田並にバタワセ石油會社のムアラ・ヒニム(Meara Erim)及ス・ン・チリチ(Sohan Dirigi)の二油田があり、低地にはムシ河の中流に位置するバタワセ社のバント油田(Bahat)があり、何れも大油田である。殊にペンボ、ス・ン・チリチの兩油田は産出量多く、一九三四年以來當州の産出量がボルネオを凌駕するに至つたのは一に此の兩油田の産出増加に因るものである。尚以上の坑區の外當州内には至るところ未開の油田があり、ムトラチヤ(Batoeraja)・タンチヨムン・マチャ(Tanjunggraja)・カネ・マン(Kajoe Agoeng)・バント(Labat)・スカト(Sekajoe)・シム・ラム(Pagarlamb)・バント

爪哇に於ては、マンムム、チエリボン、スマラン、プロラ、ボジョネギロ、スラバヤ、マツラの諸方に油田があるが、現在探掘されて居るのはスマラン、プロラ、ボジョネギロ、スラバヤ及マツラの四地方のみである。主産地はプロラ地方のパンラン坑區(Panolan)・チギン(Djipon)・キンチヨムン(Banjohang)・キキ(Bapo)・ハタタ(Petak)・ムンメル(Tromboel)・クマシヤ地方のチャヌコタ(Djabakota)・トマルンテ・ヒカク(Twasafie Deas)・リタ・クロン(Lisah-Koelan)・マカ(Made)・ボジョネギロ地方のチナワン(Thawoan)・ゲクメン(Yegenoenng)等プロラ、スラバヤ、ボジョネギロ地方の油田が最も多量に産し、スマラン及マツラの産出量は極く僅かである。探掘會社は殆ど全部バタワセ社で、コロニアル社はプロラ地方に若干の油井を有するのみで産額も餘り多くなさう。

沿革 爪哇に石油が存在することは、同島が蘭領となる以前既に土人間に知られ、土人は之をランツインと稱して地表に浸出せるものを採集し薬用又は燈用に供して居た。石油探掘の目的を以て初めて鑿井されのは一八七二年のことで、北部チエリボンのマチャ(Madja)に於て行はれたが失敗に終つた。一八八七年に至りドルツセ石油會社(Dorsche Petroleum Maatschappij)が設立され、スラバヤ附近のチャボタの油田の探掘を開始して好結果を収め、一八八九年初めて石油を市場に出した。而して本會社は一九一一年コーニンクリク石油會社(Koninklijke Nederlandsch Mij. tot Exploratieve van petroleum bronnen in Nederlandsch-Indie)をコーニンクリク石油會社と云ふに合併するまで事實上爪哇唯一の石油生産者であり、それまでに爪哇各地の石油調査を行ひ、現在探掘されて居る油田の殆ど全部は本會社によつて發見されたものである。

スマトラ島に於て第一に探掘されたのは北部のランカト油田で、一八八三年サイルケン氏(J. Zijlka)はテラガ・トンガル(Telaga Teonggal)に於て有望なる油田を掘り當て産出も非常に多かつたが、一八九〇年コーニンクリク社に之を賣却し、其後本地方は飛躍的發展を遂げた。而して前記二社の成功に刺戟せられて石油熱は俄然勃興し始め、ムアラ・エニム石油會社(Moeara

Enim petroleum Mij.)及スマトラバレンメン石油会社は一八九七年各ムアラ・ニム油田及北部バレンメンのララン河(Lalang)の流域の調査を開始し、一九〇一年にはムシ・イリル石油会社(Moesi Iir petroleum Mij.)はムシ河の上流バト油田の開發を開始し、後れてブルラク石油会社はアチュー州のビユ・リウラ油田(peurula)の開發を開始せるが何れも成績良く、殊に最後のビユ・リウラ即ちブルラク油田は長年最多産の油田であつたが、近年に至りバレンメン州に其地位を譲つて仕舞つた。

之より先爪哇油田及スマトラのランカト油田を入手せるコーニンクリク社はスマトラ油田を全部掌中に收むる野望を懐いて積極的に乗出し、其後新設された石油会社を順次に買収又は一定の賠償を爲す契約の下に坑區を手に入れた。一九二四年にはスマトラ島の石油を完全に牛耳るに至つた。

ホルネオに於てはメンテン氏(Mentan)先づクテイの沿岸に油田を獲得、試掘の結果頗る良好であつた。よつて直に英國資本家の着目するところとなり、一八九八年シエル・トランスポート・カムパニーの出資により蘭領印度産業貿易会社(Nederlandsch-Indisch Industrie en Handel Mij.)が設立せられ、同氏の坑區及バクバ、パン灣よりマハム河(名グクテイ河)に至る地帯の油田を獲得して事業を開始せるが、之が最近まで領内第一の豊産油田たるサガサガ油田であつたのである。次いで一九〇〇年サムボチャ大油田が同社によつて開拓せらるゝにつれ、同社の勢力はコーニンクリクを凌ぐものとなつた。此處に於てコーニンクリク社はシエル社と相互の利益擁護の爲一九〇七年合併してバターフェ石油会社を設立し、本社をスマトラ、爪哇に於ける自己の油田並にシエルのホルネオ油田を經營せしむる傍ら、今後の開拓は總て本社をして行はしむることとした。其間北部のタラタン油田を手に入れ、ドルツ石油会社を買収(一九一一年)し、更にセラム島のプーラ油田を獲得して一九一二年米國スタンダード石油会社の進出を見るまでは、當領の全石油業は全くバターフェ社の獨占事業であつた。

ウギネア石油会社(Nederlandsch Nieuw-Guinea Petroleum Maatschappij)が設立せられ、目下試掘準備中であるが、本會社の内容及許可條件は左の大要左の如くである。

- 資本金一、〇〇〇、〇〇〇盾 一株一、〇〇〇盾の株式一、〇〇〇株内拂込済一〇〇株
 - 内課一、バターフェ石油会社 四〇〇株 内四〇株拂込済
 - 二、コロニアル石油会社 四〇〇株 内四〇株拂込済
 - 三、ネーデルランセ・バシ 二〇〇株 内二〇株拂込済
 - 四、フイツク石油会社
- 註：バターフェ社は英國合辦会社
コロニアル社はスタンダード・オイル・カムパニー・オブ・ニウギニーシー(SO CONY)の資本系統
ネーデルランセ・バシはフイツク石油会社はスタンダード・オイル・カムパニー・オブ・カリフォルニアの資本系統で、一九三六年東部スマトラに六十萬盾の探油権を獲得して居る。

試掘面積 一〇、〇〇〇、〇〇〇(フオーヘク)コツプ半島の南半分及それよりチャルス・ルイズ山脈附近に至る南海岸地帯、マノクワリ附近、北海岸の

會社及産地別石油産出高表

會社名	年次	中部爪哇省	東部爪哇省	マゾ	バレンバン州	ヂヤムビ州	スマトラ東海岸	アチエ州	南東部ルネオ州	セラム島	計
コーニンクリク社及關係会社	九三一	二九八三三	三三〇七〇	—	五八八三六	—	一一五七四	三三三三三	二〇三三三	三三三三三	三三三三三
	九三二	二九八三三	三三〇七〇	—	五八八三六	—	一一五七四	三三三三三	二〇三三三	三三三三三	三三三三三
	九三三	二九八三三	三三〇七〇	—	五八八三六	—	一一五七四	三三三三三	二〇三三三	三三三三三	三三三三三
	九三四	二九八三三	三三〇七〇	—	五八八三六	—	一一五七四	三三三三三	二〇三三三	三三三三三	三三三三三
	九三五	二九八三三	三三〇七〇	—	五八八三六	—	一一五七四	三三三三三	二〇三三三	三三三三三	三三三三三
	九三六	二九八三三	三三〇七〇	—	五八八三六	—	一一五七四	三三三三三	二〇三三三	三三三三三	三三三三三
コロニアル石油会社	九三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

鋭意探掘に努力した結果、遂に報わられて豊富な油田を掘り當て、現在に於てはバレンバン州に關する限り産額に於てバターフェ社を遙かに凌駕し約二倍を産出するに至つて居る。他に爪哇及ホルネオに坑區を有するも、爪哇に於て少量産出を見て居るのみである。因に現在本社の保有する坑區面積は一、六〇〇、〇〇〇(盾)以上上つて居る。

次にヂヤムビ油田は政府とバターフェ石油会社の共同出資による蘭領印度石油会社(Nederlandsch-Indisch Aardolie Mij. 一九二二年設立)の事業地となつて居り、探掘はバターフェ社が其任に當つて居る。資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇(盾)で各々五、〇〇〇、〇〇〇(盾)宛出資して居るが、純益の最小限度六割は政府の収入となることになつて居る。ヂヤムビ油田の面積は計一、七四六、〇〇〇(盾)で、外にスマトラ東海岸州北部のアル・バリー油田及タラカン島の北に位するブンジ島の油田も本社によつて經營されて居る。

日本はホルネオ東海岸のサンタリラン灣附近に石油坑區を有し、目下探掘中であるが未だ産油を見ない。本坑區はオースト・ホルネオ會社(Oost Boorneo Mij.)の所有に屬するものであつたが、一九二九年日本石油株式會社、三井物産株式會社及オースト・ホルネオ會社の共同出資によつて設立せられたホルネオ石油會社(Borneo Olie Mij.)の經營するところとなり、事業は専ら日本側が其任に當つて居る。併し乍ら其の内容より觀する時は、事實上日本の所有に歸して居るのである。

即ち資本金二百萬盾中日本の持株數一九八株に對し、和蘭側は二株(一株一萬盾)を所有するに過ぎず又本社は鐵區料としてオースト・ホルネオ會社に對し三十萬盾を支拂つた外に探掘油費毎當り二盾五十仙を支拂ふことになつて居るからである。本社のコンセツション期間は一九二二年より七十五年間で、面積は左の如くである。

- クテイ第一區 三、七四四
- クテイ第二區 二、一六三
- カリオラン區 三、九八三

ワボ河よりマム・バラモ河に至る沿岸地帯及サラワテ島)探掘許可面積 一、〇〇〇、〇〇〇(盾)で試掘期限を十年とし、調査の結果會社の選定せる地域より政府之を指定す

コンセツションの期限 五十年
租借料 事業開始より最初の十年間は隔當り二仙、次の五年間は二仙半凡て前納とす
貢 稅 純賣上高が資本金の二五%以上ならざる時は其の二〇分の二、二五%以上なる時は最初の二五%に對し二〇分の二、夫以上三五%までは二〇分の三、同じく四五%までは二〇分の四、五五%までは二〇分の五、夫以上は二〇分の六、但し純賣上高の二〇%を越ゆることを得ず。
以上の如くで、根據地はマツク・クルーイル灣の奥に位するヌボ(Babo)及フオーヘル・コツプ半島の西端に位するソロンに置かれ、將來大いに期待されて居る。
産出高 次に蘭領印度に於ける會社別産地別石油産出量を示せば左の如くである。

單位：噸 出所：蘭印統計年報

Table with multiple columns for companies: アルハメーン石油會社, オリエンタル石油會社, マヅラ石油會社, 蘭領印度石油會社, スンベル・クンチョ, ボルネオ石油會社. Rows show production data for years 1931-1936.

アルハメーン・エクスプロラーション會社

Table for 計 (Total) with columns for years 1931-1936 and production values.

本表中には、タラカン及ブンヂユの兩油田の産額は南東部ボルネオ州欄に一括されて居るが、兩油田の産額は左の如くである。

Table for 年次 (Annual) with columns for years 1931-1936 and production values.

向一九三六年の生産高に對する三大會社の比率を見るに、パターフェセル石油會社五六・一%、コロニア石油會社三二・一%、蘭印石油會社一一・八%とな

各種石油物産生産高表

Table listing various petroleum products (原油, ペンゼン, ケロシン, etc.) and their production values for years 1931-1936.

つて居り又島別生産高及比率は左の如くである。

Table for 島名 (Islands) showing production and ratios for 1934, 1935, and 1936.

次に各種石油物産の生産高を示せば左の如くである。

Table for 單位 (Units) showing production values for various products in 1935 and 1936.

蘭領印度……鐵業

バラフィン	五五七六六	四八七二七
アスファルト	八八四六	七二五七
イムアレグネーティンク・オイル	一一三三三	一一三九三
其他生産物及損失	一一四七六	一三九八六
計	四六六六一	五二〇四九

(註) 一九三六年の数字は漸定数字である。合計数字計算にも重複せるものあり、重複して計算せるものありより過大に過ぐ。

一四一六

五五七六六	七二〇四九	五八四二一
八八四六	六八五五	一〇二五五
一一三三三	六七七	六二七
一一四七六	一四四八七	二八三二六
四六六六一	五九四〇六	六二二五五

油質 蘭領印度の石油はアスファルトを含有するものとバラフィンを含むものとは大別することが出来る。スマトラ油は軽炭化水素(ベンチン)を多分に含有し、爪哇及ボルネオの油は重炭化水素及バラフィンを多分に含み、又パレムバンのバト・クラス(Bato Class)油田の石油は淡黄色を呈し大部分ベンチンであり、タラカン油は其儘燃料油として使用し得る程重油を多分に含んで居る。

石油油質一覽表

産地名	比重	揮發油	燈油	重油
スマトラ北部	〇.七七三	五三	五九	九
スマトラ南部	〇.九三三	一八	三三	三三
タラカン	〇.九三三	—	三八	六二
クテイ地方	〇.九三一	一五	五〇	三三
スラバヤ	〇.九二〇	三	五四	四三
レムバン	〇.八七九	一七	五〇	三三

製油所 各産油地に設けられて居り、其の所在地名、所在州名、所屬會社名等を示せば左の如くである。

各種石油物産輸出高表

製油所	所在州名	所屬會社名
パルクババン製油所	南東部ボルネオ	バタール石油會社
バンカランフランダン製油所	スマトラ東海岸	同
アラチヨ製油所	パレムバン	同
スンガイ・ゲロン製油所	同	同
チエプー製油所	レムバン	コロニアル石油會社
ウオノニロモ製油所	スラバヤ	バタール石油會社
カプアン製油所	レムバン	同

(註) カプアンはチエプー附近にあり、アラチヨ及スンガイゲロンはパレムバン市の對岸にあり、同の下水にある。

以上の内パルクババン、アラチヨ及スンガイ・ゲロンの三製油所最も大きく、パルクババン製油所はサンガサガ及サムボヂヤ油田の石油を處理し、アラチヨ製油所はパレムバン州のバタール石油會社所屬油田及サムボヂヤ油田の石油を處理するもので、サムボヂヤ油田より本製油所までは鐵管が敷設せられて居り、此の距離は約三〇〇軒である。又スンガイゲロン製油所は、パレムバン州のコロニアル社所屬油田の石油を處理する。タラカンの石油は全部燃料油として原油の儘輸送せられる。

單位：價額—千盾 數量—プルト 出所：蘭印貿易年報

品名	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
原油	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
ケロシン	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
ベンチン	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
ワセリン	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
凝結油	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
燃料油	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
モーターオイル	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
バタールフィン	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
テレピン	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
アスファルト	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
計	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇

仕向國別石油物産輸出額表

仕向國	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
和蘭	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
英國	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
佛國	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
白耳義及ルタセンブルグ	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
伊太利	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
西班牙	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
諾威	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
蘭領印度……鐵業	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇

一四一七

蘭領印度……鐵業

輸出入

仕向國別石炭輸出高表

國名	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
和蘭	四八七九六	五六一	六九七七	六七	四九〇三	三七	五八七五	三〇	七六六五	一、一〇〇	四四
暹羅	九五〇	三	一、三〇	九	七、四九九	三三	一、四九九	五九	一、四九九	一、五〇四	四〇
新嘉坡	一、〇〇〇	一〇	一、三三三	一〇	一、三三三	六九	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	七
佛領印度支那	一、九三三	一、五七	九、三三三	七〇	九、九三三	四一七	一〇、九三三	一〇、九三三	一〇、九三三	一〇、九三三	三六
香港	一、五三七	一、二二	八、九三	七〇	八、九三	四一七	八、九三	四一七	八、九三	四一七	三六
支那	八、九〇一	五三	一、一四〇	三三	一、一四〇	三三	一、一四〇	三三	一、一四〇	三三	三六
比律	一、八九四	一、一四	一、七三三	七	一、八九四	三三	一、八九四	三三	一、八九四	三三	三六
其他	二、七五〇	一一	三、八四三	一八	四、九三三	一八	五、九三三	一八	六、九三三	一八	三六
計	四、八七二	四七	一、六〇八	一三	一、七三三	一三	一、七三三	一三	一、七三三	一三	三六

仕向國別石炭輸入高表

國名	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	三、三三三	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
日獨	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
南阿	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
其他	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
計	八、九三三	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

四 金銀及其他の鑛産物

金・銀 金・銀は現在スマトラ島のベンクーレン州のレヂヤン(Redjang)及レボン(Labong)地方、メナド州の北半島及西部ボルネオ、南東部ボルネオ

經營者名	鑛區名	所在地名	備考
政府	タンスン・サワー(Tumbang Sawah)	ベンクーレン州	一九三二年來休止
レヂヤン・レボン鑛業會社	レヂヤン及レボン	同	稼行中
シマウ鑛業會社	シマウ(Simau)	同	同
イクエーター鑛業會社	イクエーター(Aquator)	スマトラ西海岸州ルブクシカピン	一九三三年來休止
プリムビン鑛業會社	プリムビン(Blimbing)	スマトラ西海岸州ルブクシカピン	稼行中
ボランモン・コンドール開發會社	タパインキン(Tapakin)	メナド州	一九三三年來休止
ザ・マウン・パニ鑛業會社	パダプアト(Pagosaat)	メナド州	同
ダモン・マス鑛業會社	スマンル・マス(Soanber Mas)	ボルネオ	稼行中

以上の外ボルネオ西海岸州に於てはカプアス河の中流地方及南東部ボルネオに於てはマンヂヤルマシンの東部マルタプーラ(Martapoera)地方及バリト河の中流地方に砂金を産する。

尙最近ニウギネアに於ては英領との國境近くの山地に有望なる金鑛發見せられ、之を開發する爲英・蘭合辦の蘭領ニウギネア鑛業會社(N. V. Mij-ihouw Mij. Ned-Nieuw Guinea)が設立せられ、本會社の出資會社は和蘭側スマンナム鑛業會社(ピリトン會社系)、エルドマンシールケン會社(Bry-man & Stelchen)の二社、英國側オーストラリアン・セレクトション・トラスト・リミテツド(Australian Selection Trust Ltd.)、ニウ・コンソリテツド・トラスト・リミテツド(New consolidated gold fields Ltd.)、アングロ・オリエンタル・アソシエツド・セネラル・インヴェストメント・トラスト・リミテツド(Anglo Oriental & General Investment Trust Ltd.)、及ウエスト・エリオ・リミテツド(Mount Elliott Ltd.)の四社で、中ニウ・コンソリテツドは最大の資本力を有し多額の資本の外機械類をも提供することになつて居る。

蘭領印度……鐵業

一四二二

單位數量一噸 價額一千盾 出所ニ蘭印貿易年報

國名	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六		
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
和蘭	四八七九六	五六一	六九七七	六七	四九〇三	三七	五八七五	三〇	七六六五	一、一〇〇	四四
暹羅	九五〇	三	一、三〇	九	七、四九九	三三	一、四九九	五九	一、四九九	一、五〇四	四〇
新嘉坡	一、〇〇〇	一〇	一、三三三	一〇	一、三三三	六九	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	七
佛領印度支那	一、九三三	一、五七	九、三三三	七〇	九、九三三	四一七	一〇、九三三	一〇、九三三	一〇、九三三	一〇、九三三	三六
香港	一、五三七	一、二二	八、九三	七〇	八、九三	四一七	八、九三	四一七	八、九三	四一七	三六
支那	八、九〇一	五三	一、一四〇	三三	一、一四〇	三三	一、一四〇	三三	一、一四〇	三三	三六
比律	一、八九四	一、一四	一、七三三	七	一、八九四	三三	一、八九四	三三	一、八九四	三三	三六
其他	二、七五〇	一一	三、八四三	一八	四、九三三	一八	五、九三三	一八	六、九三三	一八	三六
計	四、八七二	四七	一、六〇八	一三	一、七三三	一三	一、七三三	一三	一、七三三	一三	三六

兩州に産する。金銀鑛業に於ても亦政府は直接事業を經營して居たが、一九三二年之を放棄し、民間に於ても不景氣の爲事業を休止する者續出し、現在に於ては少數の會社が事業を繼續して居るに過ぎない。政府及民間の事業地は左の如くである。

鑛區所在地名	備考
タンスン・サワー(Tumbang Sawah)	一九三二年來休止
レヂヤン及レボン	稼行中
シマウ(Simau)	同
イクエーター(Aquator)	スマトラ西海岸州ルブクシカピン
プリムビン(Blimbing)	スマトラ西海岸州ルブクシカピン
タパインキン(Tapakin)	メナド州
パダプアト(Pagosaat)	メナド州
スマンル・マス(Soanber Mas)	ボルネオ

本社の所有坑區面積は五、八二七、九〇〇陌に達し、存立期間五十年、内試掘十五年と定められて居り、頗る有望視せられて居る。

生産者名	數量	價額	數量	價額
一、スマトラ	一三、二	一〇〇、九三	九、三三	三三、三三
政府	一、九三	一、一四	一、三三	一、三三
(以後休止)	一、九三	一、一四	一、三三	一、三三
レヂヤン・レボン社	八、四一	一、三三、三三	五、一三	一、三三、三三
一九三二	八、三三	一、三三、三三	四、八四	一、三三、三三
一九三三	一、四二	一、三三、三三	一、〇〇	一、三三、三三

ボルネオ島の南東地方に於てはククサン山脈(Koekoesan)中のスンゲイ・ドワラ(Soengai Doera)、南端のゾライアリ(Plahari)の東方に位するキンタノ(Kintap)附近のグモン・タムバガ(Goenoeng Tambaga)及グモン・ントコナ(Goenoeng Batoe Kora)、ジョツ島(Sobokee)、ラウト海峡内のスワンギ島(Soewangi)及ラウト島の西南四〇軒の地點に横はるモルセス群島(Morces)中のタナワン島(Danawan)に存在する。之等各鐵山の鐵礦埋藏量及其の品質は左の如くである。

Table with 3 columns: 鐵山名 (Iron Mountain Name), 埋藏量 (Reserve), 品質 (Quality). Lists various iron mines like スンゲイ・ドワラ, グモン・タムバガ, etc., with their respective reserves and quality percentages.

セレベスに於ては中部の湖水地に多量埋藏されて居る。此の鐵礦區はラロナ鐵床(Larona)と稱せられ、三七〇、〇〇〇、〇〇〇噸の鐵石を埋藏し、鐵石の品質は四五—五〇%である。モルツケン群島及ニウギネアの屬島に於ける鐵礦埋藏量及品質は左の如くである。

二 工業政策

蘭領印度の工業化問題は、一九二九年不況の深刻化と共に當領官民の等しく關心を拂ふところとなり、殊に農業物産市價の低落と減産により國庫收入が著しき打撃を蒙り且つ外國工業製品を必要とする土民の購買力の減退により之が善後策としての工業化問題は爾來眞面目に考慮されるに至つた。即ち農業物産を生命とする當領の非多角的經濟組織は今回の不況により著しき危機に瀕し、政府としても當領の經濟を根本的に強化すべき新たな處置を講ぜざるべからざるに至つたのであるが、更に人口増加の著しき土人の就職問題をも考慮するの必要に迫られ、茲に於て政府は爪哇より外領への移民奨励並に農企業の保護助成の外、工業の發展を圖ることを以て當領繁榮政策の基調たらしめんとするに至つた。

- 一、家内工業
二、機械化せざる小工業
三、一部機械化せる小工業
四、機械化せる中工業
五、高度に機械化せる大工業

蘭領印度……工業

工業

總説—工業政策—工場數—主要工業現況

一 總説

蘭領印度は、原始産業國の常として製造工業は未だ幼稚の域を脱せず、機械器具及生活必需品を初め工業製品は殆ど總て外國より輸入せねばならない状態にある。従て政府に於ても最近輸入の防遏或る程度の自給自足を目的として既存工業の保護、新工業の勃興に大いに力を注ぎ斯業の發達を圖りつゝあり、其の結果各種工業は漸次勃興の氣運に入り、殊に一九三四年以後に於ける進境は實に見るべきものがある。當領の工業は輸出を目的とする農園工業と、領内消費を目的とする歐人製造工業及土人(支那人も含む)工業とに大別することが出来る。農園工業は、蘭領印度が農業國である關係上最も整備發達して居り、數に於ても斷然他を壓して居るが、製造工業は由來政府民間共に餘り意を用ひなかつた關係上、近代設備を有する工場としてはセメント工場、麥酒工場、石鹼工場、機械修理工場、製紙工場、硝子工場、織物工場、製氷工場、清涼飲料水工場、製革工場、鞣皮工場、タイヤ工場、自動車組立工場、塗染料工場等があるが、特殊のものを除けば何れも小規模のものに過ぎない。然し乍ら近年政府の保護奨励により漸次工場の増設及新工業の勃興を見るに至り、最近電球工場の設立を見た外現在計畫中のものに飛行機工場、果物罐詰工場、曹達工業等があり、政府の提唱する蘭印工業化の一步を踏出しつゝあるが、其の急速なる實現は困難のものゝ如く見受けられる。土人工業の主なるものは爪哇の更紗工業を初め織物工業、製帽工業、金銀細工業、角細工業であり、内特に織物業は政府の奨励により一九三四年來著しく勃興の氣運に在り、織機數も逐次増加の趨勢を辿りつゝある。土人工業は概ね家内工業に屬する。

二 工業政策

而して、土人の生活程度が低い故に工業的發達を促進することにより一般社會に與ふる犠牲を出來得る限り小範圍に止むる機留慮すると共に、勃興しつゝある工業にして強大なる外國品の競争を受ける場合には當然之を援助するのみ即ち實價を通常状態に於て外國品の夫れと同値又はそれ以下になし得る見込のあるものに對してのみ之を行ふ方針で、斯る見込のある新規又は既存工業を左記の諸政策を以て助成することゝして居る。一、生産費を低下せしむる爲原料品に對する輸入税を免除する關稅政策二、輸入制限を以てする通商政策三、完成品加工品に對する輸入税引上を行ふ關稅政策四、價格並に販路を保證せしむる爲の(價格統制作用を目的とする割當制限)通商並に工業政策

尙工業化政策の遂行に當つては、國民性に適合する技術的並に經濟的指導を爲すことを以て其の重要根幹とすると共に、財政的並に技術的指導機關を設立し、其し健全なる發達を期せんとして居る。以上は最近經濟部工業局の發表して居る當領の工業化政策の概要であるが、之を一言にして言へば、蘭領印度政府が現在採りつゝある工業政策は、領内既存工業の保護助長及本國工業を壓迫せざる程度に新工業を勃興し以て外國品の輸入防遏に努むると共に、從來の農業を中心とする經濟組織に工業を加へ以て之が強化を圖ることを目的とするものと云ふことが出来る。由來蘭領印度は前記せる如く工業製品の殆ど全部を外國に仰がざるべからざる國情にあり、領内工業は需要の極小部分を供給するに過ぎなかつたが、日本品の躍進的進出により完全に壓倒せられ、何れも經營難に陥るに至つた。而して今日まで多くの輸入制限令の内セメント、鐵鋼、ビール、石鹼、タイヤ、チューブ、コップ、封度機、電球、衛生陶器、蠶絲等の輸入制限令は和蘭並に當領の工業保護振興にも資せらるゝものと認められ、和蘭工業の爲には和蘭品に優先割當をなし、蘭印既設工業保護の爲には更に營業制限令を公布して其の濫設を防止すると共に製造高をも割當てゝ之が統制に當つて居る。又

蘭領印度……工業

積極的政策としては、織物工業、繊維工業、窯業工業、硝子製造工業、塗染料工業、石鹼工業、曹達工業、罐詰工業、飛行機工場を初め各種工場の増設新設計画が樹立せられ、更に進んで化学工業の振興計画も進められて居る。此の化学工業地帯としては種々の點よりして最も有利な位置にある東部爪哇が挙げられて居る。

之等の事業は凡て和蘭資本を以て行はれることは云ふまでも無いが、現在擴張新設の行はれて居るものは織物工場のみで、他は何れも目下計畫中又は試験時代にあるものである。

織物工場に就ては、政府はバンドンの外數箇所を織物指導所を設けて技術員を養成し、之を地方に派遣して指導に當らしめると同時に、織絲の輸入税を免除して斯業の發達を圖りたる結果近來著しく整備し、舊製糖工場にして織布工場と化するものさへ現はるゝに至つた。

然し乍ら此處に注目し、政府の工業政策が主として和蘭以外の外國より輸入する商品に重きを置き、本國工業を壓迫せざるものに局限されたる工業政策であることである。即ち本方法による時は一面和蘭工業に差したる影響を及ぼさざると同時に他外國よりの輸入を防護する手段ともなるからである。又和蘭工業と對立するが如き工業は假令新設せざるとして、生産量は或る限度に制限する方針のものゝ如くである。

尙國防上の見地よりして重要な工業に對しては單に之を保護するに留まらず更に積極的に之を助成する方針を採り、スラバヤ地方の機械工業に對しては補助金を與へて居る。

三 工場數

一九三五年末現在に於ける工場法の適用を受けて居る工場數は左の如くである。

各種工場數一覽表

出所：蘭印統計年報

工場名	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	爪哇	外領	計
機械工場	56	55	57	57	50	58	58
機械修繕工場	127	122	120	120	8	122	122
鐵道工場	5	5	5	5	10	5	5
印刷工場	2	2	2	2	1	2	2
セメント、トラス、石灰及セメントタイル工場	2	2	2	2	2	2	2
農園工業計	1,954	1,959	1,954	1,954	1,954	1,954	1,954
内製粉工場	185	185	185	185	185	185	185
精米工場	523	523	523	523	523	523	523
製茶工場	22	22	22	22	22	22	22
珈琲工場	112	112	112	112	112	112	112
珈琲・護謨工場	22	22	22	22	22	22	22
護謨工場	22	22	22	22	22	22	22
タビオカ工場	11	11	11	11	11	11	11
織維工場	22	22	22	22	22	22	22
其 他	22	22	22	22	22	22	22
ダイヤモンド工場	22	22	22	22	22	22	22
發電工場	22	22	22	22	22	22	22
製材工場	22	22	22	22	22	22	22
カボック線織工場	22	22	22	22	22	22	22
珈琲焙工場	22	22	22	22	22	22	22
清涼飲料水工場	22	22	22	22	22	22	22
コブラ、落花生、カボック種子油工場	22	22	22	22	22	22	22
芳香油工場	22	22	22	22	22	22	22
製紙工場	22	22	22	22	22	22	22
排水、揚水工場	22	22	22	22	22	22	22
葉巻煙草工場	22	22	22	22	22	22	22
紙卷煙草工場	22	22	22	22	22	22	22

工場名	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
花火工場	2	2	2	2
製氷工場	1	1	1	1
酸工場	1	1	1	1
其他	1	1	1	1

四 主要工業現況

農園工業及鐵業關係工業を除く他の主要工業の現況は大體左の如くである。

機械工業—主としてスラバヤ、スマラン、ソロ、バンドン及バタビア等の港灣都市及栽培業の中心地に設立せられて居り、製品は主として農業用機械及船舶用具である。不況の結果大規模農業殊に糖業方面よりの注文激減せる結果著しく不振に陥り、中には工場を閉鎖せるものもあり又従來輸入にのみ仰がれて居た新商品例へば道路ローラ其他鐵鍋、リベット、鐵箱等の製作に轉向せるものもある。尙政府は不況の結果大打撃を蒙つた機械工業保護の意味を以て、地方廳に對し所要機械器具類にして可能なるものは可及的領内の工場に注文を發する様注意を喚起して居る。

セメント工業—蘭領印度には蘭領印度ポートランドセメント株式會社の經營する工場（スマトラ西海岸州バダン高地のインダレン）があり、製品はバダンセメント又はインダレンセメントと稱せられて居る（一つあるのみ）で、本工場の製品を以てしては需要の半ばをも充たすに足らず、年々多量のセメントを外國殊に日本より輸入して居る。近年當領のセメント消費高は不況の結果年々減少しつゝあり、殊に一九二九—三一年は激減を示して居る。其結果

仕出國別セメント輸入高表

國 別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英 國	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
蘭 國	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
蘭領印度……工業	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184

外國よりの輸入も減少し、バダンセメント工場は相當の利益を上げることが出来た。然るに日本の金再禁止以後日本セメントの激甚なる競争に苦しめられ製品の半分も販賣することを得ざる状態に陥り、一九三三年頭初に於ては月平均販賣高僅かに二四、〇〇〇樽となり、剩へ消費高は益々減少し全く經營困難の状態に陥るに至つた。従て政府に於ても之を保護する必要を認め、一九三三年六月遂にバダンセメントに對し月最小限度五〇、〇〇〇樽の販賣を保證し續いて九月セメントの輸入制限令を公布し以て外國セメントの輸入數量を制限せる結果現在に於ては再び採算圏内に入つて居る。

年 次	セメント輸入高	内日本よりの輸入高	バダンセメント工場の販賣高
一九二九	1,184	1,184	1,184
一九三〇	1,184	1,184	1,184
一九三一	1,184	1,184	1,184
一九三二	1,184	1,184	1,184
一九三三	1,184	1,184	1,184
一九三四	1,184	1,184	1,184
一九三五	1,184	1,184	1,184
一九三六	1,184	1,184	1,184

次にセメントの仕出國別輸入額を見るに左の如くである。

單位：數量—噸 金額—千盾 出所：蘭印貿易年報

國 別	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五		一九三六	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英 國	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
蘭 國	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
蘭領印度……工業	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184

蘭領印度……工業

年次	手織機	動力織機
一九三三年十月末	1,131	9,044
一九三四年十月末	1,131	9,044
一九三五年十月末	1,131	9,044
一九三六年十月末	1,131	9,044

織物工業—織物工業は各種織物制限令の實施と政府の獎勵(一九三二年十一月三十日より織絲の輸入税を免除し且つバンドン外各地に織物指導所を設けて指導員を養成する等)とにより著しく發達し、特に綿サロンの生産高は一九三四年の日産二千枚より三五年には一躍五千枚に達するに至り、同年政府は之が急激なる膨脹を避け現在の設備を以て斯業の基礎を堅實にする爲營業制限令を公布した。

年次	綿織絲	絹及人造絹絲
一九三三年	1,131	9,044
一九三四年	1,131	9,044
一九三五年	1,131	9,044
一九三六年	1,131	9,044

右の増加の原因の一は、半人絹綿サロン及優良品の機械工場擴張にあるが、主として手織業者の激増によるのである。現在織物工場として相當大規模のものはガルにあるインターナショナル(International)系のブレアングン織物會社(N. N. Pranger Bontewerij)工場、バンドンにあるファン・ハウト・ステファル會社(Van Houten Steffan & Co.)の工場、スラバヤにあるボルスマ社系の工場、テガルにある爪哇織物會社工場等、外に土人支那人の小工場

一四三〇

工場數	手織機	動力織機
一九三三年十月末	1,131	9,044
一九三四年十月末	1,131	9,044
一九三五年十月末	1,131	9,044
一九三六年十月末	1,131	9,044

が多數存在し、織機臺數は左の如くである。
 尙サロン用織機臺數は左の如くである。
 一九三三年末
 一九三四年末
 一九三五年末
 一九三六年末

仕出國別ビール輸入高表

國別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
和蘭	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
英	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
獨逸	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
新嘉坡	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
支那	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
日本	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
其他	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
計	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044

製紙工業—當領には製紙工場はバンドン郊外のバダランに代表的のものが一つ存在するのみで、本社は資本金二百五十萬盾を以て一九三二年に設立せられた半官半民の會社である。主として政府の諸用紙を製しつゝあるが、

業績不振にして收支相償はざる状態にある。現在紙及紙製品は殆ど總て外國より輸入せられ、之を仕出國別に見るに左の如くである。

仕出國別紙及紙製品輸入高表

國別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
和蘭	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
英	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
獨逸	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
白耳義	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
伊太利	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
ア、埃、太、利、及、洪、牙、利	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
瑞典	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044
計	1,131	9,044	1,131	9,044	1,131	9,044

一四三一

蘭領印度...工業

年次	竹帽子		バンドン帽	
	数量	價額	数量	價額
一九三二	1,748,116	112,041	1,026,894	66,949
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357

蘭領印度...工業

年次	竹帽子		バンドン帽	
	数量	價額	数量	價額
一九三二	1,748,116	112,041	1,026,894	66,949
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357

編物工業—竹帽とバンドン帽が主なるもので、竹帽子の製造はパタビア及バンドン州が最も盛で、中心地はタンゲランである。業者は總て支那人及土人で其の材料たる竹は繩竹(バムプリータリ)と稱するものである。之は耐久力強く風雨に堪へ且つ柔軟である。本帽子はバナマ帽に似て軽く、領内に於て消費する、外外國殊に佛蘭西に輸出せられる。バンドン帽はタコの木葉の纖維を以て編んだもので、竹帽子と同様タンゲラン地方に於て多く製造されるが、タンクマラヤ地方にも産する。

最近數年間に於ける輸出數量及價額は左の如くである。

更紗工業—更紗工業は土人工業の大宗であり、政府も亦之に最も意を注いで居るところである。本工業の最も盛なのはソロ、チヨクチャ及ベカロンガである。原料は主として晒綿布、キヤムブリックであるが、一九三四年三月本品の輸入制限の實施せらるゝや其の價格騰貴の爲多大の打撃を蒙り、止むなく其代用品たる生地、布巾、巾着巾も使用せられるに至つたが、續いて一九三五年本品も亦輸入を制限せられ、價格高騰の結果更紗工業は著しき不況

仕出國別石鹼輸入高表

年次	石鹼		苛性鹼	
	数量	價額	数量	價額
一九三二	1,748,116	112,041	1,026,894	66,949
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357

石鹼工業—石鹼工場の代表的ものは獨逸人の經營に係るスラバヤのドラ工場(Dralle Parfumerie en Toiletsefabriek)あるのみであるが、近年各地に小工場續設せられ、一九三五年の生産高は總計三萬六千噸で、製品は主として洗濯石鹼である。然し乍ら未だ需要の大部分を輸入に仰がねばならぬ状態にあり、石鹼の仕出國別輸入高は左表に示す如くである。

仕出國別塗染料輸入高表

年次	染料		顏料	
	数量	價額	数量	價額
一九三二	1,748,116	112,041	1,026,894	66,949
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357
一九三三	1,755,275	117,604	1,143,337	73,357

塗染料工業—代表的大工場は、レグノールト社(N. V. Regnumit's Verf., Inkten-Bilfabriek)のスマタマ及スマタマ工場並にルハーク塗料會社(Buitak & Co.)のスマバヤ工場で、他に中小工場が六箇所にある。レグノールト社の生産能力は約百二十萬噸、ルハーク社の生産能力は六十萬噸で、

蘭印全體の總生産能力は約二百萬噸である。然し乍ら之を以てしては消費量の半ばにも達せず、年々多量の輸入を行つて居る。主要仕出國は左の如くである。

蘭領印度……工業

に陥るに至つた。茲に於て政府は和蘭綿布の市價を指定し輸入商に制限金を與へ同時に仲介商には市價下落の結果生ずる損害を賠償し以て斯業の保護に乗出すに至り多少緩和するに至つた。因に一九三六年度に於ける割戻金は八十萬盾である。

一九三五年の更紗生産高は一億米突と推算され、領内消費のみに止まらず新嘉坡、暹羅にも輸出せられる。過去五箇年に於ける輸出高は左の如くである。

年次	數量	價額
一九三二	四六、八八八	一、八五八、八七五
一九三三	五五、九二二	二、五五八、五五五
一九三三	五〇、八二五	一、九四五、五〇〇
一九三三	四七、三七五	一、八三三、三六一
一九三三	三八、八二二	一、三三三、三七一

第一次發電力一覽表 (1)

種別	地方名	一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
		水力發電	火力發電	水力發電	火力發電	水力發電	火力發電	水力發電	火力發電
公共發電事業(2)	瓜哇及マツラ	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	外領	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
政府發電事業	瓜哇及マツラ	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	外領	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
官業用のもの(3)	瓜哇及マツラ	100	100	100	100	100	100	100	100
	外領	100	100	100	100	100	100	100	100
計		14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100

一四三四

水力・電氣事業—蘭領印度政府は一九二〇年頃より當領の水力問題の調査を繼續して居るが、本研究は元來官營鐵道の電化の爲に起つたもので、更に進んで産業の發達上必要なる動力を供給せんとする意圖に出て居るものである。當領に於ては水力は頗る豊富にして、水力電氣事業の將來は前途洋々たるものがある。

水力電氣に關する事項は交通土木部の電氣課の管掌事務に屬し、政府自身も各地に事業を經營して居る。又民間の水力利權の申請ありたる時は一應之を檢討し、許可すべきものには許可を與へることとなつて居る。又水力利權には二種あり、一は自家用電力百馬力以下のものにして將來通告する迄之が使用を許可し且つ水租を徴收しない、一は第三者に對するエネルギーの供給を目的とする百馬力以上のもので、之は期限四十年、水租は百馬力以上九百馬力迄は一馬力當り二盾、九千馬力迄一盾五十仙、一萬馬力以上一盾となつて居る。次に水力電氣事業に關する諸統計を示せば左の如くである。

單位：キロワット 出所：蘭印統計年報

計	瓜哇及マツラ	外領	計	瓜哇及マツラ	外領	計	瓜哇及マツラ	外領	計
14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100

(註) ①民間の自家用電力發電所にて内容の判明せざるものを除く。
②地方廳又は民間の經營事業にして一般民間に電力を供給するもの。
③官營鑛山業、鐵道工場、製糖所作業所等。

官營水力工事水力一覽表

地名	完成		工事中		單位馬力	出所：蘭印統計年報
	水力(保留水力)を包含し テールシ オン	水力(保留水力)を包含し テールシ オン	水力(保留水力)を包含し テールシ オン	水力(保留水力)を包含し テールシ オン		
瓜哇	1,000	1,000	1,000	1,000	10	10,000
マツラ	1,000	1,000	1,000	1,000	10	10,000
計	2,000	2,000	2,000	2,000	20	20,000

(註) ①鑛山工事中。
尙以上の外私有地に於ける利用水力量は一九三五年末現在に於て、一、二一馬力(五四箇所)あり又通告する迄使用を許可されたるものは一九三五年末に於ては八〇七件合計二二、七九六馬力で、何れも主として農園工業、製氷工業其他に利用されて居るものであるが、發電用に使われて居るものは極く僅かである。又之等は總て自家用のものである。

單位：馬力 出所：蘭印統計年報

長期水力コンセッション數及水力量表

地方別	有效許可數		工業用(1)		土人農園(2)		製氷・清涼飲		燈用・動力用		其他(3)		計	
	數	馬力數	數	馬力數	數	馬力數	數	馬力數	數	馬力數	數	馬力數		
瓜哇	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
マツラ	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100	10	100
計	20	200	20	200	20	200	20	200	20	200	20	200	20	200

(註) 一 カカオ、ココア、ガムビル、インゴコ、規煎、咖啡、合油作物、蘆薈、セシ、砂糖、煙草、茶、製粉、纖維の諸工場。
二 カツサゲ及タバコ工場及精米工場。
三 建築材料、セメント、磚、製糖、鑛業、修理工場、工場等。

以上に示せるが如く、蘭領印度の電力事業は未だ十分發達せず、料金も比較的高く、従て工業の發達も阻止されがちであるが、近年工業化問題が喧しく論ぜられ、政府に於ても銳意之が振興に努力することとなつて居るが故に、早晚發電能力の増大を見ることと思はれる。尙一九三四年末現在電燈使用者數は爪哇三百九十六萬人、スマトラ五十七萬六千人、ボルネオ十九萬三千人、セレベス十八萬一千人、其他七萬人、人口數と比較する時は實に微々たるものである。

又電氣事業會社も大會社は蘭領印度電氣株式會社 (N. V. Netherlandsch-Indische Electriciteit Mij. 略稱 ANIEM)、蘭領印度瓦斯株式會社 (N. V. Netherlandsch-Indische Gas Mij. 略稱 NIGM) 及バンドン及近郊合同電氣株式會社 (N. V. Gemeenschappelijk Electriciteitsbedrijf Bandung en Omstreken 略稱 GEBEO) の三社あるのみ、他は地方的の小會社又は外領の市營に係るものがある。

労働

労働行政—關係法規—労働者數—勞銀

一 労働行政

苦力酷使の聲が漸く世の注目を引き、一九〇〇年頃より労働監督の制度及苦力募集規定の必要が叫ばれるに至り、一九〇八年此の労働監督の制度が初めて世に現はれ、爪哇を除く外領各地に適用せられることになつた。一九二一年司法部の中に労働局なる一局が獨立されて以來、蘭領印度の労働行政は一切同局の手に統一されることになつた。本局は現在労働立法統計課、労働監督課及公安監督課の三課に分たれ、夫々後述の事務を分掌し以て労働行政に遺憾無きを期して居る。

又失業者救済の爲に職業紹介所 (Arbeidsbureaus) が各地に設けられ、其の統制機關として中央職業紹介所が労働局内に設けられて居る。労働局長は各職業紹介所に對し年々月額二五盾乃至二五五盾の補助金を交付し且つ各紹介所に於ける郵便料金、電話料等諸雜費に對し月額三〇盾乃至七五盾の金額を補助する権限を有する。本紹介所はバタビア、メーステル・コルネーリス、ホイテンゾルホ、スカブミ、バンドン、ガル、チエリボン、テガル、ペカロンガン、スマラン、デヨクヂヤカルタ、スラカルタ、マデウン、スラバヤ、マラン、バダン、マカツサル、メナド、バラムバン、メダンの各市に設けられ、各紹介所は雇主及労働者より兩者が上記の市内に居住せざる場合には一〇盾、何れかの一方が居住せざる場合には五盾の手數料を徴収して失業者の就業斡旋に當つて居る。

尙労働局には労働移民及自由移民の助成機關が設けられて居る。

労働監督課所管事務

- 一、雇主及労働者相互間の権利及義務の履行に對する監督
- 二、蘭領印度領内及領外に於ける農・工・鐵業等に要する契約苦力を蘭領印度領内に於て募集する場合の監督

三、農園従業員(苦力を除く)規則の違反行為の探査

四、スマトラ東海岸(ベンカリス分州)、リオ(リンガ、カリムン、タン

ジョンビナの各副分州)、ヂャムビの各州に於ける製材及薪炭製造工場

取締規則(所謂「Langsongregement」)及各關係州長官の規定

せる同施行細則の遵守の監督

五、婦女夜間労働及未成年者労働規則の遵守の監督

因に労働監督區は左の如くである。

メダン 監督區 監督官長 一等労働監督官

スマトラ東海岸州(ベンカリス分州を除く)アチエー州、

スマトラ西海岸州、タバヌリ州

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

公安監督課所管事務

- 一、機關條令及同規則(一九三〇年公布)に基く蒸氣機關の監督
- 二、鐵道及軌道に關する取締規則(一九二七年公布)に基き交通安全に對する汽車及軌道車所管事務
- 三、公安規則(一九一〇年公布)に基く各種設備及工場の監督

即ち當課の監督を受くるものは汽車、軌道車等の交通機關のみならず電力工場、製糖工場、壓縮空氣製造工場、瓦斯工場等各方面に亘り、土木交通、經濟、司法、内務、教育等の各部の監理下に置かれる各會社及工場等に於ける公安維持に必要な一切の監督は本課の直接監督下に置かれて居る。

公安監督區は左の四區に分れて居る。

第一監督區 西部爪哇省のチエリボン分省、ブリアンガン分省(タンクタマ

ラヤ及チアミスの兩レヘントスハツプのみ)中部爪哇省のベ

カロンガン、ペンニューマス、ケプー、スマラン、チャバラレ

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ヤ、ラハント、タンジョン・ピナン

監督官長 二等労働監督官

バタビア 監督區

監督官駐在地—メダン、ピンヂャイ、キサラン

監督官長 二等労働監督官

メダン 監督區を除く蘭領印度全土

監督官駐在地—バタビア、セントルム、スマラン、スラバ

ムバンの各分省、東部爪哇省のマデウン分省及デヨクヂヤカルタ、スラカルタの兩州、監督官駐在地デヨクヂヤカルタ

第二監督區 東部爪哇省のスラバヤ、ボジョネゴロ、ケデリ、マラン、ブスキ及マツラの各分省、セレベス州、バリ・ロムボク、メナド、南東部ボルネオ、モルツケン及チモルの各州

監督官駐在地—スラバヤ

第三監督區 西部爪哇省の中、バンタム、バタビア、ホイテンゾルホ、ブリアンガン(バンドン、スメダン及ガルーの各レヘントスハツプのみ)の各分省、西部ボルネオ、バンカ、バラムバン、ラムボン、ベンクレーン、ヂャムビ、リオの各州

監督官駐在地—バタビア

第四監督區 スマトラ東海岸、アチエー、スマトラ西海岸、タバヌリの各州監督官駐在地—メダン

スマトラ東海岸州労働調査改善委員會 (Permanent Arbeidscommissie tot bestudering en verbetering van de arbeidsomstandigheden in het Gouvernement Oost-Kust van Sumatra)

本會は一九三一年メダンに設立せられたもので、労働契約の最長繼續期間、労働者側の労働契約違反に對する刑罰規定撤廢の可能性に關し政府に献言するを主たる目的とし(政府は本委員會の意見を考慮して五年毎に苦力條令を改正することにして居る)、依頼の有無に拘らず司法部長官、スマトラ東海岸州知事及労働局長に労働状態の改善に參考となるべき總ての方策を具申するを從目的とするものである。

二 關係法規

爪哇に於ては特に爪哇の爲に制定された労働法規は存在せず單に蘭領印度全體に適用される少年労働及婦人の夜間労働の制限に關する規定が施行されて居るに過ぎないが、外領に對しては外に契約苦力に關する苦力募集令

(Wettingsordonnantie) 及苦力條令 (Koele Oordonnantie) が適用されて居る。前者は爪哇土人との労働契約の締結に際して起る各種の弊害を防止すると共に精神上肉體上の不適を定め或は疫病の傳播を豫防するにあるのであつて、後者は雇主及契約苦力の権利義務を嚴重に規定して居るものである。本苦力條令は蘭領印度の労働法規中最も重要なもので、外領各地に於ける歐人諸企業の死活の鍵とも稱し得るものである。

蘭領印度の最初の苦力條令は一八八〇年に制定されたスマトラ東海岸苦力條令で、本法は元來農業にのみ適用されて居たのであるが其後鑛業、工業、鐵道及工場等にも適用されるに至り、更に地方の特殊事情により部分的の改變を施した後他の諸地方にも運用されるに至つた。然るに一九一五年スマトラ東海岸州に對し新苦力條令が制定されたのを手初めにアチエー(一九一五年)、西部ボルネオ(一九一八年)、チャムピ(一九一八年)、タバヌリ(一九一八年)、モルツケン(一九一八年)、スマトラ西海岸(一九二五年)、バレンムベン(一九二五年)、南東部ボルネオ(一九二五年)、セレベス(一九二五年)、メナ(一九二五年)リオー(一九二五年)、ラムボン(一九二五年)及バンカ(一九二七年)の諸州にも各々獨立した別個の刑罰規定を附帶する苦力條令(苦力條令が制定され、更に一九三一年に至り官報第九四號を以て上記の各條令は撤廢されると同時に外領全體に亘つて一律に適用される外領苦力條令 (Koele Oordonnantie voor de Buitengewesten) が制定された。本條令の内容は前述の各苦力條令のそれと殊んど同一であるが、特に刑罰規定の漸進的撤廢に關する規定を包含する點に於て重大なる變化を示して居る。

而して本條令に基き五箇年毎に行ふ本條令の改正條令として一九三六年十月十日に新苦力條令が公布され、これによつて愈々刑罰規定を伴ふことによつて一種の強制労働と看做され列國の非難の的であつた契約苦力 (Contract Arbeider) の漸減方針が明瞭とされ、漸次契約苦力を廢して之に代へるに非契約苦力 (Niet-Contract Arbeider) を以てし且つ非契約苦力の契約苦力に對する割合を本條令より愈々大ならしめらるゝに至つた。次に新苦力條令の要點

る宗教的祝祭日の外毎月最少二日は労働者に労働を要求し得ず、女労働者に對しては更に豫定分娩日前三十日(當日を含む)及分娩又は流産後四十日間(當日を含む)及月經期最初の二日間は全然如何なる労働をも要求し得ない。又労働時間に就いては地上は九時間、地下は少くも連續四時間の割で労働を爲す者に對しては八時間半とし、連續六時間以上の労働は禁止され、最少一時間の休養時間と與へなければならぬ。労働者の住宅に就いては本人の意思に反して其家族を別居せしめるを得ず、雇主は労働者及其の家族に對し無料にて適當なる住家、良好なる飲料水、浴水を給しなければならぬ。又五箇年以上同一雇主の下に労働せる既婚労働者に對しては爾後其の農園又は工場に於て労働を繼續する限り一戸建又は二戸建の住宅を支給することを要す。労働者及其の家族が罹病せる場合には適當なる病院にて無料で治療看護を與へ必要なる藥品及繙帯を給與するは勿論病人及其の家族の生活を保證し、契約期間中死亡せる労働者に對しては雇主の費用を以て之を埋葬しなければならぬ。契約苦力及其の家族の往復旅費が雇主の負擔なるは勿論契約満期後一箇月以内に歸還要求ありたる場合又は本人が死亡し遺族に於て之を要求せる場合には無料にて故郷へ送還する義務がある。又雇主は其の使用中の労働者が雇主又は支配人及其の部下を打擲するか又は脅迫した場合は八日以内に管内労働監督官に、同官不在の場合は州長官に書面を以て其旨を届出でなければならぬ。第四章に掲ぐる労働者の義務としては、労働者は規則正しく其の労働に服し、支配人又は其の部下により下された契約上の義務に關する命令は忠實に之を遵守し且つ萬事其の契約に據つて行動すべきもので、突發的災難又は焦眉の危険に際しては支配人又は其の部下よりの通報あり次第労働契約による労働時間外又は契約による休養日、祝祭日たりと雖も、當日彼が農園又は工場等に居る以上必ず之に助力する義務を有し右行為に對しては賃銀を要求し得ざるものとされて居る。又給與されて居る住居を清潔に維持すべき事等の義務を負担して居る。又特に鑛山業に於ては労働者は其の指定せられたる持場を許可無しに離れることが出来ない。併し労働者が雇主、支配人又は其の部下より不法な取扱を受け之を當該官憲に告訴せんとする場合

を摘録すれば左の如くである。

蘭領印度外領苦力條令(一九三一年—一九三六年苦力條令)は總則、契約、雇主の義務、労働者の義務、懲戒規定、刑罰規定、刑罰規定の漸廢、監督及終末規定の各章に分かれて居る。總則に於ては先づ最初に外領に契約苦力を雇入れ得る企業を農業及工業に限定し、労働局長の判断により契約苦力を雇入れ得ざるものと規定して居る。第二章の契約に於ては契約期間の最長期間を二箇年とし再契約を許さない。仍て契約満期後尙事業地に留つて労働者たらんとする者は以後は所謂問題の刑罰規定の適用を受けざる非契約苦力として労働に従事するより外ない。契約は企業所在の州即ち農園、鑛山又は工場の所在地又は右以外の土地に於て而して企業所在の州の土着民に非ざる労働者及爪哇・マゾラ生れの者にして既に同一又は類似の労働條件の存在する近隣地に於て本條令に基き労働に従事することのない労働者とのみ締結し得るもので(モルツケンには除外例あり)企業存所州に於て斯る労働者と締結し得る契約は一回のみとされて居る。爪哇・マゾラに於て募集せる土人との労働契約は必ず爪哇・マゾラに於て締結しなければならぬ。即ち事業地に於て今迄行はれた再契約はこれによつても完全に廢止されることとなる。労働契約は労働者の死亡によつて消滅するも雇主の死亡によつては消滅しない。第三章の雇主の義務に於ては先づ労働者の所得を規定し労働者が日常生活必需品の購入に必要な金額と特別な生活必需品の購入に必要な金額としての記載額と其の十五%に當る附加金額との合計を以て最低賃銀とし、同時に(特種作業條件を伴ふ労働に對しては)記載金額の三〇%増しを以て最低賃銀と定めて居り、雇主と労働者の契約の如何を問はず労働者のなす本賃銀の要求を正當と認め居る。且つ時間外労働に對しては超過時間に對する割増賃銀は少くとも五〇%以上引上げることと規定し、賃銀は規則正しく直接労働者に對して支拂ふを要する。労働者に對する前賃金は労働局長によつて定められた金額を超へることを禁ぜられて居る。差引勘定を要する場合は賃金額は賃銀の五分の一を超へてはならない。労働者に對しては雇主、支配人及其の部下は罰金を賦課することが出来ない。休日就いては契約者に定む

にその租賦の許可を要せざるは勿論労働日に於てもこの訴へを爲すことが出来る。但し、此の場合には彼の勤務終了後尙も二十四時間以前に其直屬組頭に對してその告訴せんとする意圖を通告しなければならぬ。第五章の懲戒規定に就ては労働者が契約期間中農園外に於て禁烟又は收監せられ又は賜暇、疾病其他の理由により企業(農園)を去り、其の許可せられたる期間内又は州長官により十分なりと思推せられる期間内に企業(農園)に歸らざる場合には、雇主は自己の費用を以て警察官により又は警察官の名により雇主の部下の手によつて當該労働者を企業(農園)に連れ戻すことが出来る。又關係醫師により他人への感染を防ぐため法律の定むる病院への收容を必要と診斷されたる罹病労働者は上記醫師の請求に基き上記病院に入院せしめらるゝことを要し同病院よりの退院は關係醫師の退院承認なしには出来ないことになつて居る。第六章の刑罰規定に於ては本苦力條令の規定及労働契約に基きことなく且つ許可なくして引續き廿四時間以上正當の理由なく企業(農園)を脱出せるもの、雇主側より再三指令を受けたるにも拘はず労働契約を履行せざる者、災害を受け又は危険なる事故の發生したる場合その農園に居りながら援助せざりし者、鑛山業に於て指定せられた持場を許可無しに且つ理由なしに離れたる者は最高一箇月の禁錮又は最高百盾の罰金に處せられ、前回の處罰宣告確定後未だ二箇年を経過せざるに再び右事實ありたる場合には最高三箇月の禁錮又は最高五百盾の罰金に處せられる。又所定期間内に農園に出頭せざるか本苦力條令及契約に基き雇主又は其の部下の命令に服せざる場合は最高十二日の禁錮又は最高五十盾の罰金に處せられる。雇主及其の部下に對する反抗、侮辱、脅嚇又は騷擾、嘩喧、酩酊にして刑法により犯罪として處罰せられざる種類のものは最高一箇月の禁錮又は最高百盾の罰金に處せられ、前回の處罰宣告確定後未だ二箇年を経過せざるに再び右の事實ありたる者は最高三箇月の禁錮又は最高三百盾の罰金に處せられる。而して以上の違反行為は總て農園支配人(又は其他企業支配人)の告訴によつてのみ起訴せらるゝものである。以上は契約労働者に對する刑罰規定であるが、雇主も次の如き行為ありたる場合には同じく本規定の適用を受ける。即ち本條令に規

定せらるゝ義務を履行せざる場合は最高一箇月の禁錮又は最高百盾の罰金に處せられる。雇主が法人なる時は支配人に對して課せられる。前回の處罰宣告確定後二箇年を経過せざるに再び右事實ありたる場合は最高三箇月の禁錮又は最高二百盾の罰金に處せられる。又労働契約の不履行を煽動し或は何等かの方法により故意に不履行を援助したる者は最高一箇月又は最高百盾の罰金に處せられる。而して本條令により處罰せられたる行為は違反行為と看做される。

第七章の刑罰規定の漸廢に就いては、元來契約苦力に對する刑罰規定は蘭印一國の問題たるのみならず、國際問題としても取扱はれたる因縁附きの大問題にして、前記の如く苦力條令には刑罰規定が附隨して居り、而も本刑罰規定は私的契約に對して犯罪同様の刑罰を加ふるものなるが故に再三問題を生じたことがある。一九一〇年植民大臣は労働問題調査委員の意見を採用して本規定を全廢すべき法律案を本國議會に提出せんとしたが、猛烈なる反對に會して遂に目的を達することが出来なかつた。而し乍ら本目的達成の一方法として刑罰規定の適用を受けない契約苦力を使用し得る規定を設けることに成功した。其後と雖も、本規定は常に問題視され來つたのであるが、一九三〇年セネバに國際労働會議が開催されるや、本規定は議題の中心となり喧しく論議され、蘭領印度土人代表サリム氏の如きは猛烈な全廢論を唱へ、列國代表中にも痛烈なる質問を爲して和蘭代表を苦境に陥らしめ、一方蘭領印度物産の大顧客たる米國の如きは、強制労働に依りて生産されたる物産(煙草が主である)を輸入せざる旨を言明する等如何にしても近き將來之を全廢せねばならない立場に置かれたるが故に、當業者及政府も遂に長らくの懸念たりし刑罰規定の漸廢の撤廢を敢行することに決し、前記苦力條令中に刑罰規定の漸廢の廢止規定として契約苦力の代りに非契約苦力を雇傭すべきことを規定し一九三一年以來實施して來たのであるが、今回改正公布された一九三一年—一九三六年苦力條令は前條令に比して一層著しく刑罰規定の適用を受ける契約苦力の減少を規定し以て本條令の主旨たる刑罰規定の漸廢方針を明にして居る。

らるゝ場合を謂ふ。
農企業以外の企業にありては、擴張の爲同期未労働者數が同期初めの労働者數に比し最少限五〇%増加し又は増加せらるゝ、機作業の行はれたる場合又は行はるゝ場合を謂ふ。

六、總督は當該農園の位置、事業の性質上よりする特殊事情に基き或は不慮の障礙の起る懸念ある場合雇主の申請ありたる時は本規定の適用を免除することを得。

七、前記規定によりて發生する義務を履行せざるか若くは勞銀引上げの決定を所定期間内に履行せざる時は、司法部長官は雇主に對し本條令に基き新労働契約を締結することを禁止し得。且つ當該雇主が右規定の禁止通告受領後猶三箇月間之を履行せざる時は、總督は該農園に於ける一切の労働契約は總督の定むる時期に法律上解消せるものと看做す旨を規定することが出来る。農園が憂慮すべき紊亂状態に陥りたる時も亦同じ。

八、苦力條令は刑罰規定を伴ふ労働契約の下に於ける労働を一層制限し若くは全廢せんが爲今後五箇年毎に訂正するものとす。
以上の外本條令には尙第八章の監督、第九章の終末規定があるが之は茲には之を省く。尙本條令は一九三六年十一月一日より實施せられ、同日前に締結せられたる再契約は本條令施行後は本條令に謂ふ労働契約と看做され、後は本條令によつて再契約は一切行はれないことになつて居る。

右苦力條令の外蘭領印度には尙一つの苦力條令がある。本條令は一九一一年苦力條令と謂ひ外領苦力條令の一般的改題を期待し、同條令の下に別に條令を定め以て労働者の雇傭就職に一層の自由を賦與せんとする意向を以て即ち刑罰規定全廢の下に於ける苦力(刑罰規定の適用を受ける契約苦力に對し刑罰規定の適用を受けざる契約苦力にして普通之を自由苦力と謂ふが之は、前苦力條令の非契約苦力とは異なる)に關して規定するもので、普通本條令を自由苦力條令と呼ぶ。

本條令は一九一一年官報第五〇四號を以て制定せられ、爾後數度の改訂行はれ一九三三年官報第一〇六號を以て今日に至つたものである。本條令

一、一九二一年以前又は一九二一年中に創業せる農園は本條令適用の爲制定せらるべき政府令に基きて認定せられたる自由苦力(非契約苦力)を最小限其の使役苦力總數の左の率とすることを要す。

- ① 一九三六年十一月一日以降 五〇%
 - ② 一九三八年一月一日以降 七五%
 - ③ 一九四〇年一月一日以降 一〇〇%
- 尙農園中其の農園の一部のみが第一に該當する場合にはは最少限三五%、④は五〇%とす。

二、一九二二年より一九二七年迄に創業せる農園

- ① 創業後第十一年目の一月一日以降 二五%
- ② 創業後第十三年目の一月一日以降 四〇%
- ③ 創業後第十五年度の一月一日以降 五〇%
- ④ 創業後第十七年度の一月一日以降 七五%
- ⑤ 創業後第十九年度の一月一日以降 九〇%

三、一九二八年より一九三〇年迄に創業せる農園

- ① 一九四二年一月一日以降 五〇%
- ② 一九四四年一月一日以降 七五%
- ③ 一九四六年一月一日以降 一〇〇%

四、一九三一年より一九四一年迄に創業せる農園

- 一九四二年一月一日以降 五〇%

五、前項規定の期間内に於て既存企業(農園)の既に行へる擴張又は今後行ふべき擴張についても同項の規定を適用す。但し此處に擴張とは別に政府令の定むる所により企業面積及必要労働者數が一定の限度を超へたる場合を云ふ。

(註) 政府令の規定する擴張とは一九三一年—一九四一年の期間中に最少限五〇%の面積が擴張、増付により擴大した場合又は擴大せらるゝ場合。
但し同期初めに於ける同企業の植付面積が一、〇〇〇畝未満の時は同期初めの同企業の植付面積に對する最少限五〇%が同期間中に同數増付したる擴大したる場合又は擴大せらるゝ場合を謂ふ。

は外領に於ける農業及礦業に労働を提供する土着民に非る労働者に適用されるもので雇主は契約の開始及終了期日、契約賃銀及労働者の前借金を記載する法定の登録簿を備へ、勞銀を完全に支拂ひ如何なる場合にも勞銀の四分の一以上の差引を爲すを得ざる義務を有す。又労働者が雇主との契約全期間(契約の期間を定めざる労働に就いては三箇年間を約定せるものと看做し其後の暗黙の契約延長に對しても更に同一期間契約を延長せるものと看做す)の就業を終りたる場合又は肉體的に不適當のため其の労働を繼續し得ざるに至りたる場合労働者の要求に基き雇主は雇主の費用を以て當該労働者及其の家族を最初の機會に於て募集地迄送還する機會を與ふることを要す。契約満了前に自己の過失及責に基かざして(地方長官の判断による)雇主により解雇せられたる労働者に對しても雇主は前項の義務を負ふものとす。雇主は労働者に對し完全な醫療、住居、飲料水、浴水を與へなければならぬ。雇主が之等諸規定に違反せる場合は最高百盾の罰金に處せらるゝも、労働者の雇主に對する反抗、侮辱、脅喝又は騷擾、喧嘩、酷刑にして刑法にて處罰せられざる種類の行為を敢てせる場合は最高一箇月の禁錮又は最高百盾の罰金に處せられる。而して本令に謂ふ自由苦力は主として前の苦力條令に謂ふ契約苦力の契約満期となりたる苦力中より或は爪哇に於て別に採用される。

爪哇苦力の募集

政府が、苦力募集を營業とするもの並に雇主が直接苦力を募集する湯合斯る募集行為に干渉し始めたのは前者に於ては募集條令(Werving Ordonnantie)が制定せられた一九〇九年、後者に於ては自家用募集(Eigen Werving)が制定せられた一九一五年(官報第六九三號)以後のことである。是等諸規定は爾後改正を加へられて今日に及んだが、一九三六年五月四日總督の決定を以て兩募集規定は全然廢止せられ、今回新に外領に於て使役する労働者として事業地の土着民に非ざる者及爪哇・マツラに於て其處の土人を募集する行為に關して茲に新に前記二苦力條令に基いて一九三六年募集條令(Werving Ordonnantie 1936)が公布せられた。本條令に關し其の要點を抜萃すれば次の如くで

- 一、爪哇及マツラに於て苦力を募集し得るものは司法部長官の認可せる募集機關即ち雇主組合 (Vereniging van Werkgevers) の司法部長官より特別に許可を得たる雇主(但し自家用として苦力を募集する場合に限る)。
- 二、募集機關により苦力募集を委任せられたる者は當該募集機關より労働局長の承認せる任命状 (Aanwijzingbrief) を交附せらるゝことを要す。
- 三、募集せられたる爪哇苦力は労働局長の指定場所に建設せられたる收容所又は労働局長の承認を受けて募集せられたる苦力及其の家族専用の臨時收容所のみ收容することを要す。本收容所に於ては是等の苦力及其の家族は無料で募集機關たる雇主組合から爪哇を出渡する迄給與を受けけるものとす。
- 四、労働契約書は募集機關と募集せられたる苦力と労働監督官又は其代理官との立會の上で作成されたるもの以外は無効とす。
- 五、募集機關は労働局長の制定せる規則に違ひ當該募集機關に参加せざる雇主のためにも夫等の雇主より委託ありたる場合爪哇・マツラに於て土人を募集することを要す。但し斯る場合夫等の土人と締結する労働契約は委託せる雇主の名義で行ふことを要す。
- 六、募集苦力との労働契約は、當該苦力が衛生部長官の指定せる醫師の診断を受け且つ爲すべき労働に適合することを證明せられたる後締結せられたるものに非る限り無効とす。又雇主が自家用として直接募集せる場合本契約が爪哇に於て締結せられざる場合には到着地で醫師の診断を受けることを要し、且つ其の旨爪哇出發前に當局に届出で其の承認を受けることを要す。
- 七、被募集人と労働契約の交渉を爲したるも契約の成立せざる場合には募集機關は被募集人及其の家族を原住地迄募集機關の費用を以て送還することとす。又爪哇の總督の指定せる港より事業地迄の輸送費も募集機關の負擔とす。而して本費用は募集せられたる者に對し返還の義務を有せず。
- 八、募集する又は募集せる苦力には原則として前渡金を渡すことを禁ずる。

- 九、労働契約は其の内容が募集せられたる苦力によりて承知せらるゝを要す。
 - 一〇、募集機關の禁止規定違反及義務怠慢に對しては募集機關の理事長又は募集機關が法人なる場合は其の法人の代表者及自家用苦力募集の場合には募集を委託せられたる者に最高一箇月の禁錮又は最高百盾の罰金を課す。
 - 一一、募集機關は本條令に基いて作成せられたる總ての書類を労働監督官及内務部の官吏の閲覧に供し夫等諸官の質問に對し答辯することを要す。募集行為を委任せられたる者の所持する任命狀に對しても又同じく本規定を適用す。
 - 一二、本條令又は本條令の施行細則に基いて作成せらるゝ總ての書類には印紙を貼用することを要せざるも、司法部長官の交附する募集機關の免許狀下附願、自家用苦力募集許可願及募集苦力臨時收容所認可願は夫々印紙を貼用することを要す。
- 苦力募集條令には前記の外外國に於て労働に従事する土人を爪哇及マツラに於て募集する行為を規定する條令がある。但し本條令の適用を受ける外國中にはスリナメは含まれない。本條令は一九三六年十二月八日附官報第六五〇號を以て公布せられ、其の内容は蘭領印度外領苦力募集條令に殆ど等しく只特に外國に於て労働に従事する上に必要な諸事項を加へて居るに過ぎず其の詳細は茲には省略する。

三 労働者數

外領州別苦力數表 (一九三五年現在)

出所 蘭領印度統計年報

地方名	十二月現在		十二月三十一日現在	
	農園數	苦力數	增加數	減少數
ラムボン	二九	1,141	1,141	—
バレムベン	三六	1,141	1,141	—
ジャムビ	—	1,141	1,141	—
スマトラ東海岸	二五六	1,141	1,141	—
スマトラ西海岸	一八	1,141	1,141	—
スマトラ	—	1,141	1,141	—
アチエ	四四	1,141	1,141	—
リオ	一一	1,141	1,141	—
バカ	—	1,141	1,141	—
西部ボルネオ	四	1,141	1,141	—
計	四三五	1,141	1,141	—

蘭領印度……労働

一四四三

職業別

職業別職業統計

(一九三五年)

出所同前表

職業別	州名	農園又は工場数	労働者数	加者数	日数
印刷業工場	バンタム	1	2	2	1
護謄栽培農園	ブリアンガン	1	2	2	1
製茶工場	バンタム	1	2	2	1
製糖工場	スラバヤ	1	2	2	1
製靴工場	スラバヤ	1	2	2	1
百貨店	スラバヤ	1	2	2	1
計		6	12	12	6

ホテ	茶及護謄農園	ブリアンガン	製茶工場	同	製糖工場	パンタム	製靴工場	スラバヤ	百貨店
10	50	50	10	1	1	1	1	1	1

(備考) 右数字は爪哇に於けるもので而も報告済のものに限る。

職業紹介所

各地職業紹介所取扱数表 (一九三四年—一九三五年)

出所同前表

所在地別	年次	新求職者数				求人数				就職者数				求職登録者数(各年末現在)			
		男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	
ベタ	一九三五	127	117	244	127	117	244	127	117	244	127	117	244	127	117	244	
メリス	一九三五	191	181	372	191	181	372	191	181	372	191	181	372	191	181	372	
ボイテンゾル	一九三五	181	171	352	181	171	352	181	171	352	181	171	352	181	171	352	
スカブ	一九三五	101	91	192	101	91	192	101	91	192	101	91	192	101	91	192	
バド	一九三五	111	101	212	111	101	212	111	101	212	111	101	212	111	101	212	
ガ	一九三五	151	141	292	151	141	292	151	141	292	151	141	292	151	141	292	
チエリ	一九三五	111	101	212	111	101	212	111	101	212	111	101	212	111	101	212	
ベカロン	一九三五	121	111	232	121	111	232	121	111	232	121	111	232	121	111	232	
テガ	一九三五	131	121	252	131	121	252	131	121	252	131	121	252	131	121	252	

所在地別	年次	新求職者数				求人数				就職者数				求職登録者数(各年末現在)			
		男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	計	男	女	計	
スマ	一九三五	141	131	272	141	131	272	141	131	272	141	131	272	141	131	272	
マ	一九三五	151	141	292	151	141	292	151	141	292	151	141	292	151	141	292	
スラ	一九三五	161	151	312	161	151	312	161	151	312	161	151	312	161	151	312	
マ	一九三五	171	161	332	171	161	332	171	161	332	171	161	332	171	161	332	
マ	一九三五	181	171	352	181	171	352	181	171	352	181	171	352	181	171	352	
マ	一九三五	191	181	372	191	181	372	191	181	372	191	181	372	191	181	372	
マ	一九三五	201	191	392	201	191	392	201	191	392	201	191	392	201	191	392	
マ	一九三五	211	201	412	211	201	412	211	201	412	211	201	412	211	201	412	
マ	一九三五	221	211	432	221	211	432	221	211	432	221	211	432	221	211	432	
マ	一九三五	231	221	452	231	221	452	231	221	452	231	221	452	231	221	452	
マ	一九三五	241	231	472	241	231	472	241	231	472	241	231	472	241	231	472	
マ	一九三五	251	241	492	251	241	492	251	241	492	251	241	492	251	241	492	
マ	一九三五	261	251	512	261	251	512	261	251	512	261	251	512	261	251	512	
マ	一九三五	271	261	532	271	261	532	271	261	532	271	261	532	271	261	532	
マ	一九三五	281	271	552	281	271	552	281	271	552	281	271	552	281	271	552	
マ	一九三五	291	281	572	291	281	572	291	281	572	291	281	572	291	281	572	
マ	一九三五	301	291	592	301	291	592	301	291	592	301	291	592	301	291	592	
マ	一九三五	311	301	612	311	301	612	311	301	612	311	301	612	311	301	612	
マ	一九三五	321	311	632	321	311	632	321	311	632	321	311	632	321	311	632	
マ	一九三五	331	321	652	331	321	652	331	321	652	331	321	652	331	321	652	
マ	一九三五	341	331	672	341	331	672	341	331	672	341	331	672	341	331	672	
マ	一九三五	351	341	692	351	341	692	351	341	692	351	341	692	351	341	692	
マ	一九三五	361	351	712	361	351	712	361	351	712	361	351	712	361	351	712	
マ	一九三五	371	361	732	371	361	732	371	361	732	371	361	732	371	361	732	
マ	一九三五	381	371	752	381	371	752	381	371	752	381	371	752	381	371	752	
マ	一九三五	391	381	772	391	381	772	391	381	772	391	381	772	391	381	772	
マ	一九三五	401	391	792	401	391	792	401	391	792	401	391	792	401	391	792	
マ	一九三五	411	401	812	411	401	812	411	401	812	411	401	812	411	401	812	
マ	一九三五	421	411	832	421	411	832	421	411	832	421	411	832	421	411	832	
マ	一九三五	431	421	852	431	421	852	431	421	852	431	421	852	431	421	852	
マ	一九三五	441	431	872	441	431	872	441	431	872	441	431	872	441	431	872	
マ	一九三五	451	441	892	451	441	892	451	441	892	451	441	892	451	441	892	
マ	一九三五	461	451	912	461	451	912	461	451	912	461	451	912	461	451	912	
マ	一九三五	471	461	932	471	461	932	471	461	932	471	461	932	471	461	932	
マ	一九三五	481	471	952	481	471	952	481	471	952	481	471	952	481	471	952	
マ	一九三五	491	481	972	491	481	972	491	481	972	491	481	972	491	481	972	
マ	一九三五	501	491	992	501	491	992	501	491	992	501	491	992	501	491	992	
マ	一九三五	511	501	1012	511	501	1012	511	501	1012	511	501	1012	511	501	1012	
マ	一九三五	521	511	1032	521	511	1032	521	511	1032	521	511	1032	521	511	1032	
マ	一九三五	531	521	1052	531	521	1052	531	521	1052	531	521	1052	531	521	1052	
マ	一九三五	541	531	1072	541	531	1072	541	531	1072	541	531	1072	541	531	1072	
マ	一九三五	551	541	1092	551	541	1092	551	541	1092	551	541	1092	551	541	1092	
マ	一九三五	561	551	1112	561	551	1112	561	551	1112	561	551	1112	561	551	1112	
マ	一九三五	571	561	1132	571	561	1132	571	561	1132	571	561	1132	571	561	1132	
マ	一九三五	581	571	1152	581	571	1152	581	571	1152	581	571	1152	581	571	1152	
マ	一九三五	591	581	1172	591	581	1172	591	581	1172	591	581	1172	591	581	1172	
マ	一九三五	601	591	1192	601	591	1192	601	591	1192	601	591	1192	601	591	1192	
マ	一九三五	611	601	1212	611	601	1212	611	601	1212	611	601	1212	611	601	1212	
マ	一九三五	621	611	1232	621	611	1232	621	611	1232	621	611	1232	621	611	1232	
マ	一九三五	631	621	1252	631	621	1252	631	621	1252	631	621	1252	631	621	1252	
マ	一九三五	641	631	1272	641	631	1272	641	631	1272	641	631	1272	641	631	1272	
マ	一九三五	651	641	1292	651	641	1292	651	641	1292	651	641	1292	651	641	1292	
マ	一九三五	661	651	1312	661	651	1312	661	651	1312	661	651	1312	661	651	1312	
マ	一九三五	671	661	1332	671	661	1332	671	661	1332	671	661	1332	671	661	1332	
マ	一九三五	681	671	1352	681	671	1352	681	671	1352	681	671	1352	681	671	1352	
マ	一九三五	691	681	1372	691	681	1372	691	681	1372	691	681	1372	691	681	1372	
マ	一九三五	701	691	1392	701	691	1392	701	691	1392	701	691	1392	701	691	1392	
マ	一九三五	711	701	1412	711	701	1412	711	701	1412	711	701	1412	711	701	1412	
マ	一九三五	721	711	1432	721	711	1432	721	711	1432	721	711	1432	721	711		

く支那苦力の方が良い。第二の缺點は稍懶惰なことである。前記の如く外領に多數の契約苦力が居る關係上往々にして不祥事件を起すことがあり、一九三四年蘭領印度に於ける契約苦力の對歐人及亞細亞人の傷害事件は五七件(爪哇は九件)、土人に對する傷害事件八八五件(爪哇八五件)に達して居る。歐人傷害の大部分の原因は、従業員及監督が苦力を打擲することにあるので、労働監督官は之を大いに戒めて居る。苦力の操縦は非常に困難な仕事で、寛嚴宜しきを得ないと飛んだ不祥事件を惹起する惧れがある。

四 勞 銀

蘭領印度に於ては、勞銀は地方及労働の種類により各々異なるが、農業關係労働者の勞銀を除いては詳しいことは不明である。一九三五年に於ける製糖工場の日平均勞銀は男二五仙女二一仙で、最高はスラバヤ地方の男三六仙マラン地方の女二五仙で、最低はクドス、プロボリンゴ地方の男二一仙テガ地方の女一五仙である。

爪哇糖業土人従業員一日平均賃銀表

地方別	一九二五		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
チエリボン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
テガル	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
ペカロンガン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
ケンダル	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
スマラン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
クドス	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
ゴヨクチャカルタ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
スラカルタ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
マデウン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
マデウン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
モジヨケルト	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
スラバヤ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
ケデリ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
ガングユ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
バスルアン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
プロボリンゴ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
マラン	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九
ブスキ	四	二九	四	二九	三	二九	三	二九	三	二九	三	二九

單位：仙 出所：蘭印統計年報

平均	一九二五	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
クラクサアアン	X	四	四	三	三	三
ルマジャン	X	四	四	三	三	三
ボンドウオン	X	四	四	三	三	三

爪哇糖業土人従業員数及平均日給表

單位：仙 出所：同前表

摘 要

一、常備 熟練労働者 蔗園監督 雜役苦力	一九二五		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	労働者数	平均日給	労働者数	平均日給	労働者数	平均日給	労働者数	平均日給	労働者数	平均日給	労働者数	平均日給
二、臨時備 工場苦力(男)	五、三二六	四	六、八一	四	六、九七	四	七、〇七	四	七、〇七	四	七、〇七	四
同 (女)	四、九〇〇	四	五、一〇〇	四	五、一〇〇	四	五、一〇〇	四	五、一〇〇	四	五、一〇〇	四
蔗園監督助手	八、五〇〇	四	八、五〇〇	四	八、五〇〇	四	八、五〇〇	四	八、五〇〇	四	八、五〇〇	四
蔗園番人	五、三三三	四	五、三三三	四	五、三三三	四	五、三三三	四	五、三三三	四	五、三三三	四
軌道苦力	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四
計 (男)	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四
同 (女)	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四	一、一〇〇	四

一九三四年デリ栽培協會に加入して居る煙草園苦力の平均勞銀並に諸經費は左の如くで、尙スマトラ東海岸及アチエーの兩州に存在する煙草園野外苦力の一九三五年に於ける月收高は、前者に於ては爪哇苦力最高二・四一盾、

最低一七・九九盾、支那苦力最高二二・九七盾、最低一七・四一盾で、後者に於ては一九三一年度のみが明かで其後は不明であるが、爪哇苦力二二・五六盾、支那苦力二六・七〇盾である。

スマトラ煙草園契約苦力經費表

單位：仙 出所：蘭印統計年報

一日當り經費

日 安價な食料品供給費
住宅費
醫療費
計

項目	男					女				
	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
日 安價な食料品供給費	41.00	41.10	41.00	41.00	41.00	41.00	41.00	41.00	41.00	41.00
住宅費	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
醫療費	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
計	61.00	61.10	61.00	61.00	61.00	61.00	61.00	61.00	61.00	61.00

商 業

總説—主要仕價指數—卸小賣物價及指數—商品の取引方法—
保險業—倉庫業

一 總 説

蘭領印度は世界屈指の原始産業國として多種多様の原料物産を多量に輸出すると共に六千萬住民の生活必需品及輸出物産の生産に必要な機械器具類等百般の工業製品を輸入する關係上輸出入貿易は活潑に行はれ、原料獲得市場として將又製品の賣込市場として各國貿易業者は何れも重要貿易港に本支店又は出張所を設け以て物産の買付を行ふと共に自國製品の賣込に銷を削つて居る。

輸出物産の主なるものは砂糖、護謄、茶、咖啡、煙草、コブラ、規那、椰子油、織維類、カボック、タビオカ、玉蜀黍、ダマ、コバル、籐等の農林産物及石油錫等の鐵産物にして、歐人事業者の生産品の多くは自己の販賣機關を経て直接輸出さるゝか若しくはブローカーを経由して輸出業者により輸出せらるゝが、土人により生産又は蒐集さるゝ物産は例へばカボック、タビオカ、玉蜀黍、ダマ、コバル、咖啡、コブラ等は所謂物産商と稱する仲買人により買集められたる後直接又は更に物産問屋を経て輸出業者により輸出せられ、仲買人は主として支那人であるが歐人日本人にして之に従事して居る者も尠なくない。輸出業者の大部分は和蘭人、英國人及日本人で、之等は何れも大手筋に屬し他に支那人の中小輸出業も相當ある。

輸入品の主なるものは綿絲、綿布、其他の織物、衣服、食料品、機械器具、鐵鋼製品、飲料、紙及紙製品、塗染料、化學藥品及醫藥、セメント、煙草類、燐寸其他工業製品中一として輸入されざるもの無く、輸入は主として和蘭人、日本人、英國人、獨逸人、佛國人等によりて行はれて居るが支那人、亞刺比亞人の輸入商も尠なく土人にして之に従事して居るものもある。歐人及日本人の大手筋は何れも有ゆる商品の輸入を取扱ふ所謂一般輸入業者である

蘭領印度……商業

が、支那人、亞刺比亞人、土人及日本の中小輸入業者の取扱品は主として綿布及所謂雜貨で業者の數も相當數に昇つて居る。斯くして輸入されたる一般商品は、輸入業者より直接又は卸問屋の手を経て小賣業者に配分さるゝが、卸商及小賣商は殆ど總て支那人で、最近邦商の數も相當増加し漸次華僑の地盤を蠶食しつつある。然し乍ら彼等の勢力は未だ牢固として抜くべからざるものがある。

商業從業者數 會社數は據るべき資料無き爲不明なるも、經濟部商務局刊行の一九三五年 Exporters Directory に輸出貿易業者として掲載され居るものは百十三社なるも、實際數は之以上に昇ることは明かである。又輸入貿易業者に於ても、前記輸出貿易業者にして輸入業を兼營するもの多く且つ他に輸入業を専業とする者相當多數存在する關係上其數は輸出業者以上に達するものと觀られる。

次に一九三〇年國勢調査による人種別事業別從業者數を見るに大體左の如くであり、是に據り當領商業界延いては事業界に於ける勢力の一端を窺知し得るものと信ずる。

事業別歐人從業者比率表

事業別	其他の非和蘭人		和蘭		計
	獨逸人	英國人	領内出生者	領外出生者	
一、原始産業	1.1%	2.5%	3.9%	100%	100%
内 糖業(大規模)	1.1%	0.2%	1.3%	100%	100%
栽培業(大規模)	7.4%	0.0%	7.4%	100%	100%
石油採掘業	2.9%	1.0%	3.9%	100%	100%
其他の礦業	1.4%	0.5%	1.9%	100%	100%
二、工業	6.3%	1.1%	7.4%	100%	100%
三、交通業	1.7%	0.5%	2.2%	100%	100%
四、商業	5.9%	2.7%	8.6%	100%	100%

蘭領印度……商業

咖啡豆(生)	一 封度當り	0.51 3/4
茶	ゴールバラ一袋當り	1.11
シラツブ	一瓶當り	0.25 3/4
石	クロウン印一罐當り	3.05 3/4
二、輸入品		
麥粉 澳洲物	一 カテイ當り	0.11
クエーカーオート	一 罐當り	0.25
マカロニ	一 包當り	0.10 1/4
コンデンスドミルク	一 罐當り	0.20 1/4
バター	一・七磅入一罐	3.00
チーゾ	八分の一箇當り	0.95 1/4
コーンビーフ	一 罐當り	0.25 3/4
サラド油	二分の一箇當り	0.80
鹽(モルトン)	一 瓶當り	0.75 1/4
ジヤム	一 罐當り	0.21
カカオ(ドロスト)	一 罐當り	1.25 3/4
ビール(クローズター)	一 瓶當り	0.25 3/4
洗濯石鹼(サンライト)	一 包當り	0.35 3/4
燐寸(瑞典物)	一 包當り	0.25 1/4
燐寸(日本物)	同	0.31 1/4

爪哇及マゾラ土人市場平均市價表

摘要	單位	據當り	出所	蘭印統計年報
精米	一 担	1.19	1.19	1.19
二 等品	一 担	1.11	1.11	1.11
三 等品	一 担	1.03	1.03	1.03
四 等品	一 担	0.95	0.95	0.95
五 等品	一 担	0.87	0.87	0.87
六 等品	一 担	0.79	0.79	0.79
七 等品	一 担	0.71	0.71	0.71
八 等品	一 担	0.63	0.63	0.63
九 等品	一 担	0.55	0.55	0.55
十 等品	一 担	0.47	0.47	0.47
十一 等品	一 担	0.39	0.39	0.39
十二 等品	一 担	0.31	0.31	0.31
十三 等品	一 担	0.23	0.23	0.23
十四 等品	一 担	0.15	0.15	0.15
十五 等品	一 担	0.07	0.07	0.07

一四五八

カツサーウ	一 等品	0.25 3/4	0.25 3/4	0.25 3/4
二 等品	0.20 3/4	0.20 3/4	0.20 3/4	
三 等品	0.15 3/4	0.15 3/4	0.15 3/4	
四 等品	0.10 3/4	0.10 3/4	0.10 3/4	
五 等品	0.05 3/4	0.05 3/4	0.05 3/4	
六 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
七 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
八 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
九 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十一 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十二 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十三 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十四 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十五 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	

大豆	一 等品	0.25 3/4	0.25 3/4	0.25 3/4
二 等品	0.20 3/4	0.20 3/4	0.20 3/4	
三 等品	0.15 3/4	0.15 3/4	0.15 3/4	
四 等品	0.10 3/4	0.10 3/4	0.10 3/4	
五 等品	0.05 3/4	0.05 3/4	0.05 3/4	
六 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
七 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
八 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
九 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十一 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十二 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十三 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十四 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	
十五 等品	0.00 3/4	0.00 3/4	0.00 3/4	

で、色々面倒な条件(殊に其人物)を具備しなければ政府に於て其の營業を認めせぬので、少なくともプロカレージファームの主人は絶対に信用して差支へない。信用確実なるものにダントツ、ハイゼルマン等のプロカー会社がある。

砂糖—砂糖の取引方法には政府の管理する爪哇糖販賣統制機關(Nederlandsch-Indische Vereeniging voor den afzet van Suiker=NIVAS)と略稱す)との取引及セロンドハンド市場取引(商人間の取引)との二種がある。

ニバスより買約せんとする者は、仲買人を通じて注文条件に契約成立後に於ける保証条件を附して之をニバスの秘書役に提出せねばならない。提出時間は午前七時頃より午後八時頃に至る間であらば何時でも差支へない。又ニバスに對する保証に就て見るに、信用確実なる大會社及商店に對しては特にフリーリミットなる制度を設けて、或一定の限度(例へば五〇萬袋、百萬袋)までは何等の保証なく買付の特権を與へる。但し其の限度は會社の信用状態に依りて異り、我三井物産、三菱商事會社は此の恩典に浴して居る。銀行の保証に依る場合は、保証状を發行する銀行はスラバヤに事務所を有する銀行たること、保証状は必ず所定の形式に據るべきことを要し、保証額に對しても信用の如何に依り一定の限度を設け、一流商人と同様に銀行にも一定のフリーリミットを與へるが、それ以上の金額に及ぶ場合には超過部分に對して二割の擔保物件をニバスに提出せしめる。最後に現金又は領金證書を擔保とする場合は買付額の三割乃至四割を提出することを要し、其割合は買手の信用如何によりて異なる。

ニバスは何れの工場製の製品をも引渡すことが出来、買手に引渡すべき場所は、通常買手が指定する倉庫の前とされ、此の場合午後二時までに引渡が行はれる時は買手は必ず之を受取らねばならない。船舶運送の行はれる場合には正午までのものは必ず受取らねばならない。

包装は重さ二封度八分の五の強固な麻袋にして、長さ四四寸幅二六寸半のものを使用し、是に砂糖一〇二底四分の一入とす。又買手は二五袋を一組とする内の一袋のみを秤量し、他は之を同一と看做す。黄又は稀に籠詰とさ

消耗品小賣市價指數表 (一九三三年=100)

年次	領内生産品	輸入品	計
一九二八	100.0	100.0	100.0
一九二九	100.0	100.0	100.0
一九三〇	100.0	100.0	100.0
一九三一	100.0	100.0	100.0
一九三二	100.0	100.0	100.0
一九三三	100.0	100.0	100.0
一九三四	100.0	100.0	100.0
一九三五	100.0	100.0	100.0
一九三六	100.0	100.0	100.0

四 商品の取引方法

輸出商品 輸出商品は砂糖、護謨を始め茶、タピオカ等に至るまで等級が定めてあり、各等級に附随する条件も見本説明書等に依て定まつてゐる故に夫れを標準とし所謂スタンダードコントラクト(標準契約書)に依てプロカーを通じて賣買の契約をする。必ずプロカーを通して賣買契約をするといふのが蘭領印度に於ける取引の特色である。プロカーを利用するときには、プロカレージを支持はねばならぬといふ缺點があるが、其代りに相手の信用状態に就て直取引の場合のやうに面倒な調査をする必要がないから却て便利である。蘭領印度に於けるプロカーは所謂スウォルンプロカー

蘭領印度……商業

れる場合があるが、三百十軒以上を結めることが出来ない。
支拂は、取引が済み次第現金で行はれる。又支拂場所は賣手の爪哇在住地と定められて居る。而して代金支拂と同時に所有権は買手に移轉する。

セコンドハンド市場取引は、倉渡契約と本船渡契約との二つに區別されて居る。セコンドハンド市場取引の大部分は倉渡契約に依つて行はれ、ニバス契約の場合に於ては取引は殆ど買手倉庫渡なるに反し、セコンドハンド市場取引の場合はトラスト契約其儘を履行する場合の外主として既保管糖の引渡即ち賣手倉庫渡の契約である。前者の場合にはトラストの承認を必要とするが、後者の場合には任意に引渡期間を約して取引される。

本船渡契約は倉渡契約に比し稀に起る契約であつて、賣手は買手の提供せる積取船迄自己の費用を以て運送し船側で引渡す契約である。買手は契約期間内に船腹を提供し、一週間前に確實に船名を賣手に通知する。賣手は本通知を受けた時は直に積出港を指定し、積取船到着次第船積を開始せねばならぬ。支拂は普通 Clean Mate's Receipt 及所要の船積書類と引換に行はるゝものとする。

其他の商品たる護謄、コブラ、珈琲、茶、胡椒等に就ては、ブローカーを通じて品種、品質、数量、包装、支拂、引渡、其他の事項に關しバタビヤ貿易商組合の規定せるスタンダードコントラクトに依りて賣買の契約をなし、支拂は受渡しと同時に現金で行はれる。

輸入商品 最も重要な輸入商品たる綿布取引方法に就て見るに大要左の如くである。

綿布—日本人輸入業者の内地に於ける本支店は、普通蘭領印度に於ける支本店に品物をD・P・爲替で送る。従て、後者は通常現金を支拂はねば荷受けすることが出来ないのであるが、銀行と協定の上與へられた信用を利用して荷受けする。

歐人は普通D・A・爲替で輸入し、サイトは二、三箇月から四、五箇月に亘る模様である。輸入業者對支那商門の卸取引は原則として日本商は主として

一四六〇

現金取引を行ふが、相手の信用習慣等に應じ色々手加減してゐるやうである。歐人は最高三箇月位までのサイトを出し、若し現金なら三%、一箇月拂なら二%、三箇月拂なら一%の割引を與へる。

綿絲—當領に輸入されるものは原絲と染絲で、太さは十六番手、二十番手、二十四番手、三十二番手及四十番手位まで、取引方法は綿布に同じ。
陶器及硝子製品類—日本品は運賃の關係上箱を小さくする傾向があるが、歐品の包装は完全である。支拂に就ては日本商は現金又は一箇月位のサイト取引、歐商は普通六十日乃至九十日のサイトを出して約手取引を行ふ。
其他の商品に就ては大體前記の商品と大差ない故に省略する。

五 保險業

概説 蘭領は熱帯であるが爲火災少く又生命保險思想殆ど皆無といふも差支へなく、従て保險業は他の事業に比較して振はない。然るにも拘らず當領に本店を有する會社の外多數の外國保險會社が支店出張所又は代理店を設けて居る。

海上火災保險會社に就いて見るに、蘭領印度に本店を有する會社は各自の危險負擔率を軽減する爲他の會社と共同事業の形式を採つて居り、二つ以上の會社が一團となつて居る。又各會社相互の利益を増進する爲一九一五年に蘭領印度海上火災保險業者組合なるものを設立して居る。又生命保險に就て見るに、蘭領印度に本店を有するものゝ中有有力な會社は蘭領印度生命保險會社一つあるのみで、多くは本國の會社である。

海上火災保險會社 海上火災保險會社名、所在地、公稱資本金、拂込資本金及積立金に就て見るに左の如くである。

海上火災保險會社一覽表

出所：同前表

會社名	本店所在地	公稱資本金	拂込資本金	積立金
De Javasche Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Batavische Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Brandassurantie Mij. "Ardoeno"	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Brandassurantie Mij. "Veritas"	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De N.-I. Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Tweede N.-I. Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Koloniale Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Tweede Kol. Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Brandassurantie Mij. "De Oosterling"	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Semarangische Zee- en Brandassurantie Mij.	スマラン	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Tweede Semarangische Zee- en Brandassurantie Mij.	スマラン	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Brandverz. Mij. "Mercurius"	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Brandwachtorg. Mij. "Ned.-Indie"	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Nederlandsch Lloyd	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000
De Oost-Indische Zee- en Brandassurantie Mij.	バタビヤ	ƒ1000000	ƒ100000	ƒ100000

會社名 (略稱)	本店所在地	領内支店所在地
I° N. V. Levensverzekering Mij. "Nillimij" van 1859 (Nillimij)	バタビヤ	バタビヤ
II° Hollandsche Sociëteit van Levensverzekering (Sociëteit)	バタビヤ	バタビヤ
III° N. V. Levensverzekering Mij. "Arnhem" (Arnhem)	アルンヘム	バタビヤ
IV° Oudering Levensverzekering van Eigenhulp (Oveh)	海牙	バタビヤ
V° Levensverzekering Mij. Opg. door het NOGA (NOGA)	バタビヤ	バタビヤ
VI° Hollandsch Algemeen Verzekering bank (Algemeen)	バタビヤ	バタビヤ
VI° Eerste Nederl. Verzekering Mij. o/h Leven en ongeval (Eerste Nederland)	海牙	バタビヤ
VI° N. V. Amsterdamsche Mij. van Levensverzekering (Amsterdam)	アムステル	バタビヤ
IX° N. V. Levensverzekering Mij. van "De Nederland van 1845 (Nederland 1845)	海牙	バタビヤ
IO° Nationale Levensverzekeringbank (Nationale)	ロッテルダム	バタビヤ
I° Levensverzekering Mij. Opg. door "Ons Belang" (Ons belang)	アムステル	バタビヤ
II° Levensverzekering Mij. "De Nederland (Nederland)	アムステル	バタビヤ
III° Onderlinge Levensverzekering Mij. "Gruvenhage" (Gruvenhage)	海牙	バタビヤ
IV° Off. ver. foud. Onderst. v/hag betr. Canada)	バタビヤ	バタビヤ
V° Sun Life Ass. Cy. of Canada (Sun Life Canada)	カナダ	バタビヤ
VI° China United Ass. Society Ltd. (China United Ass.)	上海	バタビヤ

以上の外當領に於ける三井物産會社支店は東京海上火災、大正海上火災及日本火災保險會社の代理店となつて居る。
生命保險會社 蘭領印度に設立されて居るものは蘭領印度生命保險會社があるのみで、他は總て本國及外國會社の支店若しくは代理店であつて、日本の生命保險會社としては三井生命(三井物産内)及明治生命保險會社が代理

蘭領印度……商業

店を設けて居る。現在蘭領印度に於て營業を爲す日本以外の會社は十六社あるが、資本金及蘭領印度内に於ける契約高を見るに左の如くである。

蘭領印度……貿易

貿易

總説—輸出・輸入總額—輸入貿易—港別貿易—對日本貿易

一 總説

元來蘭領印度は自由貿易並に門戸開放主義を基礎に置いて經濟上の利益獲保を最良と認め、外國的要素の領内進出を歓迎し、之等外國的要素が蘭印經濟界の主要勢力となり、蘭印は世界經濟界と密接に結合し、特に外國資本は蘭領印度農拓界に登場して護謨、茶、椰子等の事業は蘭人の全金融能力を總動員せる甘蔗及珈琲と共に蘭領印度を一大農作物産地たらしめたのである。即ち近代の蘭領印度は世界有数の原料生産國であつて、蘭領印度と諸外國との關係は之等原料品を諸外國に輸出しなければならぬ一事に依て支配せられるのである。

蘭領印度の貿易は逐年隆盛に赴きつゝあつたが、歐洲大戰勃發するや運輸上及物資供給上の障礙は蘭印貿易の方向に變化を生ぜしめ新方向を開拓せしめ、戦後新開拓方面の貿易と歐洲貿易の回復は戦時中滞貨せる物産の輸出激増と物産の増收及物價の昂騰と相俟つて次の通り蘭印外國貿易(但し政府勅定輸出入並に地金銀・正貨の輸出入を含む)額を著しく膨脹せしめた。

外國貿易額表

Table with columns: 年次 (Year), 貿易總額 (Total Trade), 輸出額 (Exports), 輸入額 (Imports), 出超額 (Surplus). Rows for years 1910-1913.

單位：千盾
出所：蘭印貿易年報

一四六四

Table with columns: 年次 (Year), 貿易總額 (Total Trade), 輸出額 (Exports), 輸入額 (Imports), 出超額 (Surplus). Rows for years 1924-1925.

而して戦後の不況期に入るや一九二一年より輸出入共に減退を示したが一九二五年には護謨價の暴騰に因り輸出額増加し、更にこれより後は物價の下落によつて金額は漸次減少の途を辿るに至つた。

此の頃より世界各國は生産消費間の不均衡からその需要限度を遙かに超過する供給を相互に強制しつゝあり、此の供給過剩即ち輸出過剩を現出せしめつゝある輸出品には蘭領印度の重要物産が含まれて居り且つ此の輸出過剩が又輸入過剩を引き起す根源となつた。即ち左表に示す通りである。(單位：千盾)

年次 (Year)

Table with columns: 貿易總額 (Total Trade), 輸出額 (Exports), 輸入額 (Imports), 出超額 (Surplus). Rows for years 1926-1929.

蘭領印度は重要輸入國として斯る現象に對する防衛策として國際的に且つ國內的に各種の方法を講ずるに至つたが、斯る傾向の下に於ては出超なる現象は常に相手國に其の防衛手段を講ぜしめる有力な原因となつた。加之一九二九年十月の紐育株式恐慌を一轉機として世界は經濟恐慌時代となり、深刻な不況が世界を覆ひ初むるや蘭印物産に對する世界の需要は加速度に減少し、物價の下落振りは特に原料品に於て顯著であつた爲、世界有数の原料國である蘭領印度の蒙れる影響は確かに甚大なものであつた。茲に輸出物産の生産を主要産業とする蘭領印度に對して及ぼした輸出貿易の不振は深刻に一般購買力の減退を強制し、從て輸入貿易も著しく減退を示すに至つた。即ち左の如くである(單位：千盾)。

Table with columns: 年次 (Year), 貿易總額 (Total Trade), 輸出額 (Exports), 輸入額 (Imports), 出超額 (Surplus). Rows for years 1930-1933.

(註) 一九三六年は暫定數字。

斯くの如く蘭領印度の貿易は輸出入共に著しく減退を示したが、一方此の輸出入状態に更に新事實が現出した。

單位：千盾
出所：蘭印統計年報

蘭領印度輸入

Table showing import data for various regions: 歐洲 (Europe), 亞米利加洲 (Americas), 亞細亞洲 (Asia), 大洋洲 (Oceania), 非洲 (Africa), 其他 (Others). Columns include 年次 (Year), 價額 (Value), 百分率 (Percentage).

蘭領印度輸出

Table showing export data for various regions: 歐洲 (Europe), 亞米利加洲 (Americas), 亞細亞洲 (Asia), 大洋洲 (Oceania), 非洲 (Africa), 其他 (Others). Columns include 年次 (Year), 價額 (Value), 百分率 (Percentage).

(註) 地金銀・旅客・郵便・船用貨物を除く、一九三三年よりは政府勅定を含む。

即ち歐洲向輸出は一九二七年の三六%より一九三五年には四〇・三七%に昇つたが、輸入は四七・一九%より三六・一九%に引下つたのに對し、亞細亞洲向輸出は四六・四六%から三二・一八%に低落せるに反し、輸入は三八・二二%から五二・六六%に昇つて居る。此の現象は元來主として歐洲から輸入せ

Table with columns for '要' (Essentials) and '日本より輸入率' (Import rate from Japan). Rows include '日本平均' (Japan average), '日本' (Japan), and '日本へ輸出率' (Export rate to Japan).

蘭印政府は此の貿易現象を目して、日本品の進出によつて世界各國の蘭印向輸出が著しく脅威を受けるに從ひ此の脅威の増加率と同じ歩調で全世界を風靡しつゝある保護貿易政策の影響を蒙り、歐洲及亞米利加に於ける蘭印の主要輸出市場が著しき障礙を持つに至つたものとなし、此の脅威を排除し得る唯一の效果的方法として茲に自由貿易政策を捨て、積極的な保護貿易政策を採るに至つたのである。

而して蘭領印度としては英國との間に締結した一八二四年の倫敦條約一八七一年のスマトラ條約(註)の制限を受けて關稅政策によつて貿易の統制を計ることは困難であり且平價切下は和蘭本國にとり不利として之を爲さず、一九三三年九月蘭領印度總督は今後必要に應じ輸入品に對し總督令を以て適宜之を制限し得る權限を得て愈積極的な貿易政策の實施へ邁進するに至つた。

(註) 一八二四年倫敦條約第三條 各當事國の臣民及船舶は東洋各地に在る各相手國の港灣に於ける輸出入に關し該港灣所屬國の臣民及船舶に課せらるる稅額の二倍を超過する稅を課せらるることなし。若し該港灣所屬國の臣民及船舶が何等の稅を課せられざるときは相手國の臣民及船舶に課せらるべき稅率は從價六%を超過することを得ず。 一八七一年スマトラ條約第二條 英國臣民に依る貿易並英國船舶は和蘭臣民の貿易並和蘭船舶の現に享受し又は將來享受する一切の權利及特權に均霑すべきものとす。 此の輸入統制には次の三つの重大目的がある。即ち、 一、和蘭本國及蘭印工業の保護の爲或る特定商品の輸入制限を實施す。

られて居たものが大部分日本より輸入せられることとなり而も輸出は相變らず歐洲へ向けて増加を續けて居ることに因て發生したものである。今日日本對蘭印輸出入關係(金額)を蘭印總輸出(金額)に對する百分率を以て示せば次の如くである。

Table showing percentages of trade between Japan and the Netherlands East Indies from 1927 to 1935. Columns include '輸出' (Export) and '輸入' (Import).

二、或る國が或る特定商品に對し特種の利益を有する場合該商品の一定輸入量を其國に保證する爲輸入の割當を行ふ。

三、蘭印に設立せられた輸入及分配機構を擁護する爲輸入許可制を行ふ。斯る貿易政策に基き一九三二年のセメントポータス制度を發端に一九三三年秋には愈貿易の國家管理を明瞭ならしむべきものとして非常時輸入指令を公布し、爾來今日に至る迄各輸入品別に輸入制限(註)を續々實施するに至つた。而して最初蘭印政府は蘭印産業の保護を目的として輸入制限を實施したのであつたが、次には和蘭本國工業の保護を目的として輸入割當を爲し、且つ輸入取扱者が在蘭印和蘭商社に優先的に許可する等によつて蘭人の經濟進歩を鮮明にするが、之は直接最大影響を蒙る日本の當業者を痛く刺戟し之が端緒となつて茲に日蘭會商が開かれるに至つたのである。

日蘭會商 日蘭會商は和蘭の提唱日本の受諾により日本蘭領印度間の貿易の不均衡を調整し、各種の輸入制限並に營業特許制の如き排他的措置の緩和を期し一九三四年六月八日よりバタビヤに於て開催せられたのであるが、蘭領印度側が會商の中心を専ら蘭人經濟の擁護を爲すに採用せる輸入制限問題に置き最初具體的協議に入らんとしたのに對し、日本側は通商の自由に關する原則的主張を高調し、日蘭通商條約の精神を尊重し所謂人為的な貿易統制を排斥せる結果、會談は半歳に及ぶも何等具體的會商に入らず結局同年十二月二十一日會商打ち切りとなつた。

輸出入貿易額表

單位：千盾 出所：蘭印統計年報

Main trade table with columns for '年次' (Year), '爪哇・マツラ' (Java/Sulawesi), '外領計' (Foreign territories total), and '割合(%)' (Percentage). It is split into '輸入' (Import) and '輸出' (Export) sections.

(註) 右表の數字は地金銀を含まず。

而して今日尙蘭印當局は依然對日關係を律すべき指導方針として片貿易の調整と和蘭人經濟擁護の二方針を固守して居るが、一九三六年九月フランスの金輸出禁止の影響を受けて和蘭も金の輸出禁止を實施するや蘭印も之に從つたのでよりは從來低爲替國より蒙れる貿易上の壓迫は幾分緩和せられ之により對日貿易も蘭印に有利に好轉しつゝあり、今や日蘭貿易關係上の障礙たる輸入制限問題も將來何等かの形に於て解決せられるのではないかと見られるに至つた。

併し輸入制限は今尙相變らず實施せられて居り、今日この適用を受けつゝある輸入商品は次の如き多數に上つて居る。

セメント・麥酒・絲染・特種織物類・晒綿布・鐵製フライ鍋・未晒綿布・八商品(窓硝子・コップ・火屋・珐瑯磁器・自轉車等)・人造肥料・電球・十商品(齒刷子・皮物・ランプ等)・加工綿布・タオル・綿毛布・衛生陶器・毛・絹・人絹・麻の各種織物・陶磁器・金屬製品・石鹼・縫針・包裝紙・ダイヤ・チニツプ・既製衣類。

尙輸入制限品にして和蘭並に蘭領印度の工業保護若しくは工業振興に資するものと認めらるるものはセメント・麥酒・織物類・人造肥料・電球・衛生陶器・縫針等にして何れも和蘭品に對して(織物類中布染綿布・捺染綿布・絲染綿布・故帳・人絹及交織物・毛織物・麻交織物・綿・麻・半麻製卓子掛・ナフキン・シート等に對しては英國品にも)優先割當が行はれて居る。

(註) 輸入制限は之を實施する場合同二つの方法を採用して居る。其一は輸入業者に對し輸入し得べき數量又は重量を蘭領印度政府經濟部長官が妥當と認める數量又は重量迄に限り許可する法にして、其二はこの方法とこの許可量の中何れを和蘭又は英國に優先的に割當する法を併せて行ふ方法である。

二 輸出入總額

蘭領印度の貿易に於ては爪哇は從來輸出入共に外領を凌駕して居たが、近年スマトラに於ける産業の躍進的發展に原因して外領は輸出に於て爪哇を壓倒し、輸入に於ても逐年増加を示して居る。

蘭領印度...貿易

貿易指數表 (一九二八=100)

Table with columns for years (1928-1935), trade index (貿易總額), and sub-categories (輸入總額, 輸出總額, 出超額).

蘭領印度...貿易

三輸入貿易 (註)一九三六年は暫定數字

Table showing trade indices for 1933, 1934, 1935, and 1936 for various categories.

蘭領印度輸入貿易の六割乃至七割五分は製品にして、綿織物を主とする各種織物類、米其他食料品及飲料品、機械器具、衣服流行品及雜貨が其の大部分を占め、仕出地は日本、和蘭、新嘉坡、獨逸、英國、米國等である。

單位=價額十千盾 出所=蘭印貿易年報

主要品別輸入高表

Large table listing various goods (e.g., rice, oil, sugar) with columns for quantity, price, and value for different years.

蘭領印度...貿易

一四六九

Table listing various goods (e.g., fish, oil, sugar) with columns for quantity, price, and value for different years.

Table listing various textile and clothing items such as '織物類(未晒綿布)', '絹織物', and '綿織物'. It includes columns for item names, units (e.g., '千疋', '千打'), and numerical values.

Table listing various paper and stationery items under the heading '第十類 紙及紙製品'. It includes columns for item names, units (e.g., '千打', '千疋'), and numerical values.

蘭領印度...貿易

Table showing trade statistics for various countries including 瑞典, 瑞, 加奈, 伊太, 英領東阿弗, 英領ボルネ, 大連, 其他諸國, and 計. Columns include years 1931-1935 and values in thousands of guilders.

四 輸出貿易

蘭領印度輸出物産の大宗は依然として農物産であるが、其の最近の輸出状況を見るに數量に於ては漸増の傾向にあり乍ら價額に於ては甚だしい低落振りを示し、一九一九年の最好況時代の二、一四一百万盾に較べ一九三五年度は約五分の一の四四五百万盾と言ふ有様である。併し護謨は近來漸次景氣回復

主要品別輸出貿易統計表

單位：價額一千盾 出所：蘭印貿易年報

Main table of export trade statistics for various commodities like 豚革, 魚類, 馬鈴薯, 豆, 護謨, etc. Columns show years 1931-1935 with quantity and value.

蘭領印度...貿易

蘭領印度...貿易

Table of trade statistics for the Netherlands East Indies, listing various commodities like oil, sugar, and tobacco, along with their respective values and units.

主要國別輸出貿易

主要仕向國別輸出貿易統計表

單位：千盾 出所：蘭印貿易年報

Main table of trade statistics showing export values to various countries like the Netherlands, Japan, and the United States, categorized by commodity type.

單位：千盾 出所：蘭印貿易年報

主要仕向國別輸出統計表 (其 一)

Summary table of trade statistics for major destination countries, including the Netherlands, Japan, and the United States, with values in thousands of盾.

Table showing trade statistics for the Netherlands East Indies, including categories like 爪哇及マツラ (Java and Matzura), スラバヤ (Surabaya), and others, with columns for values and percentages.

Table showing trade statistics for the Netherlands East Indies, including categories like 爪哇及マツラ (Java and Matzura), スラバヤ (Surabaya), and others, with columns for values and percentages.

々重要性を加へ一九三三年以來スラバヤを設駕し、一九三五年に於て其の差が特に顯著となつたことは注目すべき事である。

六 對日本貿易

概説 對日貿易は一九二九年の一億六千萬盾(輸出総額)を最高にそれより以後は逐年減少を示し、一九三六年には一億五百萬盾(暫定數)と約五千五百萬盾の下落振りを示すに至つた。而して現在日本よりの輸入は蘭領印度總輸入額の二六・七二%(一九三三年は三一・〇三%)、對日輸出は五・六八(一九三三年は四・八七)を占め、其の輸出入のバランスも入超ではあるが一九三三年の七、五九四萬盾より一九三四年には七、三一九萬盾、一九三五年には五、七七七萬盾、一九三六年(暫定數)には四、四九一萬盾と減少を示して居る。殊に一九三三年に非常時輸入條令が施行せられてより、金額數量共に輸入の減少に對し輸出は増加を示して居る。對日主要輸出品は護謨・砂糖・石油・玉蜀黍・タピオカ物産・含油種子等で主要輸入品は護謨・砂糖・石油・既製衣類及流行品・絲類・食料品・自轉車・硝子・機械・紙及紙製品等であつて、輸出中砂糖・護謨・タピオカ物産・玉蜀黍・含油種子等は一九三六年は前年に較し飛躍的增加を示したるに反し輸入品中護謨・絲類・自轉車及同タ・麥酒・陶磁器・茶等は何れも輸入減を示して居る。而して蘭領印度の輸入総額は一九三一年に日本品が蘭印全輸入の五四%を占めたるに對し一九三六年は六六%を占めて居るが、之は蘭印輸入総額の輸入總額が減少したのによるもので、且つ此の日本製綿布中日本輸入業者の扱ふ數量は一九三四年二月一日公布せる晒綿布輸入制限令に於て輸入業者特許制度を實施して日本輸入業者の扱ひ數量を事實上制限したの端を發し、以來日蘭會商後蘭印政府は日本人輸入業者に對し事實上總輸入數量の二五%以上の輸入を許可せず、和蘭人輸入業者に對しては残りの七五%の外に尙適宜特別許可を與へるが如き方策を採用し、結局日本人輸入業者の手で扱ふ輸入數量は以前に較べて極めて少量となるに至つた。

次に對日貿易に關する各種統計を掲ぐるに左の如くである。

Table showing trade statistics for the Netherlands East Indies, including categories like 爪哇及マツラ (Java and Matzura), スラバヤ (Surabaya), and others, with columns for values and percentages.

右表に明かなる如く輸、貿易に於てマタピア(ダンジョンブリオオオ港)が主

蘭領印度...貿易

對日本輸出入貿易統計表

Table showing trade statistics for the Netherlands East Indies with Japan, including columns for year, quantity, value, and index.

一四九〇

單位：千盾 出所：蘭印貿易年報

對日本輸出入貿易數量表

Table showing trade volume statistics for Japan, including columns for year, quantity, and index.

出所：蘭印貿易年報

對輸出價額(%)

對輸入價額(%)

對日本並對諸外國貿易比率一覽表

Table showing trade ratios for Japan and other countries, including columns for year and percentage.

Table showing trade volume statistics for Japan and other countries, including columns for year, quantity, and index.

Table showing trade value statistics for Japan and other countries, including columns for year, value, and index.

主要品別對日本輸入高表

Table showing import statistics for various goods from Japan, including columns for commodity name, quantity, value, and index.

一四九一

蘭領印度...貿易

Table listing trade items such as tea, sugar, and various chemicals with columns for quantity, price, and date. Includes sub-sections like '蘭領印度...貿易' and '一四九二'.

蘭領印度...貿易

Table listing trade items such as electrical equipment, machinery, and various materials with columns for quantity, price, and date. Includes sub-sections like '蘭領印度...貿易' and '一四九三'.

蘭領印度...貿易

Table of trade data for the Netherlands East Indies, listing various goods like silk, cotton, and wool with their respective quantities and prices.

蘭領印度...貿易

Table of trade data for the Netherlands East Indies, listing various goods like iron, steel, and machinery with their respective quantities and prices.

蘭領印度...貿易

Table with columns for trade items (e.g., 各種鉄, 家庭用刃物, 剃刀類), trade statistics numbers, and names. Includes a section for '貿易統計番號' and '品名'.

一四九六

自一九三六年一月三日
自一九三七年一月三日
至一九三七年一月二日

和蘭品割當

制限數量

蘭領印度...貿易

Table with columns for trade items (e.g., 晒綿布, 布染綿布, 捺染綿布), trade statistics numbers, and names. Includes a section for '貿易統計番號' and '品名'.

一四九七

蘭領印度...貿易

Table of trade statistics for Dutch East Indies, categorized by product type (e.g., 絲染布, フアンシー綿布) and year (1931-1935). Includes columns for quantity, price, and value.

Table of trade statistics for Japanese exports to Dutch East Indies, categorized by product type (e.g., 綿製浴用タオル, 織物製品). Includes columns for quantity, price, and value.

主要品別對日本輸出高表

單位：價額一千盾 出所：蘭印貿易年報

Table of trade statistics for Dutch East Indies, categorized by product type (e.g., 高瀬貝, 護謨皮, 規尼涅). Includes columns for quantity, price, and value.

蘭領印度...貿易

蘭領印度……貿易

カボツク種子粕	同	1,363,234	408	1,299,895	300	4,854,401	1,27	2,993,194	4,44	1,101,364	1,70
サゴミール	同	5,490,900	11	5,490,900	1	7,910	2,993,194	4,44	1,101,364	1,70	1,70
砂糖(臺灣を含む)	ネット	1,268,075	11	1,268,075	1	7,910	2,993,194	4,44	1,101,364	1,70	1,70
タビオカ物産	同	1,074,648	913	1,074,648	822	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
綿	同	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
パラフィン(臺灣を含む)	アムト	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
タラカン原油	千立	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
グアクライト(臺灣を含む)	アムト	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
満鉄	同	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
古錫	同	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
錫	同	1,074,648	1,000	1,074,648	1,131	1,496	6,455,547	1,00	4,600,000	1,50	1,50
計											

(註)一九三二年よりは政府勘定を含む。

1500

交通

陸運(道路)自動車(鐵道)水運(領内航路)本國航路(外國航路)空運(領内航空路)本國航空路(飛行場)通信(郵便)電信(電話)ラヂオ

一陸運

蘭領印度の道路は、爪哇に於ては殆ど完成して居ると言へるが外領はスマトラ及セレベスの一部を除けば未だ貧弱なもので、ボルネオ及ニウギネアの如く河川を以て奥地への唯一の交通路として居る所もある。

爪哇の道路には國道、州道及里道の三種がある。國道は最初は専ら軍隊及官有品輸送の目的を以て建設されたもので、爪哇の縦貫道路は鐵血總督と稱せられたダーンデルスが一八〇八年爪哇の西端より起工し、多數の人工を費し幾多の人命を犠牲にして中部アリアンガンの險を越へてチエリボンに出で、それよりスマラン、スラバヤを経て爪哇の東南端のバリ海峡に至る延長八百哩幅員約八間の大道で、ラツフルズ總督の時代に完成したものである。

而も沿道の村民には其の維持及改修を強制し、斯くして出來た道路も軍隊及官有品の輸送以外に一般の通行を許さず、土人には別に一般人及其の車輛の通行の爲の道路を開かしたるを以て、道路の維持は村民に尠からざる負擔を強制したものであつたが、一八五三年國道取締規則を改正して私人の通行を許すに至り、續いて本幹線を基幹として南北に通ずる州道を設け、以て重要都市を連絡し、東部に於ては糖業者をして私道を建設せしめ、茲に初めて道路は爪哇の四隅に達するに至つた。

州道及里道は、其の名の如く其の改修は地方の負擔とし、國道は土人に毎年二回賦役勞働を命じて之を修理せしめたのであつたが、一九一〇年以來此の種賦役に對して賃金を支拂ふ事となつた。國道及州道は何れも一尺位土を掘下げ栗石又は珊瑚礁を敷詰め、其の上に直徑三四寸の石を入れ砂利と土砂

蘭領印度……交通

1501

を敷き、鐵製のローラーで固めてあるため、降雨の際もぬかるみとなることは少い。

一九三一年現在の爪哇の國道延長数は八一八八新、内三九七三新即ち約半分はアスファルトで舗装されて居る。斯くの如く爪哇は道路網の完成と徹底的な修理並に改装により其の道路交通の便なること南洋第一と稱せられる。

此の爪哇に對し外領の道路は比較的發達して居るスマトラを除けばボルネオ、セレベス其他の各地何れも主要都市附近及事業地帯に道路が開かれて居るに過ぎない。一九三一年現在の外領のアスファルトを以て舗装せられた道路の延長数は僅か六三九新に過ぎない。(中スマトラ五三七新、併し其の後此の舗装工事は著々進行中である。)

スマトラの幹線道路はスマトラ縦貫道路(北部アチエーのクダラジャヤよりメダン、ペマタンシアンタル、トバ湖畔、中央山脈横斷、シボルガ、フオート・デ・コック、コック、バダマン、パンジャヤ、サワラント、バタンハリ、ジャビ州通過、スルラン、グン、テピン、テング、バレン、パン、マル、タ、プ、ラ、ス、マトラ南端のオースト、ハーフェンに至る)及横斷道路(バダン、フオート・デ・コック、バカンバル、線、此の港よりK.P.M.社船にてシアク河を下り新嘉坡其他に連絡する。ペンタ、レン、ハット、バレン、パン、線、クロー、ア、バ、ラ、ジャ、バ、タム、パン、線)が既に完成して居り、クダラジャヤより印度洋岸に沿つてシボルガに至る線も近く完成された。以上の道路は全部自動車を通じ、殊にメダンの周圍はアスファルトの優秀な道路が縦横に走つて居る。其他産油地方には石油會社の開いた道路が多數ある。

ボルネオに於てはポンチアナより西部の都邑を連絡する道路、パンジャラマシンを起點として奥の護護栽培地帯及南東沿岸に自動車道路が通じて居るに過ぎず、他は何れも河川を利用して内部地方との連絡にあつて居る。

尙パンジャラマシンよりバリク、ババンに至る道路も最近起工された。セレベスに於ては道路は比較的開化せるマカッサルを中心とする南部半島及メナドを中心とする北部ミナハサ地方にあるのみで舗装道路は極めて僅かである。

蘭領印度……交通

メ	ナ	ド	シ	ア	マ	メ
ナ	ツ	ル	ガ	ム	カ	メ
イ	ボ	ヤ	ラ	シ	シ	シ
サ	ホ	ナ	イ	ム	カ	メ
ナ	ツ	ル	シ	ム	カ	メ
ル	ナ	ド	ヤ	ム	カ	メ
ド	ナ	ド	ヤ	ム	カ	メ
ド	ナ	ド	ヤ	ム	カ	メ
ド	ナ	ド	ヤ	ム	カ	メ
ド	ナ	ド	ヤ	ム	カ	メ

國籍別入港船舶隻數及噸數表 (汽船のみ)

國籍	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
蘭領印度	3,000	10,000	2,500	8,000	2,000	7,000	1,500	5,000	1,000	3,000	500	1,500
和蘭	1,000	3,000	1,200	3,500	1,500	4,000	1,800	5,000	2,000	6,000	2,500	7,000
英國	500	1,500	600	1,800	700	2,000	800	2,500	900	3,000	1,000	3,500
獨逸	100	300	150	450	200	600	250	750	300	900	350	1,050
佛蘭西	200	600	250	750	300	900	350	1,050	400	1,200	450	1,350
白蘭地	50	150	60	180	70	210	80	240	90	270	100	300
諾威	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
瑞典	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
米國	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
巴拿馬	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
日本	100	300	120	360	150	450	180	540	200	600	250	750
支那	50	150	60	180	80	240	100	300	120	360	150	450
暹羅	20	60	25	75	30	90	35	105	40	120	50	150
薩拉瓦	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
馬來聯邦	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
計	10,000	30,000	12,000	36,000	15,000	45,000	18,000	54,000	20,000	60,000	25,000	75,000

單位=噸數
出所=同前表

蘭領印度……交通

發著地別入出港船舶隻數及噸數表 (汽船のみ)

單位=噸數
出所=同前表

發著地	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
土古	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
耳古	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
ラビ	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
アゴ	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
ホリス	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
瑞利	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
米國	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
巴拿馬	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
日本	100	300	120	360	150	450	180	540	200	600	250	750
支那	50	150	60	180	80	240	100	300	120	360	150	450
暹羅	20	60	25	75	30	90	35	105	40	120	50	150
薩拉瓦	10	30	12	36	15	45	18	54	20	60	25	75
馬來聯邦	5	15	6	18	8	24	10	30	12	36	15	45
計	10,000	30,000	12,000	36,000	15,000	45,000	18,000	54,000	20,000	60,000	25,000	75,000

蘭領印度……交通

兩社共同配船

7. Lloyd Triestino

伊 貨客船七

每月一回

バン、プタラ、パタビア、チェリボン、スマラン、スタバヤ、バリク、パパン、マカツサル、トリス、カチ、ボニ、ブリンデシ、ポトサイド、アラバヤ、マカツサル、ゼノア、レグホルン、ナポリ、カタロニア、ボトサイド、スエズ、カラチ、ボンベイ、コロンボ、スマラン、ストラバヤ、新嘉坡、パタビア、スマラン、ストラバヤ、新嘉坡、厦門、汕頭、香港、新嘉坡、彼南、ブラワンデリ、彼南、新嘉坡

蘭領印度—馬來半島—支那線 (O. L.)

K. P. 直・汽船會社

和 蘭 二

二週一回

蘭領印度—佛領印度支那—暹羅線

1. Koninklijk Paketvaart Mij. (K. P. M.)

和 蘭 一

每月二回

二、西貢—モルッカ線 (S. M. L.)

同 右

和 蘭 不詳

每月一回 (貨物のみ)

三、爪哇—暹羅線 (J. S. L.)

同 右

和 蘭 不詳

同 右

四、西貢—レウニオン—マダガスカル線 (S. K. M. L.)

同 右

同 右

同 右

五、支那—爪哇—マウリシアス—亞弗利加線

同 右

同 右

同 右

東廻り線

六 每月一回

上海、マニラ、西貢、盤谷、新嘉坡、パタビア、モリスシアス、ロンドン、ボートエリク、モリスシアス、ケイプタウン、ダーバン、タマタベ、レウニオン、モリスシアス、ロドリギウス、パタビア、新嘉坡、西貢、香港、盤谷、新嘉坡、パタビア、モリスシアス、レウニオン、タマタベ、ダーバン、ロンドン、モリスシアス、セイシエレス、サバン、新嘉坡、香港、上海

蘭領印度—濠洲線

一、爪哇—濠洲線 (J. A. L.)

同 右

同 右 二

每月一回

二、西貢—爪哇—ヌメア線

Burns Philip Line.

同 右 一

每月一回

三、彼南—濠洲西廻り線

Blue Funnel Line

英 國 三

每月二回

蘭領印度—支那線

Java, China, Japan Line.

和 蘭 三

二週一回

蘭領印度—北米東岸線 (蘇士運河經由)

Rotterdamse Lloyd (蘭) Nederland S. M. (蘭) Blue Funnel Line (英) (Ocean) 三社共同配船

貨物船十六隻 兩航路に隨 時使用

每月一回

日 本—蘭領印度

日本郵船株式會社

日 本 貨物船六隻

每月一回

二、南洋—濠洲線

同 右

同 右 貨客船三隻

每月一回

三、日本—蘭領印度 第一航路

南洋海運株式會社

同 右 貨物船四隻

月一、二回

蘭領印度……交通

蘭領印度……交通

第二航路	貨物船	三月	一回	(横濱、(名古屋)、大阪、神戸、スラバヤ、スマラン、チェリボン、バタビア、新嘉坡、神戸)
第三航路	貨客船	二月	一回	(横濱、(名古屋)、大阪、神戸、門司、マカッサル、スマラン、チェリボン、バタビア、スラバヤ、マカッサル、セブ、三池、(釜山)、(門司)、神戸)
第四航路	貨客船	二月	一回	横濱、名古屋、大阪、神戸、メナド、スラバヤ、スマラン、チェリボン、バタビア、スラバヤ、神戸
第五航路	貨客船	二月	一回	横濱、名古屋、大阪、神戸、門司、基隆、タワオ、スラバヤ、スマラン、チェリボン、三池、神戸
	貨客船	二月	一回	スラバヤ、マカッサル、バリクパパン、門司、神戸、マカッサル、スラバヤ、スマラン、大阪、神戸、(メナド)
	貨客船	二月	一回	マカッサル、スラバヤ、スマラン、チェリボン、バタビア、(バタン、バラムバン)

Java China Japan Line

印度—蘭領印度—北米西岸
Silver-Java Pacific Line
Ned. S. M. Co. (Rotterdamische Lloyd) 社共同配船

貨客船	四月	一回	一、東航及西航 ポルトランド、ロスマンセルス、桑港、マニラ、ロイロ、セブ、スラバヤ、スマラン、バタビア、新嘉坡、(ポルトスエツテン、ハム)、プラワンデリ、南蘭貢、カルカッタ
貨客船	六月	一回	二、東航のみ カルカッタ、蘭貢、プラワンデリ、(彼南)、新嘉坡、バタビア、スマラン、スラバヤ、マカッサル、マニラ、(香港)、ロスマンセルス、桑港、ポルトランド、シアトル、バンクーバー、紐育

世界一周航路
北米東岸—巴奈馬運河—極東—蘇土運河—北米東岸

Blue Funnel Line

Castle Line (Woodwell Castle Line) 英

Silver Line, Prince Line. 英

Isthmian S. S. Co. (Panama Far East Line) 米

Fern Line (Pearley & Eger, Klavens & Co. 兩社共同配船) 諾

印度—北米西岸—巴奈馬運河—ガルフ—南阿—印
Silver-Java-Pacific-Line (Silver Line) Ned. S. N. Co. (Rotterdamische Lloyd) 和英蘭

貨物船	五月	一回	紐育、ノーフオク、ニウボート、ニウズ、巴奈馬、ロスマンセルス、マニラ、イロイロ、上海、門司、大阪、神戸、(香港)、マニラ、マカッサル、スラバヤ、プラワン、(香港)、古倫母、(Barber-Willhelmsen Line) 共同配船
貨物船	九月	一回	紐育、ハンブロン、ロド、ハバナ、巴奈馬、ロスマンセルス、マニラ、上海、香港、マニラ、イロイロ、セブ、(香港)、マニラ、マカッサル、スラバヤ、スマラン、バタビア、新嘉坡、ポルトスエツテン、ハム、彼南、古倫母、ポルトランド、シアトル、ハリファツクス、ポストン、フィラデルフィア、紐育
貨物船	五月	一回	バルチモア、ポストン、フィラデルフィア、紐育、ハンプトン、ロド、ハバナ、(ニウオールランド)、巴奈馬、(ノール、ヒド)、(カフルイ)、上海、(香港)、マニラ、(イロイロ、セブ)、スラバヤ、スマラン、バタビア、新嘉坡、プラワン、(古倫母)、蘇土、紐育
貨物船	八月	一回	タムバ、モピン、ニウオールランド、スラバヤ、ガムバ、モピン、巴奈馬、横濱、名古屋、神戸、門司、上海、香港、マニラ、イロイロ、爪哇各港、新嘉坡、蘇土、オスロ、英國各港、紐育
貨客船	九月	一回	(一部比島より巴奈馬運河經由歸航) カルカッタ、ラングーン、プラワンデリ、彼南、新嘉坡、バタビア、スラバヤ、スマラン、マカッサル、マニラ、ホルル、ポルトランド、シアトル、バンク、桑港、ロスマンセルス、巴奈馬、ホリス、バンク、イタチ、イリス、ニウオールランド、ケイブ、タウ、ポルトエリザベス、ニウオールランド、ナタル、ダイ、ボルト、エリザベス、イリス、トロン、ナタル、古倫母、マドラス、カルカッタ

領内航路一覽表

航路名	航名	航海回数	寄港地 (發着地を含む)
第一航路	バタビア—スマトラ—西海岸—バダン往復	二週一回 木曜日バタビア發	バタビア、クロエ、ビントハン、マラコニ、ベンクーレン、ビントハン、マラコニ、クローエ、バタビア
第二航路	バダン—スマトラ—西海岸—サバン—アチエ—往復	同右 水曜日バダン發	バダン、シボルガ、オレレイ、サバン、ローセウマウエ、プラワン、シボルガ、オレレイ、シボルガ、バダン

蘭領印度……交通

第一航路(B) バタンニニアス島シボルガ往復
 第二航路(A) バタビア瓜哇南岸チラチャツプ往復
 第二航路(B) バタビア(バサル・イカン)一カリアンダーオ
 一ストハーフェン一コダアゲン往復
 爪哇・スマトラ バタビア一メラー一オーストハーフェン一タン
 海陸連絡線 ジョシカラニ一バレムバン往復
 第二航路 バタビア一オーストハーフェン一メラー往復
 第三航路 ロムボク一バリ一瓜哇一バタン一シボルガ往
 復
 第三航路(北線) バタン一スマトラ西海岸一アチエー一ブラワ
 ン一彼南一新嘉坡往復
 第三航路(A) 彼南一アチエー一彼南
 第三航路(B) 彼南一ブラワン一デリー一南岸一ブラワン一彼
 南
 第三航路(C) 彼南一デリー一北岸一イデーラン一サ一彼南
 第三航路(D) 彼南一デリー一南岸一彼南
 第三航路(E) ブラワン一バトバラ一ブラワン一デリー一南岸
 一ブラワン
 第四航路 瓜哇一トボアリ一ムントク一バレムバン往復
 第五航路 バレムバン一ジャムビ往復

第五航路(A) バタビア一ピリトニ一バンカ一リオー一新嘉
 坡往復
 第六航路 新嘉坡一ムントク一バレムバン往復
 第六航路(A) 新嘉坡一ジャムビ往復
 第六航路(B) 新嘉坡一レテー一インドラギリ河一レンガツト
 往復
 第七航路 瓜哇一ムントク一新嘉坡一ブラワン一デリー往復
 (急行船)
 第七航路(A) マカツサル一バリ一瓜哇一バレムバン往復
 (急行船)
 第七航路(B) 瓜哇一新嘉坡一ブラワン一デリー往復
 第七航路(C) 瓜哇一新嘉坡一彼南一バガンシア一アビ一瓜
 哇
 第七航路(D) 新嘉坡一バヴェアン一ロムボク一バリ一バ
 ヴ
 第七航路(E) 新嘉坡一瓜哇一バリ一ロムボク往復
 第八航路 新嘉坡一スマトラ東海岸往復
 第八航路(A) 新嘉坡一ブラワン一デリー往復
 第八航路(C) 新嘉坡一ベンカリス一バガンシア一アビ往復
 第八航路(D) 新嘉坡一シアク河往復
 第八航路(E) ブラワン一アサハン一デリー一南岸一バガンシア
 一アビ一アサハ一シ一ブラワン

蘭領印度...交通

Table with columns for '印刷物', '新聞', '公文', '點字類', '商標', '包' and rows for '五〇瓦', '五〇瓦', '五〇瓦', '五〇瓦', '五〇瓦', '五〇瓦'.

航空郵便料金

一、蘭領印度領内

Table detailing air mail rates for various categories like '書状及封筒', '郵便物', '小包郵便料金' with sub-headers for '重量' and '距離'.

郵便為替料金

内國為替

Table for exchange rates, including '内國為替' and '外國為替' with columns for '普通為替' and '電信為替'.

Table for '重量' (Weight) and '項目' (Items) with columns for '爪哇及マゾラ', '沿線地方', '其他の地方' and rows for '一〇瓦以下', '一〇瓦', '一〇瓦'.

電信局數及陸上並海底電線延長里程表

Large table with multiple columns: '地方別', '年次', '電信局數', '陸上線', '海底電線', '電信線延長(杆)', '電線延長(杆)'. Includes sub-sections for '爪哇及マゾラ' and '蘭領印度...交通'.

有線電信 蘭領印度に電信事業が開始されたのは...

蘭領印度の電信事業には官營のもの...

- List of companies: デリ鐵道會社, 蘭領印度鐵道會社, マラバール石油會社, etc.

蘭領印度...交通

Table showing communication statistics for the Netherlands East Indies, categorized by region (爪哇及マツラ, 外領, 蘭領印度) and type of communication (無線電, 有線電).

内外國電信取扱高表

単位：千通 出所：同前表

Table with columns for '年別' (Yearly) and '別' (Category), detailing telegraph and radio communication statistics.

無線電信

Table detailing wireless telegraph statistics, including counts for various regions and years.

無線電信 蘭領印度には一九三四年現在に於て官管無線電信局四九局あり、其の所在地は左の如くである。

- List of wireless telegraph stations in the Netherlands East Indies, including locations like Palembang, Medan, and others.

又私設無線局にはペターフセ石油會社、K.P.M.汽船會社のものがあり、通信及無電會社にはアナタ通信社、和蘭電信會社(ラヂオホーランド社)がある。

蘭領印度...交通

Table showing telegraph statistics for ships, categorized by communication direction (對内通信, 對外通信).

ペターフセ石油會社の私設無線局はバリックパン、タラカン及プーラにあり、前二者は單に家用に成者は公衆の領内通信用にも供せられ又ペラウにあるK.P.M.會社の無線は家用として使用することが許可されて居るのみならず船舶の無線と通信することも許可されて居る。

3 電 話

蘭領印度には現在官管及私營の電話がある。官管電話は架設を欲する時は局に申込み直ちに取付けてくれる。取付料は一〇盾、通話料は一日平均

蘭領印度……交通

電話一〇回の場合月一五盾、一〇回以上二〇回以下二二・五盾、二〇回以上四〇回以下三〇盾、移轉の場合の取付掛料は一〇盾で廢止の場合は機械を局に返還する。公衆電話は市内通話(六分)二五仙、隣接地長距離電話五〇仙である。

又現在私設電話を許可されて居るのは鐵道會社三及石油會社二にして其中デリー鐵道會社の私設電話は一般公衆の使用にも供され、スマランデョーナ軌道會社、マツラ軌道會社の私設電話は當該軌道會社經營線路沿線に限つて一般公衆の使用を許可されて居る。又ペターフェ石油會社及蘭印石油開發會社(Koninklijke Nederlandsche Mij. tot het Ek Platatie van Petroleumbronnen in N.-I.)は自家用電話の設置を許可して居る。

無線電話は一九二七年初めて蘭領印度と本國間に開通し、一九二八年より一週二回定時に一般に規則的に公開することになり、三分間三〇盾の料金を徴収して居る。然し乍ら實際的に公開されたのは一九二九年一月七日以來のことである。バンドン、ウモルトフレイデン、ボイテンゾルホ、チエリボン、ヂョクチャカルタ、ケテリ、マラン、スマラン、スカブミ、ストラバヤ、ソロ及ヂエプリーの各局より本國のアムステルダム、アルンヘム、ブレダ、デフエンター、エントホーフェン、ヘーグ、グロニンゲン、スハルトホンボス、レーウワールデン、マイネストリフト、ミッドルブルグ、ロッテルダム及ワトレヒト並に獨逸の總ての電話交換局を通じて通話することが出来る。尙米國のサンフランシスコ、日本の小山の各無線局とも無線電話で通話することが出来る。蘭領印度の官營電話事業に關する諸統計を示せば左の通りである。

電話局數及領内接續表

年次	局數		幹線通話數		支線通話數		計	
	爪哇及マツラ	外領	爪哇及マツラ	外領	爪哇及マツラ	外領	爪哇及マツラ	外領
一九三二	1181	44	11,810	1,000	12,810	1,000	13,810	1,000
一九三三	1181	44	11,810	1,000	12,810	1,000	13,810	1,000
一九三四	1181	44	11,810	1,000	12,810	1,000	13,810	1,000
一九三五	1181	44	11,810	1,000	12,810	1,000	13,810	1,000
計	4,604	171	46,040	1,710	47,750	1,710	49,460	1,710

出所：蘭印統計年報

電話線延長里程表

無線電話通話數表	長距離(軒)		地方(軒)	
	地上線	地下線	地上線	地下線
延電長線	九三二	九三二	九三二	九三二
ルケイブ	九三二	九三二	九三二	九三二
線延長	九三二	九三二	九三二	九三二
計	九三二	九三二	九三二	九三二
通話國地方別	九三二	九三二	九三二	九三二
蘭領印度領内	九三二	九三二	九三二	九三二
和蘭	九三二	九三二	九三二	九三二
其他の外國	九三二	九三二	九三二	九三二

出所：同前表

4 ラヂオ

蘭領印度に於けるラヂオ放送は一九三四年に設立せられた蘭領印度ラヂオ放送會社(NIROM)が初めて之を行ひ、爾來同社の放送事業は年と共に著々好成績を収めつゝあり、近くは放送局の増設アンテナシステムの改善、波長の調整等各種の改良が行はれた結果、現在蘭領印度領内何れの土地に於ても同社の放送を聴取することが出来るやうになつた。

一九三五年に於ける蘭領印度ラヂオ聴取者數は二七、五六六人で其の中蘭領印度ラヂオ放送會社(NIROM)の放送を聴取するものは二四、一三一人である。而して一九三六年三月現在にはラヂオ聴取者數は一躍三九、〇二八人に増加した。

聴取者數の増加に従ひ聴取料金は一九三六年の毎月二盾から一九三七年には一・五盾に引下げられた。

一九三六年十二月三十一日現在に於ける蘭領印度ラヂオ放送會社の經營にかゝる放送局名位に呼出記號其他は次表の如くである。

呼出記號	局名	周波數	波長	空中線電力
YDA	Tandjong Priok	{ 6,040kp/s 3,040kp/s }	{ 49.67m 93.68m }	10,000w
YDA 2	Batavia-C. I.	2,385kp/s	128.78m	150w
YDA 3	Batavia-C.	1,640kp/s	182.93m	25w
YDA 4	Soelaboemi	1,650kp/s	193.56m	25w
YDA 5	Bandoeng I	2,411kp/s	124.22m	75w
YDC	Bandoeng	15,150kp/s	19.80m	1,500w

蘭領印度……交通

PLP	Bandeng	11,000kp/s	27.27m	1,500w
PMN	Bandeng	10,200kp/s	29.24m	1,500w
YDA	Cheribon	2,870kp/s	104.53m	25w
YDA 7	Pekalongan	3,270kp/s	91.74m	15w
YDB	Soerabaya I	{ 9,650kp/s 15,300kp/s }	{ 31.09m 19.6m }	1,000w
YDB 2	Senarung I	2,450kp/s	122.45m	150w
YDB 3	Djakjakarta I	1,680kp/s	180.72m	100w
YDB 4	Tjepoe	1,615kp/s	186.76m	25w
YDB 5	Solo I	1,595kp/s	186.09m	25w
YDB 6	Malang	1,570kp/s	191.08m	25w
YDB 7	Soerabaya III	1,580kp/s	196.08m	150w
YDD 2	Bandoeng II	2,910kp/s	103.09m	150w
PMH	Bandoeng	6,720kp/s	44.64m	1,500w
YDD 3	Batavia C II	1,585kp/s	189.27m	25w
YDE 2	Solo II	2,500kp/s	120m	25w
YDE 3	Senarung II	2,710kp/s	110.70m	25w
YDE 4	Soerabaya II	3,150kp/s	95.24m	150w
YDE 5	Djakjakarta II	2,350kp/s	127.66m	25w

右の中初めの一七局は主として西洋流のプログラムを採り洋樂並に和蘭語による講演其他を週七〇時間と東洋音樂並に土語によるもの四・五時間合計七四・五時間の放送を行ひ、後の七局は東洋流のプログラムを採り、週四七時間の放送を行ふ。

以上の外蘭領印度にはNIORO及IKROSなる放送局があつて主として宗教關係の放送を行ふ。又其他に私設放送局も若干あつて當領に於けるラヂオ聴取者數は今後益々増加の傾向を示して居る。

其他

主要都市一覽(歴代植民大臣、歴代總督、度支部、各國領事館所在地及管轄區域、外國人居住に關する須知事項、文獻目錄)

一 主要都市

一 主要都市
バタビアは蘭領印度の首府で當領第一の近代都市である。バタビアの外港たるタンジョンプリオク港は世界各地に航路を有する蘭領印度の大支那をなし、領内航路を獨占するK.P.M.社は新嘉坡を毎週金曜日に出帆し日曜日タンジョンプリオク港に到着する急行連絡線を設けて居り、タンジョンプリオクよりバタビア迄は坦々たるアスファルトの大道を通じ、自動車の往來織るが如く、其他汽車及電車の連絡がある。尙タンジョンプリオクバタビア間自動車貨は貨切りで一臺二・五〇盾乃至三盾である。

バタビアは國際空運上特に重要な地位を占め、現在和蘭航空會社(K.L.M.)は遠く和蘭より歐洲、亞細亞の空を結ぶ航路を經營し蘭領印度航空會社(K.N.I.L.M.)は此處を中心として領内各地に航路を開きK.N.L.線と連絡を計り新嘉坡にも航路を有し近くは比律賓、佛領印度支那の西貢及暹洲とも空路を開かんと居る。

バタビアは和蘭人にとつて最も由緒の深い舊都で、一六一九年時の總督ヤン・ビーターズン・クーンがチリウオン河下流に現在の舊バタビアを建設したのに始まり、バタビアなる名稱は和蘭人(バタフ)の在る處と言ふ意である。印度評議院、國民參議院、各官廳(陸軍部、土木交通部を除く)、高等法院、西部爪哇省廳、其他諸官衙、醫科大學、法科大學があり、政治教育の中心地であり、且近代商業の中心地である。
バタビアは市の北部をバタビア南部の新市街をバタビアセントルム(Batavia Centrum)と稱し、近くは南接すメーヌステルロールネーリス(Messias Cornelis)市を合併して人口五十三萬餘を有する。

メーヌステルロールネーリス(Messias Cornelis)市を合併して人口五十三萬餘を有する。
舊バタビアは現在ではバタビアの下町とも稱し得べく、カリブツサルを中心として爪哇銀行、フアリクトライ、其他各銀行、大會社、問屋、商店等軒を並べ賑やかな商業區をなし、本邦銀行會社の支店出張所も大部分此處に集まつて居る。尙日本人會館はバタビアセントラムのガンソラーン街にあり會館内に日本人小學校が設けられ、約五十名の児童が居る。邦人新聞社としては東印度日報社がある。其他邦人經營のホテルもあり邦人旅客の便宜を計つて居る。

市の北端は運河及突堤に圍まれた漁港をなし、一般にバツサルイカン(魚市場の意)なる名稱の下に呼ばれ、邦人の活躍する魚市場があり、仲買人及小賣人が鮮魚の買付に従事し魚河岸の活氣を呈してゐる。此處には水族館がある。カリブツサルの東部は往時のバタビアの歴史的建造物が多く、ベナングート(一六七一年建設)、葡萄牙教會(一六九三年頃の建築)等あり、ベナングートを入れば左側に不可思議なる形の大砲あり、之に詣れば子が授かること云ふ迷信より香花の絶える事がない。カリブツサルに南接する部分は雜踏する支那人商店街で、ゴロドツクと稱する市場、支那人レストラント、活動寫眞館等の密集する盛り場がある。尙爪哇銀行の向側はバタビア停車場で、此の裏通のヤカトラ路には反逆兒ペーター・ユールフェルトの鼻首がある。

新市街のバタビアセントルムは、此の盛り場より眞直に南下する延長約三軒のモーレンフリートと稱する大道によつて連結されてゐる。モーレンフリートは中央に運河を挟みタマリンドの並木亭々と立ち、南端に近く新装なれるホテルインデスがある。モーレンフリートの運河はハルモニーと稱する大俱樂部前より東折してゐるが、北岸をノールドワイク、南岸をライスワイクと稱し、歐人の小賣商店街をなし、更に東行して踏切を横切れば、支那人及日本人小賣商店の密集するバツサルバルと稱する繁華を極める小賣商店街

がある。元來此の新市街は非衛生的なる舊バタビアを離れて生活する爲歐人が開拓せる住宅地で、中央部にコーニングスブレイン及ワテロロブレインと稱する運動場兼公園の二大廣場がある。コーニングスブレインの周圍には總督官邸、博物館、法科大學、知事官邸、K.P.M.本社、ウエルテフレードン驛、ホテルネーデルランデン、日本總領事官邸等があり、廣場には南東隅に一週一哩の競馬場、北西隅にデカパーク及ガムビルバルクと稱する夜の盛り場があり、其他蹴球場、運動俱樂部がある。ワテロロブレインは廣場の中央にワテロロ戦捷記念塔あり、周圍には財務部、羅馬加特力教會、コンコルディア俱樂部等があり、此の兩廣場の間はウキルヘルミナ公園となつてゐる。

此の附近よりメーヌステルまでは主として住宅地で、美麗な住宅地相續き其間諸學校、教會、各國領事館、ホテル等がある。バタビアの住宅地は更に南方へ非常な勢で延びつゝあり、ゴンドンチア、メンテン、メンガライ方面にも最近住宅が建ちつゝある。

又バタビアの外港たるタンジョンプリオク港はバタビアの東北約九軒の處にあり、新嘉坡より五三二哩、四〇時間の航程にある。外港は各々約二軒の長さをもつ防波堤を以て圍まれ防波堤の兩端の間隔は約二百米あり、港内の深さは約一二米である。内港は三區に分たれ、各々長さ一一〇〇米、幅一八〇米あつて、各内港を狭む兩岸は岸壁をなし、其處には港務部、保税倉庫、倉庫、移民局等がある。港の東北端にはビネラル・モーターズの組立工場、サントフォートの海水浴場及バト其他船員の盛り場がある。

ボイテンゾルホ バタビアより自動車でアスファルトの大道を南行すれば約五〇分、汽車では約一時間で木の多い涼しい一都會に到達する。これがボイテンゾルホである。當市は一七四五年時の總督ファン・イムホフの建設に係るもので、爾來總督の常住地となり、世界一の熱帯植物園を後庭に控ふる廣壯なる總督官邸がある。總督は一年の大半を此地に過し、總督官邸の事務所も亦此處に置かれて居る。

蘭領印度産業界の心臟をなす經濟部の産業關係各局は當市にあり、植物園中には熱帯の巨樹珍花奇草一として集められざるなく、正門より入れれば巨樹の鬱蒼たる並木道を行く事しばし右側に新嘉坡の開拓者たる快傑ラツフルズ夫人の墓亭がある。本園の内部及周圍には動物標本博物館、林業試験所、天産物博物館、腊葉館、農事試験場、トレウプ研究所、有用植物園、植物病理研究所及農學校、獸醫學校、内水漁業試験場等があり、爪哇に遊ぶ者の一度は杖を引く處である。當市は現在人口約七萬餘を有し、海拔二五〇米にも拘はらずバタビアに比し氣候非常に良く塵外の仙境とも稱すべく、ボイテン(Buiten)ゾルホ(Bato)とは和蘭語で「心配の外」を意味し、所謂「無憂境」と稱すべき土地である。

バンドン バタビアより自動車又は汽車にて米田中を東走し、チカムベツクより南折チーク林をぬければアルワカルタに至る。アルワカルタより路は昇りとなり所謂バンドン高原なる豊饒な高臺に入る。バンドンは此の高原の中心に位し海拔七二〇米山姿明瞭空氣清冷西部爪哇に於ける一の別天地をなしてゐる。バタビアより一七〇軒、鐵路二時半を要し、飛行機による時は四五分にて達する。

バンドンはバタビア、スカブミ、チエリボン、タシクマラヤを連結する道路の要路にあり、和蘭航空會社の歐亞連絡線の最終點をなし、現在陸軍部の所在地にして蘭領印度の軍事的根據地をなす。現在人口約十六萬を有し尙發展途上にある新興都市で、官廳も最初陸軍部があつたに過ぎなかつたが一九二〇年より工科大学開校され、土木交通部も此地に置かれて居る。

當市附近はリアンガン一帯の農業の中心地で、米、シトロネラ、カツサイウを産し、南方のマラバルは有名な茶(ベンガレンガンを中心とす)及規那(チンチルアン)に官營規那園ありの産地で、北部には一時間程昇るとレムバ

爪哇第一の避暑地ガルイーはバンドンの東南方六三軒の地にあり海拔七二〇米完備せるホテル在り、附近にチクライの秀峰、パバンダヤンの噴火山、チ

バナス温泉、ベゲンゲット湖の仙境等がある。
チヨクチャカルタ チヨクチャと略稱されて居り、人口十三萬六千餘、
チヨクチャカルタ土侯領州の首府で、ソロと同じく生粋の爪哇人町で土侯た
るサルタンの宮殿がある。パタバアより鐵路八時間半にて達し得る。當市は
中部爪哇の一大消費市場にして、市街は街區整然として道路廣く、見るべき
物に宮殿と水城がある。宮殿は高さ一二呎周圍四哩の城壁を以て圍まれ、其
内に王族、文武百官及御用商人住居し、嚴然たる一城廓を形成して居る。宮
殿は現代理事の許可を得て縦覧する事が出来る。水城(タマンサリと云ふ)
は十八世紀の中葉葡萄牙人の技師をして建築せしめたもので、内に水道鑿道
を通じ之に水を入れて舟を浮べ、一旦緩急の場合隠遁し跡を暗まさんと圖つ
たものであると云ふ。物産としては爪哇更紗、煙草、砂糖等がある。
チヨクチャカルタの附近には佛教其他の遺跡が多數あるが、其主なるもの
は有名なるブルドールとフランパンである。

ブルドールはチヨクチャの北方三九呎の地點にあり自動車にて一時間に
て達する。建立年代は不明であるが十五世紀頃爪哇は全然回教徒の蹂躪する
處となり、此の偉大なる佛跡は爾來三百年間全く土中に埋没してゐた。其の
後一八一一年英國が爪哇を占領するや、有名なスタムフォード・ラツフルズ
は此の大佛跡の所在を憶めて發掘し著手し、其後一時中止されたが更に和蘭
政府の著目する所となり、歴代の總督が意を注いで之が修理に努めた結果遂
に今日の如き舊觀に復して世界的驚異の一に數へられてゐる。場所はケヅ
州マラン郡サラマン村に在り自動車及汽車の便があるが、汽車ではムンテ
ラン驛で下車せねばならぬ。本佛跡は釋尊の遺骨を祭つて居るとの傳説があ
る。

フランパンは市の東方約一七呎の處にあり、婆羅門教の遺跡で彫刻の奇
なるを以て知られてゐる。

スラカルタ 一名ソロと稱せられ人口十六萬三千、スラカルタ土侯領州
の首都である。純粹の爪哇土人町で土王スヌフーナンの宮殿があり、往時に
於ては爪哇の政令は此處に發した事があり、現在でも王國當時の面影を其儘

保つてゐる。當市は中部爪哇の市場として市況活氣を呈し、廣大なる王立小
賣市場がある。爪哇更紗の産地として有名であり又附近には多數の甘蔗園及
煙草園がある。

スマラン スマランは爪哇の中部に在る蘭領印度第三の貿易港にして人
口約十六萬、中部爪哇省の首府である。スラバヤより鐵路七時間、パタバ
アよりは八時間で達し得る。當市は爪哇三大港の一ではあるが遠淺の上築港
設備未だ整はず、船は全部沖がりで風浪高き時は埠頭と本船との連絡に往
々困難を生ずる状態である。現在に於ては築港計畫は出來上つて居るが未だ
實行の運びに至らず、長大なるカリバルの運河と之に續く突堤を以てライタ
ーハーバーを成形し、カリバルの兩岸は大小の倉庫櫛比し無數の船を以て
股賑なる船港を現出してゐる。スマランのヒンターランドはスラバヤ、パ
タバアに劣らない農産地であり又輸入品の大消費地たるチヨクチャ、ソロを
控へてゐるが故に、港灣の設備如何に拘らず砂糖、珈琲、木材、煙草、落花
生の輸出及諸輸入市場は股賑を極めてあり、中華人の活躍物産巨商極めて
多く邦人銀行商社も此處に支店又は出張所を置いて居る。

スラバヤ 東部爪哇省の首府にして約三十三萬七千餘の人口を有し、爪
哇のみならず全蘭領印度の商業貿易の大中心地であり、特に爪哇糖の一大集
散地である。市街は大體カリマス(河)の兩岸に跨つて南北に長く延びてゐる
が、之を北區(ノールド)及南區(サイド)の二區に大別してゐる。北區とは所
謂下町にして股賑なる商業區で銀行、會社、問屋及諸商店は大部分此區に集
中して居る。南區は主として歐人の住宅地である。カリマスの河口部はライ
ターハーバーを成し會社、倉庫櫛比し、特に砂糖の積出期には數十隻の船舶、
船が輻輳する。此港は我が南洋海運會社爪哇航路の爪哇に於ける最初の寄
港地にして吾が銀行、商社の支店出張所數多存し且邦人經營のホテルもあ
り、特に此の都市及其附近に邦人雜貨商は多數在住し相當の勢力をなして居
る。スラバヤ港はカリマス河口西側のタンダヨンベラと呼ばれる部分にあり、
マゾラ島を港前に控へ自然の投指地であるが、潮退く且つ海が餘り深くない

の汽船が此處に寄港する。従て輸出入貿易股賑を極め大商社も多數存在す
る。

メナド 人口二萬七千五百、トンダノ河口に位しメナド州の首都であ
る。港は水打際から急に水深が深くなつてゐる爲投指に適せず、而も港灣設
備も頗る幼稚で開港場としての地位は遠くマカッサルに及ばないが、ミナハ
サ文明と稱し最も早くから文化の開けた土地として知られてゐる。春後には
古々椰子園多く、コブラ、珈琲、香料等を集散する。我が日本郵船會社の漆
洲メイルも此處に寄港する。

メナドの奥は大谷光瑞氏が蘭領に於て初めて仕事を始めた處で、日本人と
は非常に深い關係があり、附近には邦人の農園も多數存在してゐる。

パダン 人口約五萬二千、スマトラ西海岸州の首都である。外港として
は南方七呎の地點にエムマ港を控へてゐる。本港は十八世紀頃の建設に係り
其の主なる目的は附近のオムピリン炭田に於て産する石炭の積出しにあつた
のである。港は二箇の防波堤より成り、港内の面積は一〇〇ヘクタールであ
る。荷揚場前の水深は干潮時九米三〇あり、一九一九年水深九米五〇にせん
とする浚渫工事が行はれたが一九二二年不況の爲中止された。港内に四箇の
岸壁あり其の延長は四三三米である。パダンとの間には汽車(汽車貨車三〇仙)
自動車(二層一層五〇仙)の便がある。鐵道はサワールンと及フォト・デ。
コッタに通じて居り、附近には珈琲、コブラ及石炭を産し、近くのインダ
ルには有名なるインダレンセメント工場あり、製品は索道によつてエムマ港
に送られてゐる。我が南洋海運社船も此處に寄港する。

パレムバン パレムバンは十萬九千餘の人口を有するスマトラ最大の都
會にして、パレムバン州の首都である。當市はパンカ海峽に注ぐムシ河の上
流八〇呎の地點に在り、埠頭の設備を有してゐる。上流迄は小蒸汽船が通航
する。ラハト及テロクベトン間を通ずる南部スマトラ鐵道の起點であり、ラ
ハト經由ベンクアレンに至る南部スマトラ橫斷道路の起點である。パタバ
ア及新嘉坡より蘭印航空會社(K.N.I.L.M)は毎週一回、和蘭航空會社(K.
L.M)は毎週二回此處に定期航空を行つて居る。

の缺點である。港はカリマスの西側に防波堤を築いた八〇〇米の岸壁を築
き、此尖端に之と直角に長一、二〇〇米のロッツテルダム岸壁が西に突出してゐ
る。此岸壁の外側は主として本國行メール用に使用されてゐる。内港の西部
には長さ九二〇米のゼノヌア岸壁があり、内港の内部には接水面延長一、六五
〇米のホーランセ・ピアがある。之等は何れも一〇米乃至一二米の水深を
有し、内港の東北隅には一萬四千噸、三千五百噸、千四百噸の浮船渠がある。
之等岸壁は何れも倉庫を有し、岸壁倉庫は道路及鐵道によつて背後の産業中
心地に連絡されてゐる。商港の反對側即ちカリマスの東部には蘭領印度海軍
の根據地たるスラバヤ軍港がある。スマランと同様に蘭領印度航空會社(K.
N.I.L.M)經營の航空路も通じパタバアより毎日一回定期航空が開かれ
て居て、航空機を利用すればパタバア二時間半、スマランに一時五五分で達
することが出来る。此處よりパリのデンバサル及ボルネオのパンジャルマン
ン、パルクバン、タラカンに航空路が同社によつて經營されて居り、スマ
ラータラカン線は將來比律賓に延長され汎太平洋航空會社の米比航空路と
連絡されるものと豫想されて居る。又當地には我が領事館が置かれて居る。

マカッサル マカッサルは人口八萬六千七百餘、セレベス島西南半島の
南端部に位し、セレベス州の首府である。マカッサルは蘭領印度東部に於け
る自然の良港で、投指地は珊瑚礁を以て一部防波されて居る。一九一二年よ
り一九一八年に大改良擴張工事を起し、長さ一、三四〇米の岸壁を海中に築造
した。本岸壁は干潮時岸壁水深九乃至一〇米を有する。此の岸壁の後方南端
には長さ二八〇米の船隻留所が設けられ其の水深は三米である。又第一岸
壁の北方海中に堤防を築き石炭及石油貯蔵に充て、居る。兎に角船着きの良
い點では蘭領印度第一だと言はれてゐる。

本港はセレベス島南部の貨物吞吐港たるのみならず、モルツケン、ニウギ
ネア、小スンダ列島、東部ボルネオに迄及ぶ廣汎なる地域の天産物の集散地
を爲し、内外船舶の寄港するものが多くK.P.Mは週一回ラバヤとの間に
急行連絡船を配して居り、其他我が南洋海運株式會社の南洋航路を初め各國

蘭領印度……其他

本市は新嘉坡に近く珈琲、土人護謨、石油、石炭、胡椒及ダマシ及藤の大集散地にして、其爲輸出入貿易の賑なることスマトラ第一で、市況頗る活氣を呈し非常な勢で發展してゐる。

附近のブラジューには小河を挿んでペターフセ及コロニアルの二大石油會社の經營に係る二大精油所があり、前者はムアラエニム方面、後者はタランアカル方面よりの原油を精油してゐる。

パンヂヤルマシ 六萬四千の人口を有するボルネオ第一の都會にして南東部ボルネオ州の首都である。ボルネオの南岸に注ぐバリト河の支流マルタブラ河に面し棧橋の設備を有してゐるが河幅(約二百米)狭く二千噸級の船舶の出入にすら困難を感じる位である。パンヂヤルマシは當州に於ける輸出入貿易の重要港で、春後には廣大なる農業地帯を控へ土人護謨、米の集散地である。

バリト河は小蒸汽船の航行に便し、遠くムアラ・タウエ(Moera Taweh)迄通航出来る。附近には金及金剛石で有名なマルタブラがある。

ポンチアナ 人口約二萬二千餘西部ボルネオ州の首都でカプアヌ河口に近く、ランタタと稱する支流がカプアヌの本流に合流する地點に位してゐる。當地は西部ボルネオに於ける最重要商業地で、輸出入貿易商も多数存在してゐる。華僑の勢力の旺んな處で、爪哇よりも新嘉坡の影響を強く受けて

一五三六

ゐる處である。近郊の物産としてはコブラ、土人護謨、藤等がある。ブランダは邦人小農企業の中心地をなしてゐる。

メダン メダンはスマトラ東海岸州の首府で人口四萬六千、科學的栽培を以て有名なるスマトラ東海岸州栽培業の中心地である。有名なる栽培協會アフロス(A. V. B. O. S.)及同試験場、デリ煙草試験場等あり、近郊には多数の煙草、護謨、油椰子、茶、シサル等の農園があり従て此處に働く爪哇人支那人労働者の數極めて多く現在益々旺盛となりつゝある農業物産の大集散地で、蘭領印度屈指の商業地である。和蘭航空會社は毎週往復二回此處に定期航空を經營して居る。

外港たるブラワンデリは同名の一小島の西岸に位し、北は水深きブラワン河に面し、東に土砂の流出盛んなるデリ河を控へてゐる。本港は河口に淺瀬あるを以て其の良港たる特色は大部失はれてゐるが、大船舶の入港に便せんが爲強力なる淺瀬船を備付け絶えず淺深に従事し水深の維持に努めてゐる。現在港内には七四〇米の舊岸壁と一八一米の新岸壁とがあるが、干潮時一米の吃水を有し且倉庫設備のある九三〇米の岸壁が新設され、大船舶の入港に便してゐる。

尙當市には日本領事館が置かれて居る。

二 雜

歴代植民大臣

植民大臣名	就任年	植民大臣名	就任年	植民大臣名	就任年
Mr. Paulus van der Heim	1808	Goliet Alexander Gerard Philip baron van der Capellan (空任時代理大臣)	1818	Mr. Anton Reinhard Falck (空任大臣)	1818
Mr. Jacob Van Oambier (田産事務及商務大臣)	1809	Jan Cornelis van der Hoop (空任)	1818	Mr. Cornelis Theodorus Elout (工業大臣)	1818
Mr. Paulus van der Heim (空任大臣)	1810	Jhr. Johannes Goldberg (空任)	1818	Mr. Cornelis Theodorus Elout (空任)	1818
		(社) 商務及通商大臣は、この時代に、商務大臣は、 は、この時代に、		Jhr. Jacques Jean Quarles van Ufford (空任大臣)	1818

Mr. Pierre Louis Joseph Servais van Oobelschroij (空任大臣)	1818	Isaac Gignus Franssen van de Putte	1818	Mr. Averas baron Mackay	1820
Jhr. Mr. Gerard George Clifford (空任大臣)	1818	Mr. Pieter Mijer	1818	Mr. Williem Karel baron van Deelen	1821
Jhr. Mr. Gerard George Clifford (空任大臣)	1818	Nicholas Trankaren	1818	Mr. Jacob Hendrik Bergsma	1822
Jhr. Mr. Gerard George Clifford (空任大臣)	1818	Johannes Jerphas Hasselman	1818	Jacob Theodoor Cremer	1822
Mr. Arnoldus Broek (空任)	1818	Engelbertus de Waal	1818	Jhr. Mr. Titus A. J. van asch van Wijck	1821
Johannes graaf van den Bosch	1818	L. G. Broek (空任)	1818	J. W. Bergmans (空任)	1821
Jean Chrétien Band (空任)	1818	Mr. Pieter Philip van Bosse	1818	A. W. F. Idenburg	1821
Jean Chrétien Band (空任)	1818	Isaac Gignus Franssen van de Putte	1818	Mr. D. Fock	1821
Jean Chrétien Band (空任)	1818	Mr. Williem baron van Golsstein	1818	Mr. Th. Heenskerk (空任)	1821
Jean Chrétien Band (空任)	1818	Isaac Gignus Franssen van de Putte	1818	A. W. F. Idenburg	1821
Jules Constantijn Kijk (空任)	1818	Mr. Folko Alting Mees	1818	J. H. de Waal Malefijt	1821
Guillaume Louis Band	1818	Mr. Pieter Philip van Bosse	1818	Mr. Th. B. Pleijje	1821
Engelbertus Batavus van den Bosch	1818	Jhr. H. O. Wichers (空任)	1818	A. W. F. Idenburg	1821
Charles Ferdinand Pahud	1818	Otto van Rees	1818	Jhr. Ch. J. M. Ruys de Beerenbrouck (空任)	1821
Mr. Pieter Mijer	1818	Mr. Williem baron van Golsstein	1818	S. de Graaf	1821
Mr. Jan Jacob Koehussen	1818	Jhr. Williem Maurits de Brauw	1818	Dr. H. Colijn (空任)	1821
Johannes Sarvaas Lotseij (空任)	1818	Williem Frederik van Erp Tsalman Kip	1818	Oh. J. I. M. Walter	1821
Jhr. Jean Pierre Cornets de Groot van Kraaijenburg	1818	Williem Frederik van Erp Tsalman Kip (空任)	1818	Dr. J. C. Koningsberger	1821
Mr. James London	1818	Francois Gerard van Bloemen Waanders (空任)	1818	S. de Graaf	1821
Gerhard Hendrik Uhlentbeck	1818	A. W. Ph. Wetzel (空任)	1818	Dr. H. Colijn (空任)	1821
Gerardus Henri Betz (空任)	1818	Mr. Jacobus Petrus Sprenger van Eijk	1818		
		Mr. Levisius Wilhelmus Christiaan Kerckhous	1818		

歴代總督

總督名	就任年	總督名	就任年	總督名	就任年
1. Pieter Both	1610	6. Jan Pieterszoon Coen (2de)	1627	11. Carel Reiniersz	1650
2. Gerrit Reijndst	1614	7. Jacques Speck	1629	12. Mr. Joan Maetsyker	1653
3. Laurens Reaal	1615	8. Hendrik Brouwer	1632	13. Rijklof van Goens	1678
4. Jan Pieterszoon Coen	1619	9. Antonio van Diemen	1638	14. Cornelis Janszoon Speelman	1681
5. Pieter Carpenter	1623	10. Cornelis van der Lijn	1645	15. Johannes Camphuis	1684

蘭領印度……其他

No.	姓名	使用目的	命位	米突制換算	單位	地名	長
16.	Willem van Outhoorn						
17.	Jean van Hooorn						
18.	Abraham van Riebeeck						
19.	Christoffel van Swol						
20.	Hendrik Zwaarderoon						
21.	Matthius de Haan						
22.	Mr. Diederik Durvan						
23.	Dirk van Cloon						
24.	Abraham Patras						
25.	Adrian Valckenier						
26.	Johannes Theodens						
27.	Gustaaf Willem baron van Imhoff						
28.	Jacob Moseel						
29.	Petrus Albertus van der Parra						
30.	Jeremias van Riemsdijk						
31.	Rainier de Klerk						
32.	Mr. Willem Arnold Aiting						
33.	Mr. Pieter Gerardus van Overstraten						
34.	Johannes Siberg						
35.	Albertus Henrious Wiess						
36.	Mr. Herman Willem Daendels						
37.	Jan Willem Janssens						
38.	Lord Mifto						
39.	Thomas Stamford Raffles (Luit.-Gouv.)						
40.	John Ferndall (Luit.-Gouv.)						
41.	Mr. G. A. G. Ph. Baron van der Capellen						
42.	H. M. Baron de Kock (Luit.- Gouv.-Generaal)						
43.	Johannes Graaf van Boscch						
44.	Jean Christen C. Baud						
45.	D. J. de Eerens						
46.	C. S. W. Graaf van Hogendorp						
47.	Mr. Pieter Merkus						
48.	Jhr. J. C. Reijst						
49.	Jan Jacob Roodhussen						
50.	Mr. A. J. Duijmaer van Twist						
51.	Charles Ferdinand Pahud						
52.	Mr. L. A. J. W. Baron Sloet van de Beele						
53.	Mr. Peter Mijer						
54.	Mr. James London						
55.	Mr. J. W. van Lausberge						
56.	Frederik s'Jacob						
57.	Otho van Rees						
58.	Mr. C. Pijnacker Hordijk						
59.	Jhr. Carel Herman Art van der Wijck						
60.	Willeem Rooseboom						
61.	J. B. van Heuts						
62.	A. W. F. Idenburg						
63.	Mr. Johan Paul, Graaf van Limburg Stirum						
64.	Mr. Dirk Fock						
65.	Jhr. Mr. A. C. D. de Graeff						
66.	Jhr. Mr. B. C. de Jonge						
61.	Jhr. Mr. A. W. L. Tjarda van Sarkenberg Shachtouwer						

度量衡

度量衡一覽表

單位	名稱	使用目的	命位	米突制換算	單位	地名	長
面積	Hekta	陸地面積	約	0.111	ガロン	Roede	
面積	Kilau	陸地面積	約	0.111	クローン	Voet	
面積	Are	陸地面積	約	107000	カ	Voe	
面積	Centiare	陸地面積	約	100	コ	Duin	
面積	Vierkant Paal	陸地面積	約	1	フ	Vadum	
面積	Bouw	陸地面積	約	1	フ	Voe	
面積	Vierkant Roede	陸地面積	約	1	フ	Vadum	
面積	Morgan	陸地面積	約	1	フ	Voe	
容積	Siere	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Registeron	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Kojoang	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Ton	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Toenbak	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Centiliter	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Kojoang	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Pikol	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Ton	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Hectoliter	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Ton	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Takar	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Kit	船	約	1	フ	Vadum	

單位	名稱	使用目的	命位	米突制換算	單位	地名	長
面積	Hekta	陸地面積	約	0.111	ガロン	Roede	
面積	Kilau	陸地面積	約	0.111	クローン	Voet	
面積	Are	陸地面積	約	107000	カ	Voe	
面積	Centiare	陸地面積	約	100	コ	Duin	
面積	Vierkant Paal	陸地面積	約	1	フ	Vadum	
面積	Bouw	陸地面積	約	1	フ	Voe	
面積	Vierkant Roede	陸地面積	約	1	フ	Vadum	
面積	Morgan	陸地面積	約	1	フ	Vadum	
容積	Siere	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Registeron	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Kojoang	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Ton	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Toenbak	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Centiliter	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Kojoang	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Pikol	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Ton	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Hectoliter	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Ton	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Takar	船	約	1	フ	Vadum	
容積	Kit	船	約	1	フ	Vadum	

蘭領印度……其他

パレムバン駐在

白耳義

支那

マカッサル駐在

白耳義

支那

英

支那

丁

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

佛蘭西

度官報第四七號を以て制定された蘭領印度入國令 (Toelating In-)

外國人入國及居住に關する須知事項

を失ふ。而して、有効期間の延期願を爲したる時又は蘭領印度を出發する旨を通知したる時は、關係當局は入國許可書上に其の旨を裏書してくれらる。入國許可書は常に大切に保存する必要がある、若し領内で紛失した場合には印紙税一盾五〇仙を拂ひさへすれば原本の下附を受けることが出来るが、領外で紛失した場合には例へ一箇年以内に歸還したとしても再び一五〇盾を支拂はねばならない。

定住許可書

定住許可書は、引續き九箇年蘭領印度に住居し、第十年目に於て初めて與へられるのが一般の原則となつてゐる。爪哇及マゾラに於ては印紙を貼付せる申請書に入國許可書を添付し本人の居住する地方の地方長官の手を経て總督に提出し、外領に於ては本人の居住する土地の長官の手を経て州長官に提出せねばならない。入國許可書は其の上にて定住許可が申請されてゐる旨添書された本人に返還され、本人は定住許可書が下附された場合之を該長官に返納することを要する。定住許可申請に對する決定を待つ間は當該人は當領に滞留する權利を有する。斯くして初めて蘭領印度の住民權を獲得するのであるが、拒絶された場合には當領より退去を命ぜられる。特定人が短期間蘭領印度に在留した後定住許可書を所有するを必要とする事由が存在する場合には、前記一般の原則に拘泥しない、特別の便法が講ぜられる。即ち、住民權を有して居ないことが(定住許可書を所有して居ないこと)が(彼等の職業(例へば辯護士の如き)を執行する場合又は鑛業コンソーション及永租借地拂下を申請する場合の障礙となる者に對しては特に早く定住許可書が下付される。

以上の如く、定住許可書の所有を必要とし若くは所有することが要望された場合には、現行規定は所定期間經過以前に定住許可書を下附することを絶対に拒否するものではない。

尙一九三三年十一月四日附勅令第一四號(附屬書第一號)によつて入國を許可すべき外國人總數及國別外國人數は毎年政府令を以て定むべき旨及各國別割當數に就き過不足ありたる際の取扱方法を規定し、施行細則は第一條に於て一九三四年度(昭和九年)中入國を許可すべき外國人總數を一萬二千とする

蘭領印度……其他

一五四二

號を以て規定されて居る。但し途中寄港の船舶旅行者は除外されて居る。

上陸許可書

蘭領印度に入國せんとする者は總督の指定する港に於てのみ上陸を許可される。現在其の指定港はタンジョンプリオク、スマラシ、ス

ラバヤ、エムマハーフェン、パレムバン、ジャムビ、パンカランプランダン、

タンジョンブラ、ブラワンデリ、タンジョンバライ、ベンカリス、サベン、

ラングサ、タンジョンピナン、ブルサムブ、ムントツク、タンジョンパンダ

シ、ボンテアナ、シンカワン、バンジャルマシシ、バリクパバン、メナド、

マカッサル、クバンである。

上陸するには、船上に於て上陸官より上陸許可書を貰ひ受けなければなら

ない。此の許可書の下附を受けるには一五〇盾の入國税を支拂はなければなら

ないが家族同伴者の場合には家長に於て一五〇盾を支拂ふ時は妻及未丁年

者たる子女は右の税を支拂はないでも各々上陸許可書が與へられる。而して

本許可書を所有した後初めて上陸が許可される。

又上陸を許可された者にして入國を拒絶されるか若しくは六箇月以内に蘭

領印度を立去る時は納入した一五〇盾の入國税(出發地の港務所に於て)は

當人に拂戻される。

入國許可書

上陸許可書を下付された者は、上陸後移民官の事務所

(Immigratie Commissie、各上陸指定港に設けられて居る)に自身で出頭し(家

族同伴者は家族を同伴せねばならない)上陸許可書と引換へに入國許可書を

貰ひ受けねばならない。但し總督の指定する船會社の船舶(南洋海運も指定

會社である)の一、二等船客に對する上陸許可書は同時に入國許可書として

通用する故に、入國許可書に引換へて貰ふ必要はない。

入國許可書の合法的所有者は、蘭領印度に引續き二箇年間を留することが

出来、本期間は當該者にして在留地の區長官に有効期間の延期を申請する時

は二回に亘つて各々最高一箇年宛延期され、第三回目に於ては最高六箇年間

延期される。

入國許可書は、所有者が其旨を上陸指定港の上陸官又は區長官に通知しな

いで蘭領印度を出發し、一箇年以内に蘭領印度に再び歸還しない時は效力

旨及第二條の(一)に於て許可外國人を國別に十五に區分し、同條の(二)に於て各

國に對し八百名宛を割當すべき旨を規定した。

入國を許可せらる可き外國人總數は一九三四年は一萬二千人(一九三五年、

一九三六年、一九三七年も同數)と決定せられたが、素より蘭領印度の經濟狀

態に應じ、將來變更を見ることあるべく、又總數中に算入せらるべき外國人

は、入國令に依り入國許可書を下附せらるべき外國人即ち入國令第十七條に

依る適用除外者以外の外國人即ち政府より蘭領印度に派遣せられたる者及其

の家族、領事官及其の家族、各國軍艦の士官及乗組員、外國商船の船長、高

級船員及乗組員、(但し到着と同時に又は碇泊中解備せられたる者を除く)單に

蘭領印度を経由し航海を繼續する者(但し公共の安寧及秩序に害ありと認め

るときは總督は之に對し書面を以て蘭領印度より退去を命じ右本人の乗船ま

で其の居所轉地方長官は之れに警察の監視を附し又は之を拘留することを

得)を除く外國人全部を含み、又入國後六箇月以内に出國するものを含

まざるも移民と非移民との區別は設けられて居ない。此の標準は第十八條B

所定の「本規定實施の年度前十箇年間に蘭領印度に入國したる當該國人總數」

の計算にも適用せらるるものである。

新規定の下に於ては、本邦は施行細則第二條の(一)に依り日本委任統治地

域と共に一地域をなし、一年間の入國許可數は八百とせられ、而して蘭領印

度側の計算によれば過去十箇年間に於ける日本人の蘭領印度入國數は合計八

千三百二十八名(一九三三年迄)其の一年平均は八百二十八名となる趣なるを

以て、第十八條Bの(一)による一割超過數は八百二十八名で結局昭和九年度に

於て蘭領印度に入國し得る本邦人數は最少限八百名、最大限千六百二十八名

となる。而して其間他國人の入國狀況如何に依り影響を受くべく、此點に關

し特に注意を要するは、支那人の一割超過數の極めて大なる點にして、第十

入國制限令 次一九三五年八月二十三日日公布された非常時外國人從業員入國制限令 (Oris-ordonnantie Vreemdelingenarbeid) によつて蘭領印度に入國せんとする者にして入國後第三者の爲に勞務を行ふ者即ち從業員たらんとする者は茲に二重の入國制限を蒙ることになつた。而して本令の適用を受ける者が歐洲人に限られて居るので歐洲人と看做される日本人の今後の發展上最も苦痛とするところのものである。而して本令に續いて同年九月六日には本令の施行細則が公布せられ、之によつて本令に基いた入國許可に關する許可申請上の手續が定められたが、本令の解釋並に入國許可申請手續に關し日本總領事館の發表せる所を記すれば次の如くである。

- 一、家庭使用人も本令の適用を受く
- 二、一時的入國者にして單に視察、遊覽の目的を有する者は從業目的なき限り本令の適用を受けず
- 三、居住許可書所有者は雇主たる從業員たるを問はず當領を去り一年六箇月以内に再入國する場合は更めて入國許可を受くる必要はない。尤も當領を去る場合は當該官憲の裏書を要する。
- 但し居住許可書を所有せざる從業員は一箇年以内に入國するに非ざれば更に從業許可入手の必要あり。尤も當領を去る場合は當該官憲の裏書を要する。
- 四、會社、銀行員にして本令に違反せる場合其の首席者(假へば支配人)は雇主と看做して所定の責任を問はれる。但し從業並に入國許可に關する限り首席者と雖も從業員たる取扱を受くべきものとす。尤も各地首席者兼指監督の地位にある總首席(例へば總支配人の如き代表者)は其の就業許可容易なるべし、勿論出願の要ある出張所主任の如き首席者に附ての就業許可の如何は當該官憲の判定に依る。
- 五、雇主にして其の父母、妻子等の家族を呼寄する場合は何等許可を得る必要なし。

論呼寄人は被呼寄人を自己の負擔に於て日本に送還することを要する。尙右入國許可申請手續に附ての注意事項を掲げれば次の如くである。

- 一、申請書を地方長官に提出の際書式及書類の不備なきや否やを確むること
- 二、從業員入國制限の目的は蘭印に於ける失業救済及失業防止に在るを以て日本人從業員の更秩増員の必要なる理由を明記(申請書添附質問表A第十二項に記載すると共に場合に依りては別紙を以て事情を具申すること)すると共に受附官にも充分説明すること
- 三、質問表A第十二項、第十三項、第十四項は特に詳細記入すること、殊に第十二項の和蘭人或は蘭印人を業務の性質上使へぬ理由を詳細に記載すること(例へば邦字新聞社從業員の如く日本語並に日本文字を絶対必要とする爲外國人使用不可能なりとか殊に日本の全般に亘る詳細なる智識は、單に日本語並に日本文字を知る普通外國人の及ぶ處に非ざるを以て是非とも日本人社員を必要とするかの如くである)
- 四、從來申請書提出時期甚だしく切迫し居たるも今後は被呼寄人の日本又は外國よりの出發豫定期の少くとも二箇月前に提出すること、尙申請書中本人の蘭印到着豫定期の記入に際し、例へば三月十五日とあり司法部に於て書類受理の時既に三月十五日を経過し或は二、三日後に迫り居るが如きことあるが爲司法部に於て取扱困難なることある趣なるを以て、斯ることを避くる爲、例へば「四月中旬」又は「五月上旬」と云ふが如く記載することを可とす、又乗船名に附ても未定の時は「未定」とすること
- 五、申請書提出後許可遅延の爲提出者より總領事館又は領事館を経て或は直接司法部に對し至急許可方再三督促するものもあるも、司法部に於ては申請書類及地方取扱官憲の意見書の到達せざる限り如何とも爲し得ず且つ往々地方官憲より司法部への送達までに時日を要する事情あるを以て若し許

從業員にして其の父母、妻子等の家族を呼寄する場合又同一

- 六、入國に際し非從業員たる事實の證明方法略々左の如し。
 - ① 係官は本人の聲明に依り從業員たりと否とを判定す
 - ② 僞し虚偽の聲明を爲したる時は罰則の適用を受く
 - ③ 旅券發給官廳に於て旅券面に豫め非從業員たることを明記せば入國許可上便宜あるべし。
- 七、從業員として就業許可願書提出手續略々左の如し
 - ① 願書は一盾五十仙の刻印紙に認め爪哇に在りては理事官(レシデン)ト)外領に在りては州長官經由司法部長官宛提出すべし
 - ② 願書には(A)雇主の姓名、年齢、職業、國籍及現住地(B)日本人雇主の理由(C)從業せしむべき仕事の種類(D)從業員の年齢、現職、學歷、俸給其他の待遇及一時的入國なりや(單に一時的とせず其の期限を明記する方可なるべし)或は永久的入國なりやを記載すべし
 - ③ 外國人從業員制限令中雇傭契約に關する事項は蘭印民法第一六〇一條A項並B項(假譯併記)に因り律せらるるものなるを以て家族呼寄或は同伴に關する許可の決定に當りても専ら右條項に準據せらるべし
 - ④ 雇主の妻子は勤勞關係に非ざるを以て入國可能なり、但し雇主の兄弟姉妹を含まず
 - ⑤ 從業員の妻子は同伴し得るも從業の場合には許可を要す。從業員の兄弟姉妹を含まず

從業員制限令に基く入國許可申請手續に就ての注意 外國人從業員入國制限令公布以來從業員として蘭領印度に入國せんとする者を使用せんとする者即ち從業員呼寄人は本制限令に基き豫め爪哇にありては理事官、外領にありては州長官經由司法部長官宛被呼寄人即ち從業員としての新入國者入國許可に關する願書を提出し、右許可を受けたる上其の許可書の副本を被呼寄人に送付し被呼寄人は入國の際之を係官に提示するを要する。

被呼寄人が當領入國に當つて司法部長官の許可なきの故を以て入國を拒否せられたる場合には在當領日本總領事館並領事館は何等其責に任せざるは勿可遅延の場合は提出者自ら直接當該地方官憲に照會し可成速かに取扱方依頼すること

- 六、此種申請書は申請人より直接地方官憲に提出すべきものなるにも拘らず總領事館又は領事館が取次及督促其他交渉官なるが如く誤解し一切の依頼を爲し來る向あるも、一々之が幹施を爲すことは事實上不可能の場合多きに附注意すること
 - 七、書面に依る許可を受けたる者に非ざる限り入國を許可せざるることになつて居るが、從來は蘭印到着迄に許可發令さるるものと豫想して日本又は外國を出發し、蘭印到着の際未だ許可なき爲問題を起こせる實例多々有るも、司法部に於ては將來右の如き場合は入國を許可せぬ方針の趣なるに附今後は事情の如何を問はず許可前には絶対出發せしめざるること
 - 八、若し必要已むを得ざる事情生じ至急入國許可を受けたき場合には申請書提出前當該官憲に右事情を説明せる便宜取扱方に關する書面を提出し、其の意向を照會したる後申請書を提出すること
 - 九、若し理由不明其他不可解なる事由にて申請書の受理拒絶又は許可の遅延等ある時は詳細總領事館又は領事館宛報告のこと
 - 十、非常特別の理由に依り總領事館の幹施を必要とする場合は詳細なる事情を具し管轄總領事館又は領事館に申出づること
- (附) 許可申請書添附質問表書式雜形
- 許可申請書添附質問表(Model B)の質問事項は前掲注意の如く詳細に互り記載することを要す。殊に第十二、十三、十四、十五の諸項目はこの必要がある。使用語は和蘭語又は馬來語で其の雜形は次の如くである。
- Oris-Ordonnantie Vreemdelingenarbeid (Subl. 1935 No. 429)
- VRAAGENLIJST (質問表)
- Voor het bekomen van een vergunning, als bedoeld in artikel 2 der Oris-ordonnantie Vreemdelingenarbeid.
- 問
1. Naam en nationaliteit van den Toelidende Japanner.
 werkggever? 山中敏夫 日本人
- 一五四五

蘭領印度……其他

- 1. 使用者 (Werkgever) 姓名及國籍
(Teikichi Horio, Orang Japan.)
(堀尾定吉 日本人)
- 2. Plaats van vestiging van den werkgever?
使用者現住所
Soerabaja, Warfstraat No. 80.
蘇拉巴亞, 沃爾夫街門牌八十番地
(Bandong, Groot Postweg 18.)
(バンテン, 大科羅爾街門牌十八番地)
- 3. Aard van het bedrijf, door den werkgever uitgeoefend?
使用者營業之種類
Klein Handelaar.
(dagang (eigenaar Toko Matsumoto) her dijoewal barang artikel dan Import seelikt seelikt.)
(雜貨舖 (於本商店) 小規模之輸入業之類)
- 4. Bij welk onderdeel van het bedrijf wordt tewerkstelling van een vreemdeling gewenscht?
當該營業中之如何部分欲用外國人之希望乎?
Klein Handelaar.
(dagang (eigenaar Toko Matsumoto) her dijoewal barang artikel dan Import seelikt seelikt.)
(雜貨舖 (於本商店) 小規模之輸入業之類)
- 5. Waar is dit onderdeel gevestigd?
右部之所在地
Soerabaja, Warfstraat, No. 80.
蘇拉巴亞, 沃爾夫街門牌八十番地
(Bandong, Garoet dan Tasikmalaja.)
(バンテン, 加里及塔西馬拉)
- 6. Welke werkzaamheden zullen door den vreemden werknemer moeten worden verricht?
當該外國人從業員之爲之工作
Kleek 雜貨
(Samsana pertanjaan 4.
(第四項記載之回文))
- 7. Wanneer zullen die werkzaamheden een aanvang moeten nemen en voor welken duur zijn ze noodzakelijk?
就其開始日期及從業年限
Van 1. April 1936 en voor de voortdur.
一九三六年四月一日起至永濟的
(Salalana-laksunya dan lamanya 5 taoen.)
(正及的速カニ、五箇年而)

一五四六

- 8. Naam, voornamen en nationaliteit van den vreemden werknemer?
當該從業員之姓名及國籍
Sotaro Okata, Japanner.
岡田宗太郎 日本人
(Kikuo Akiyama, Orang Japan.)
(秋山菊男 日本人)
- 9. Waar en wanneer is hij geboren? Is hij gehuwd?
當該從業員出生地及出生年月日
Tokyo, Japan. 17 Maart 1921.
日本 東京 一九二一年三月十七日
(Aichi-ken, Japan, dan belom kawin later 1 Mei 1916.)
日本 愛知縣 一九一六年五月一日生獨身
- 10. Welke beroepen oefent hij uit? Welke opleiding heeft hij geland en welke diploma's bezit hij?
當該從業員之職業如何? 本人如何なる教育を受け如何なる學位免狀を有するや?
Hij oefent nog geen beroep uit.
本人ハ未ダ無職
Openbare lagere school.
小學校卒業
Geen diploma's.
學位免狀ナシ
(Schola, Lagere school 6 taohen dan lagere school tingi 2 taohen soeda dapat diploma. Kerjajan Di pabrik mesin kerjia 6 taohen.)
(高等小學校卒業、機械工場ニ於テ六箇年間修業セル)
- 11. In welk stadium verkeeren de onderhandelings met den vreemden werknemer?
Is reeds een overeenkomst aangegaan of is hij reeds in dienst van den werkgever?
當該從業員ト之交渉之程度如何、契約締結セテ居ルヤ又既に從業中否ヤ?
Pas in dienst in September van het loopende jaar
本年九月ヨリ從業中
本人ハ未ダ無職
日本語ニ對シテ書キ會話シ得ルヤ
(Soeda djandi.)
(契約締結済)
- 12. Om welke redenen wordt het noodzakelijk geacht een vreemdeling tewerk te stellen?
外國人使用ノ理由如何
Om in het Japansche kunnen lezen, schrijven en spreken,
日本語ニ對シテ書キ會話シ得ルヤ
(Boewat manganaken merolis dan menbatjajan soerat Japan.) 日本文書ニ書キ可シ能ナルヤメナリ。

文献目録

Assendorp, H. C. van:— Staatsregeling van Nederland en Nederlands-Indie. Tekst Grondwet 1922. 1927.

Bijdragen tot de Geschiedenis der Onderhandelingen met Engeland, betreffende de Overzeesche Bezittingen. 1820—1828. 1863.

Bijdragen tot de Geschiedenis van het Koloniaal Beheer, getrokken uit de Nagelaten Papieren. 1851.

Binnenberg, J. Th. P.:— De Communistische Beweging in Nederlands-Indie. 1928.

Pogardt, W. H.:— Gouvernementsbetrekkingen in Nederlandsch-Oost-Indie. 1913.

Colenbrander, Dr. H. T.:— Nederland's betrekking tot Indie in Verleden en Toekomst. 1918.

Colijn, H.:— Koloniale Vraagstukken van Heden en Morgen. 1923.

Groesse, L. H. & Japikse, N.:— Handboek tot de Staatkundige Geschiedenis van Nederland. 1920.

Goffried Simon:— Progress and Arrest of Islam in Sumatra. 1912.

Haan, Dr F. De.:— Dag-register Batavia. 29 Vols. 1912.

Heeres, J. E.:— Corpus Diplomatum. 1907.

Helsdingen, Mr. G. C. van:— De Volksraad. 1917.

Helsingen, Mr. C. O. van:— Koning en Gouverneur-Generaal in het Nederl-Indische Staatsrecht.

Hertz, J. B. van:— Politieke Ontwikkeling en Hervormingen in Oost-Azie en de Positie van Nederlandsch-Indie in Toekomstige Conflictten.

Huygen de Raat, R.:— Fenige Gedachten over het Sarekat Islam Congres.

Iema, H. A.:— Parlementaire Geschiedenis van Nederlandsch-Indie 1891—1918. 1924.

Jonge, Jhr. J. K. J. De:— Opkomst van het Nederlandsch Gezag in

蘭領印度……其他

- 13. Is er moeite gedaan om voor dit werk een geschikte werkracht hier te lande aan te werven? Zoo ja, op welke wijze en wanneer?
當該工作於之適當なる從業者を求むることニ努めたるや、然リトせば其方法及時如何
Neen, aangezien hier te lande geene werkrachten te krijgen zijn, die de schrijver in de Japansche taal kunnen houden.
否、當該ニ於テ日本文ヲ書キ得ル者ヲ得ルコト不能ト思フガヨリ
(Toekon dijoewal dan laen laen orang Java, 18 orang sekarang masi pake.)
(日本商店ハ爪哇人ノ店員其他計十八名ヲ使用中トスル)
- 14. Zal ter vervanging van den vreemden werknemer, een Nederlandsche of Nederlandsch-Indische werkracht worden opgeleid?
Zoo ja, hoe lang zal die opleiding duren?
外國人從業員之代用として和蘭人又は土人ノ從業者を養成し得ルヤ否ヤ
然リトせば其養成期間如何
Neen, zults zou jaren duren.
否、之ニシテ年數年ヲ要ス
(Belom temloe sehab soela pake 19 orang Java.)
(否然ラス、當店今迄二十九人ノ爪哇人ヲ使用シテ來タタメテアル)
- 15. welke gegevens kunnen ter nadere toelichting voor het verzoek verder worden verstrekt?
申請の説明として提出し得ルや他の資料等
Ja later ga naar Japan terug, zoodat ik tekort krijg aan werkrachten.
余ハ後日日本ニ歸リ、養育ニテ從業員ノ不足ヲ來ス
(Poek dagangan en loonjistik.)
(需品仕入費及賃金表)

(註) 日本銀行可決定者專用印紙(面額)は、銀行に提出し、銀行が決定する。銀行が決定する印紙以外のものは、銀行に提出し、銀行が決定する。

(註) 日本銀行の決定する印紙(面額)は、銀行に提出し、銀行が決定する。銀行が決定する印紙以外のものは、銀行に提出し、銀行が決定する。

- Oost-Indië (1595—1610) 1912.
1. Kat Angelino, A. D. A. De: — Staatkundig Paleid en Bestuurszorg in Ned-Indië. 1929.
 1. Kemp, P. H. van der: — Nederlandsch-Indische Bestuur in 1817. tot het vertrek der Engelschen. 1913.
 1. Kleinlijes, Mr. Ph.: — Staatsinstellingen van Nederlandsch-Indië. 1917.
 1. Kerckman, F. W. M.—25 Jaren Decentralisatie in Ned-Indië 1905—1930.
 1. Kol. H. van: — Nederlandsch-Indië in de Staten-Generaal van 1897 tot 1909. 1911.
 1. Koloniale Stelsels. 2 Vols. 1913.
 1. Kruenen, Dr. A.: — De Handhaving van het Europeesch Gezag en de Hervorming van het Regterwezen (1808—1811) 1861.
 1. Louter, J.: — Handboek van het Staats- en Administratief Recht van Nederlandsch-India. 1914.
 1. Margadant, C. W.: — Het Regeeringsreglement van Nederlandsch-Indië. 1895.
 1. Mededeelingen der Regeering omtrent enkele Onderwerpen van Algemeen Belang. 1926.
 1. Nederburgh I. A.: — De Nieuwe Staatsinrichting van Nederlandsch-Indië. 1927.
 1. Nederburgh, I. A.: — Wet op de Staatsinrichting van Ned.-Indië vergeleken met het Ned.-Indisch Regeeringsreglement. 1928.
 1. Petrus Blumberger J. Th.-Le Communisme aux Indes Néerlandaises. Realis—Register op de Generale Resolutien van het Kasteel Batavia. 1832—1805.
 1. Regeeringsmanak voor Nederlandsch-Indië.
 1. Sandberg, C. G. S. (Dr.): — Nederlandsch Koloniale Politiek (De) 1916.
 1. Slingenberg, J.: — De Staatsinrichting van Nederland Indië. 1924.
- landsch Oost-Indië. 1905.
1. Helmeyer, Mr. F. C.: — Het Regeeringsreglement van Nederlandsch-Indië. 1919.
 1. " : — Scheepvaart-Verordeningen I. 1915.
 1. " : — Wervingsoverordnante en de V oonschriften tot hare uitvoering (De). 1919.
 1. Gids voor den Belasting Betalers.
 1. Helmeyer, Mr. F. C. & Corporaal, K. N.: — Indische Mijnwet, 1914.
 1. Hirsch, Mr. A. S.: — Reglement op het Paleid der Regeering van Nederlandsch Indië (Het.) 1907.
 1. Jaarsma, Sytse: — Bewijsmiddelen van Recht op Grond in Nederlandsch-Indië. 1918.
 1. Letterie, Mr. P. M.: — Agrarische en daarmee verband houdende Regelingen v/h Rechtstreeks Bestuurd Gebied der Gewesten buiten Java en Madoera, 1924.
 1. Logemann J. H. A.: — Over enkele Vraagstukken eener Indische Staatsrechts-Beoefening. 1927.
 1. Michel, A. P. F.: — Inleiding tot het Nederlandsch-Indisch Handelsrecht. 1925.
 1. Ordonnantie op het Patentrecht. 1936.
 1. Pott, Mr. J. G.: — Uitvoering van de Indische Mijnwet. Vergunningen tot het doen van Mijnbouwkundige Opsporingen, 1905.
 1. Regeling van het Privatrecht voor de Inlandsche Bevolking in de Minahassa-Districten der Residentie Manado, 1903.
 1. Saarloos, A. E. C. van: — De Fiscale Positie van de in Nederlandsch-Indië werkende, elders getoonde Ondernemingen, 1927.
 1. Staatsblad van Ned.-Indië, 1816—1937.
 1. Statuten der "Vereenigde Javasuiker-Productanten".
 1. Verbeek, R. D.: — Toepassing en Wijziging van de Indische Mijnwet, 1919.
 1. Vollenhoven, Mr. C. van: — Een Adakwetboekje voor heel Indië,

1. Volkeraad Jaarboekje Zittingsjaar 1927—1928.
 1. Waal, E. De.: — Nederlandsch Indië in de Staten-Generaal. 3 Vols. 1860—1861.
 1. Westra, Dr. H.: — Nederlandsch-Indische Staatsregeling (De). 1927.
 1. Wijck, Mr. H. van der: — De Nederlandsch Oost-Indische Bezittingen onder het Bestuur van den Kommissaris Generaal du Bus de Gisgines (1826—1830). 1866.
 1. Willink, Mr. G. D.: — Indië en de Nieuwe Grondwet.
 1. Frenssen, (J. J. Zwijndrecht J.: — Beknopt Leerboek der Staatsinrichting van Nederland en Nederlandsch-Indië. Vols druk.
 1. Bensekom, J. van: ' De Indische Provincie.
 1. Schoel, W. F.: — Alfabetisch Register van de Administratieve-(Bestuur-) en Adatrechtelijke Indeling van Ned.-Indië.
- 法律
1. Abendanon. Mr. J. H.: — Nederlandsch-Indische Rechtspraak en Rechtsliteratuur van 1849 tot 1907 (De.) 2 Vols. 1907.
 1. Agrarisch Reglement voor het Gewest Manado. 1913.
 1. Agrarische Regelingen. (Vervolg). Handleiding voor de Toepassing van de Wettelijke Bepalingen en Administratieve V oonschriften betreffende het Agrarisch Recht in Nederland-Indië. 1915.
 1. Agrarische Regelingen voor de Zelfbesturende Landschappen in de Gewesten buiten Java en Madoera. 1919.
 1. Bepalingen betreffende het Roschwezen. 1919.
 1. Bepalingen en V oonschriften betreffende het Inlandsch Gemeentewezen in de Buitengewesten. 1927.
 1. Pennet, Dr. E. J.: — Onze Staatsregeling. 1912.
 1. Braken, D.: — Alle V oonschriften betreffende de Decentralisatie. 1915.
 1. Dershoofdverkiezing. 1918.
 1. Geschiedenis van het Wetboek van Strafrecht voor Nederlandsch-Indië. 1918.
 1. Graafland, A. J. N.: — Leis over de Fiscale Wetgeving in Nederland. 1919.
 1. Engelrecht, W. A.: — De Nederlandsch-Indische wetboeken. 2de deel 1832.
 1. Gids voor den Belastingbetaler in Ned.-Indië.
 1. Hoogesteger, J. H.: — Suikeraccijns-ordonnanties.
- 法律學叢書
1. Bluet, H. A. N.: — Report on the Economic Situation of the Netherlands East Indies. Department of Overseas Trade, 1923.
 1. " : — Report on the Economic Situation of the Netherlands East Indies 1925—1926. 1927.
 1. Brakel, D.: — Het Geldelijk en het Materieel Beheer in Nederlandsch-Indië (Het). 1913.
 1. Deventer, Mr. C. Th. van: — Overzicht v/d Economischen Toestand der Inlandsche Bevolking van Java en Madoera, 1904.
 1. Harthoorn, Mr. Dr. M. A. G.: — Staatsrecht Organisatie, 1918.
 1. Hoorn, W. Th. E. van: — Corporation-Finance in Holland, 1916.
 1. Jacobs, H. F.: — Geldvoorziening van Nederlandsch-Oost-Indië (De) 1926.
 1. Kernb, P. H. van der: — Oost-Indië's Geldmiddelen, Japansche en (Chineesche Handel van 1817—1818. 1919.
 1. Mededeelingen van het Centraal Kantoor voor de Statistiek te Weltevreden No. 19. Prijzen, Index-cijfers en Wisselkoersen op Java 1913 1924. 1925.
 1. Overzicht der Geldmiddelen van Nederlandsch-Indië van 1867af 1916.
 1. Smit, M. B.: — Voornaamste Middelen van Bestaan van de Inlandsche Bevolking der Buitengewesten (De.)
 1. Verslag van de Commissie voor de Indische Vervoersbelasting. 1924.
 1. Verslag van den Economischen toestand der Inlandsche Bevolking. 1924. 2 Vols. 1926.
 1. Verslag van den President van de Javasche Bank en van den Raad

1. van Commissarissen over het 100 boekjaar 1935—1926, 1936.
 1. Vijfde Verslag van de Commissie voor Herziening van het Belastingstelsel, 1927.
 1. Wiemans, A. J. G. A.: — Het Financieel Administratief stelsel van Nederlandsch-Indië, 2 Vols, 1926.
 1. Wolf, B.: — Gids voor den Belasting Betaler in Nederlandsch-Indië, 1928.
- 糖
1. Algemeene Verkoopsvoorwaarden der Vereeniging "Vereenigde Java-suiker Producteenten", Billiton, 1892—1927.
 1. Boldingh, Dr. I.: — Over de Veelvormigheid van den Klapper, 1920.
 1. Bucher, Dr. H. & Fickender, Dr. E.: — Die Olpalmé, 1920.
 1. Commissie tot Ontwikkeling van de Fabrieksnijverheid in Nederland-Indië, No. 7, 1920.
 1. Coote, P. C.: — Commercial Handbook of the Netherlands East Indies, 1927.
 1. Douglas, H. F. K.: — Concessie Aanvraag tot Modern Bedrijf, 1915.
 1. Emmen, Q. A. D.: — Rietzuikerfabrieken op Java en hare Machinery-eën, 2 Vols, 1926.
 1. Fourth Pacific Science Congress, Java, 1929.
 1. Gedenkboek der Nederlandsch-Indische Theecultuur, 1824—1924.
 1. Gredinger, W.: — Raffination des Zuckers (De), 1909.
 1. Grevelink, A. H. B.: — Planten van Nederlandsch-Indië bruikbaar voor Handel, Nijverheid en Geneeskunde, 1838.
 1. Handboek voor Cultuur- en Handelsonderwijzing in Nederlandsch-Indië, 1930.
 1. Hofstede, Dr. H. W.: — Citronella-Olie.
 1. Heyne, K.: — Nuttige Planten van Nederlandsch-Indië (De), 4 Vols, 1913—1917.
 1. Hoën, Dr. H.: — Verassen en Veeleet in Ned.-Indië, 1919.
1. Hunger, Dr. F. W. T.: — Cocoa Nucifera, 1916.
 1. Koppell, C. van de: — Handel in den Ned.-Indischen Rotan en het gebruik er van voor verschillende Industriële Doeleinden.
 1. " " Handel in het Ned.-Indische Copal en het gebruik er van voor verschillende Industriële Doeleinden.
 1. Jaarboek van het Departement van Landbouw, Nijverheid en Handel in Nederlandsch-Indië, 1929.
 1. Jaarboek van het Mijwезen in Nederlandsch Oost-Indië, 1872, 1933, 143 Vols.
 1. Lektorkerker, Dr. J. G. W. Concessie en Erfpacht voor Landbouwonderwijzing in de Buitengewesten, 1928.
 1. Landbouwatlas van Java en Madoera, 2 Vols: — Tekst en Tabellen 1926.
 1. Landbouwexportgewassen van Nederlandsch-Indië in 1935 (De).
 1. Moll, J. F. A. C. & Douglas, H. F. K.: — Aanplantstructie voor de cultuur van Suikerriet.
 1. Mollema, J. C.: — Ontwikkeling van het Eiland Billiton en van de Billiton-Matschappij (De), 1918.
 1. Molensteen: — Pruniers-Arbeid op de Buitenbezittingen, 20 jaar in de Rubber- en Klappercultuur.
 1. Noorhoff, F. S.: — Petroleum en Petroleum-Politiek. Verzamelde Opstellen, 1957.
 1. Odell, R. M.: — Cotton Goods in the Dutch East Indies, 1916.
 1. Oelsh, J. J.: — Ananas, Hare Cultuur en Toepassing.
 1. Palmer, G.: — Sugar, Beet Seed, History and Development, 1918.
 1. Proceedings of the Third Congress of the Internationale Society of Sugar Cane Technologists.
 1. Pleyte, G. M.: — De Inlandsche Nijverheid in West-Java als Sociaal-economisch verschijnsel, 1913.
 1. Products of the Dutch East-Indies, 15 Vols.
 1. Quintus, R. A.: — Cultivation of Sugar Cane in Java (The), 1923.

茶 糖

1. Regeeringsaanknak voor Nederlandsch-Indië 1928, 2 Vols.
 1. Rijststatie op de Wereldmarkt.
 1. Ruchter, H. & Fickender, E.: — Die Olpalmé (Elaeis Guineensis), Band 2, 1919.
 1. Smitz, Dr. R. E.: — Peteeckenis van Ned.-Indië uit Internationale Economische Oogpunt, 1931.
 1. Terrooren, H. A. P. M.: — Handboek ten dienste van de Suikerriet-Cultuur en de Rietzuiker-Fabriecage op Java, 5 Vols, 1911—1915.
 1. Verslag over het Onderzoek der Tertiaire Petroleum-Terrainen in de Onderafdeelingen Bixenen, Lho' Seunawé en in een Gedeelte van Lho Soekon, ter Noorkust van Atjeh (Terrein "Atjee 1"), 1918.
 1. Verslag van den Dienst van het Beschezen in Nederlandsch-Indië, over het Jaar 1927.
 1. Vierhout, M.: — Arbidsvraagstuk in verband met de Noordzakelijke Ontwikkeling der Buitengewesten, 1921.
 1. Vrijburg, Dr. B.: — Veeleeten Veelecken in Nederlandsch-Indië, 1919.
 1. Archief voor de Suikerindustrie in Ned.-Indië, 1930, 1931.
 1. Stanek, R.: — Het Kookproces in de Java-Suikerfabrieken.
 1. Buschliel, A. L.: — De teelt van Karpers en de beginselen der Vischeelt in Nederlandisch Oost-Indië.
 1. Helewijn, Ir. E. K. E.: — Gapslek als grondstof voor de bereiding van Cassavameel.
 1. Scheltema, A. M. P. A. Deelbouw in Ned.-Indië.
 1. Ochse, J. J.: — Indische Groenten.
 1. Handboek voor Rubberwaarden.
 1. Kles, Charles F. Ikat techniqué and Dutch East Indian Ikats.
 1. Verslag over de werking der Theatresticht. 12 Juni 1933—31 Augustus 1934, 1934—1935.
 1. Verslag over de Werking der Kinarestrie 1934—1935.
 1. Adam Tasilis: The art of batik in Java.
 1. Handboek ten dienste van de suikerriet-cultuur en de Rietzuikerfabricage op Java.
1. Aardrijkskundig overzicht van het Eiland Celebes, 1858.
 1. Abendanon, M. I. E. C.: — Midden-Celebes Expeditie. Geologische en Geographische Door kruisingen van Midden-Celebes 4 Deel, 1915-1918.
 1. Bannet, H. S.: — Romantie Java, 1927.
 1. Backer, C. A.: — Problem of Krakatau as seen by a Botanist.
 1. Bahr: Neun-Jahricge Ost-Indische Reise, 1858.
 1. Bree, L.: — Nederlandisch-Indië in de Twintigst Eeuw, 1916.
 1. Broek, J. A. van den: — Oud Oost-Indië, 1393.
 1. Broesma, R. (Dr.): — Lampungsele Districten (De.) 1916.
 1. " " — Oostkust van Sumatra 1919.
 1. " " — Atjeh als Land voor Handel en Bedrijf
 1. " " Handel en Bedrijf in Zuid-en Oost-Borneo 1927.
 1. Bruin, A. G. De.: — De Chineezen ter Oostkust van Sumatra, 1918.
 1. Gense, A. A.: — Kroniek van Bandjermaasin.
 1. Calanton, A.: — Java, Sumatra and the other Islands of the D. E. I 1914.
 1. Carpenter F. G.: — Java and the other East Indies (Carpenter's World Travels), 1928.
 1. Chineseche Zakenleven in Nederlandisch-Indië (Het), 1926.
 1. Chijis, Mr. J. A. van der: — Nederlandisch-Indische Praktboek, 1892-1811, 1891.
 1. Clifton, V.: — Islands of Queen Wilhelmina, 1927
 1. Colenbrander, H. T.: — Jan Pieterszoon Coen. Bescheiden onitrent zijn Bedrijf in Indië, 5 Vols, 1919-1923.
 1. " " : — Koloniale Geschiedenis, 3 Vols, 1925, 1926.
 1. " " : — Nederlands Indië, Land en Volk, Geschiedenis en Bestuur, Bedrijf en Samenleving, 1930.
 1. Come to Java, 1926.
 1. Cool, W.: — Lombok Expeditie (De), 1896.
 1. Dutch New Guinea and the Molucca Islands, 1920.
 1. Erde, J. C. van: — Volkenkunde Ned. Indië, 1920.

1. Ellbert, J. Dr.: — Surda-Expedition des Vereins für Geographie und Statistik zu Frankfurt am Main. 1911-1912.
1. Gunning, C. P. Dr.: — Naar Grooter Nederland. 1926.
1. Haan, Dr. F. De: — Dagh-Register gehouden in't Gasteel Batavia. 20 Vols. 1866-1919.
1. Handbook of the Netherlands East-Indies. 1924.
1. Ijzerman, J. W.: — Dwars door Sumatra, Tocht van Padang naar Siak. 1895. 1854.
1. Informations of the Encyclopaedic Bureau, Issue VI. The Results obtained from Military Explorationwork in Dutch New Guinea. 1916.
1. Junguhn, F.: Java, 1853-1854.
1. Kennething, Dr. G. L.: — Vulkanologische Mededeelingen No. 1 " " " " No. 2. 1921 " " " " No. 3. 1921 " " " " No. 4. 1922 " " " " No. 5. 1923
1. Kol. H. H. van: — Driemaal dwars door Sumatra en zwerftochten door Bait. 1914.
1. Kol. H. H. van: Weg met het Opium.
1. Klimaat van Ned. Indie. 11 Vols.
1. Bruyn Kops, G. F. De: — Overzicht van Zuid-Sumatra. 1919.
1. Krohn, W. O.: — In Borneo Jungles among the Dyak Headhunters. 1927.
1. Krufft, A. C.: — Het Animisme in den Indischen Archipel. 1933.
1. Lichtendahl, M. F.: — Jong Indie, Economisch en Militair Weerbaar. Lith, P. A. Van der: — Nederlandsch Oost-Indie beschreven en Afgebeeld voor het Nederlandsch Volk. 2 Deel. 1893.
1. Louw, P. J. F.: — De Dedele Javaansche Successie-Oorlog (1746-1755). 1839.
1. Ludfs, C.: — Voedselvoorziening van Nederlandsch-Indie (De). 1916.
1. Menillan, M.: — A Journey to Java.
1. Mededeelingen omtrent de Toradjas van Midden Celebes. 1900.

1. Meyer, H.: — De Hollander in den Oost. 1927.
1. Midden-Oost-Borneo Expeditie 1925. 1927.
1. Pareau, Dr. A. H.: — Bali en Lombok. 1913.
1. Paulus, De. J.: — Encyclopaedie van Nederlandsch-Indie. 4 Vols. 1917-1919.
1. Raffes, T. S.: — Description de Java. (Geographie, Historique et Commerciale). 1824.
1. Ruinen, W.: — Overzicht van de Literatuur betreffende de Molukken. 1928.
1. Rutten, Dr. L. M. R. Voordrachten over de Geologie van Ned. Oost-Indie. 1927.
1. Raffes, T. S.: — The History of Java. 2 Vols. 1817.
1. Sandick, L. H. W. van: — Chinezen buiten China. 1909.
1. Schmullhausen, H. E. B.: — Over Java en de Javanen. 1909.
1. Schwane, C. A. L. M.: — Borneo. Beschrijving van het Stroomgebied van den Barito. " " " " 2e Deel. 1853. " " " " 2e Deel. 1854.
1. Seidmore, E. R.: — Java, the Garden of the East. 1907.
1. Short Guide of Sumatra with a more Complete description of the Padang Highlands.
1. Stutterheim, Dr. W. F.: — Javanese periode in Sumatra history. 1929.
1. Snouck Hurgronje, D. Cr.: — De Afjehers. 2 Vols. 1893.
1. Snouck Hurgronje, Dr. G.: — Nederland en de Islam. 1911.
1. Sumatra. 1920.
1. Sumatra Oostkust.
1. Statistisch Jaaroverzicht van Ned.-Indie 1936.
1. Tijdschrift van het Aardrijkskundig genootschap 81 Vols.
1. Valentijn, F.: — Oud en Nieuw Oost-Indie. 8 Vols.
1. Verbeek, R. D. M.: — Topographische en Geologische beschrijving van een gedeelte van Sumatra Westkust. 1833.
1. Volkstelling. 1890.
1. Verslag van de Militaire Exploratie van Nederlandsch-Nieuw-Guinee

1907-1920.

1. Verbeek, Dr. R. D. M. & Fennema, R.: Geologische beschrijving van Java en Madoera. 2 Vols.
1. Verh, P.: Borneo's Wester-Afleeing. 2 Deel. 1856.
1. Veth, P. J.: — Java, Geographisch, Ethnologisch Historisch 4 Vols.
1. Wellan, J. W. J.: — Zuid-Sumatra. 2 Vols. 1923.
1. Walbaum, C. F.: — Ausfluhliche und merkwürdige Historie der Ost Indischen Insel Grosz-Java. 1754.
1. Wirtz, P.: — Dämonen und Wilde in Neuguinea. 1922.
1. Zeemansgids voor den Oost Indischen Archipel. 5 Vols. 1900-1917.
1. Zeven-jahrijge Oost-Indische Reize-Beschreibung. 1716.
1. Zwann, Dr. J. P. De & Kleiweg: — Oude Betrekkingen tussen Ned. en Japan. 1918.
1. Laeuw, H. de: — Crossroads of the Java sea.
1. Cleroq, F. S. A.: — Noordkust van Nederlandsch Nieuw-Guinea.
1. Ijpes, W. K. H.: — Bijdrage tot de kennis van de stamverwantschap, de inheemsche Rechtsgemeenschappen en het Grondenrecht der Toba-en Daribataks.
1. Stutterheim, W. F.: — Het Hindulisme in den Archipel.
1. Tromp, P.: — Indische Burgerschapskunde.
1. Reitsma, S. A.: — van Stookum's travellers handbook for the Dutch East-Indies.
1. Dam, Pieter van: — Beschrijving van de Oostindische Compagnie. Gelder, W. van & Lakkerkerker, G.: — Schoolatlas van Ned.-Indie. 21/ve herziene druk.
1. Boeke, J. H.: — Dorp en Dessa.
1. Tijdschrift voor Indische Taal-Land- en Volkenkunde. 1922-1933.
1. Hoofdkantoor van Scheepvaart: — Statistiek van de Scheepvaart in Nederlandsch-Indie. 1933.
1. Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indie 1934.
1. Stapel, Dr. F. W.: — Geschiedenis van Nederlandsch-Indie.

〔臺灣出産 終〕

臺灣出産本中々

(附) 葡萄牙領チモール

地理—歴史—人口—宗教—教育—衛生—政治—國防—財政—農業—林業—水産業—鑛業—貿易—交通—其他

1 地理

位置 面積 南緯八度三十六分二十秒、東經百二十五度三十五分チモールの東半分を占め、濠洲の北西三百四十哩、ニウギネアの西南四百哩の地點に位す。東西三百軒南北八十軒にして、面積一萬九千平方軒我國の四國と略々同面積である。尙一九三七年版ステーションマンズイヤーブックに據れば、その面積は七、三三〇平方哩である。

地勢 海拔二千米以上の連山東西に縱走し、其の支脈南北兩岸に及び、平野は尠く西南部に二十萬町歩東端に約五萬町歩あるのみである。河川は概して短かく且つ急流で、河巾は廣いが砂礫の原で降雨時以外は水尠く、從て航運の便がなす。

地質 孤立した尖峯の大多數は上部三疊系の珊瑚礁より成つて居るが、二疊紀の海百合及フズリナ石灰岩も亦普通に見受けられる。構造は甚だ複雑である。

地球肥沃にして各種熱帯及亞熱帯の農業に適し、山嶽地帯には年中馬鈴薯、大根、葱等の野菜類を産す。

氣温 海岸一帶は所謂熱帯的氣候であるが、山地は我國の春秋の如く氣候よく、主要地に於ける氣温は大體左の如くである。

主要地月別氣温表

月 別	マリー	エヌメラ	マナンツ
一 月	度 二五・五	度 一五・五	度 二五・六

單位—攝氏度 出所—葡領チモール植民地調査報告書

Table of monthly precipitation (降水量) for Timor-Leste from 1911 to 1921. Columns include year, month, and precipitation amount.

主要地月別降水量表

單位は公厘 出所は同前表

Table of monthly precipitation (降水量) for other regions from 1911 to 1921. Columns include year, month, and precipitation amount.

二 歴史

主要地月別降水量表 (Main monthly precipitation table)

單位は公厘 出所は同前表 (Unit in mm, source same as previous table)

チモールに最初(十六世紀)渡來せる葡萄牙人はフランシスコ派の基督敎の僧侶である。彼等僧侶は此處に傳道と教化に最大の努力をなし、間もなく多數の土人酋長を教化した。其の結果之等酋長に與へたる便宜に對する報酬として交換的に彼等を葡國々々の臣と化する事を得たのである。右僧侶が初めて渡來した當時の全島は、傳統的に相敵視する多數の種族割據し、其の言語風俗及血統等を異にし、今日に於ても尙十數種の方言が用ひられてゐる。各異種族は相互に相手を征服する手段として葡萄牙人と交關係を結んだが、其の理由は葡萄牙の火繩銃の武器を利用して相手方の種族を打破せんが爲であつた。斯くの如くして各種族間に於ける敵對鬭争を運用する事に依り葡國の勢力は漸次其の基礎を固め、遂に印度駐在葡國副王の注意を喚起するに至り、一七〇一年チモールの最初の總督を任命しフロレス島をも併せて統治せしむるに至つた。然るに一六一三年既に蘭人渡來し、時の統治者クバンの酋長は一六一九年其の居住を許可した。之に對しオクシー地方の葡萄牙人及ブラックポルトギース(葡人と土人との混血種)は敢然として敵對したが、一七四九年蘭人は完全にクバンを占領し、葡萄牙人を退却せしめた。英國は一七九七年プリンス・オブ・オレンヂの名の下に之を奪取せんとした。一八一〇年爪哇が英領となると同時に和蘭の國旗は下げられたが一八一四年再び和蘭の手に歸する事になつた。而して和蘭は島の西半部を要求し、或る者は島全部を買取る事を申し出たが、葡萄牙は之を拒否した。其の後一八五一年葡萄牙總督より國境決定を提議し一八五九年相互の協定が成立した。然し乍ら之は地圖上の境界のみで實際地方部落民の關係は決定されず、所屬不明の土人部落の處分を如何にすべきかに關して一八九三年相互間に於て協議の上便法を講じたが紛糾尙絶えず、一八九八年境界委員會の成立を見、一九〇四年に至つて初めて實際的の境界が一時決定せられた。然し乍ら尙オクシー地方のみが葡領として殘存せるに因り、此の問題の爲に其の後更に會議が催され、遂に一九一四年にオクシー地方の東部が葡領となることに決定し、今日の現狀の如く葡領の三角地帯を殘留した。十六世紀に於ける

葡萄牙帝國の領土は實に膨大な地域に亘つて居るが爲、本國政府は此の遠邊境隔の地の領有を確保せんが爲に充分なる兵力を送る事を得ず、其の結果各土人種族は獨立に近き自治を有するに至つた。然るに一八九二年にコンセルリ(イロ・セレスチノ・ダ・シルバ)(Conselheiro Celestino da Silva)が總督として着任以來植民地の統治は總て一新せられ、同氏の十四年間に亘る治世の宜しきを得て各地方駐屯軍による統治網は完成され、遂に全植民地は奥地まで完全に安定するに至つた。右は全く同總督が其の卓越せる行政的手腕を以て各種族の力を巧に利用し、漸次全種族を征服歸順せしめた結果である。

三 人口

人口は戶籍法未だ不完全なる爲正確な數字を掲ぐることは出来ないが、概略五十萬と稱せられて居り、内土人以外の者の人口は左の如くである。但し一九三七年版ステーツマンズイヤーブックに據る人口は四十六萬六千五百五十五人(内譯は歐洲人約二千、支那人二千、アフリカ人三百、印度人百、其他は土人)となつて居る。

行政區劃別人口表 (一九三三年)

Table of population by administrative district (行政區劃別人口表) for 1933. Lists districts like Vila Rica, Vila Verde, etc., and their respective populations.

葡萄牙領チモール

Table of population by district (行政區劃別人口表) for 1933. Lists districts like Vila Rica, Vila Verde, etc., and their respective populations.

四 宗教・教育・衛生

宗教 大部分回教を信じ、都市に住するものはローマンカトリック敎を信じ其の數約二萬と稱されて居る。基督敎信者は年々數を増し、宗教儀式も亦盛んに行はれ、聖體を拜領したものの十萬人を超える云ふ。

教育 小學教育及職業教育が行はれて居るのみで小學校數二十、職業學校數五を算し中等教育以上の設備はない。

衛生 チモール植民地は地勢の高低甚だしく爲に海岸地帯はマラリア其他熱帯特有の消化器病を稀に見受くるも、奥地は日本に於ける最良の健康地に劣らざる程度の氣候良好の地方もある。而して之等氣候温和なる地方は到る所に存在し、現在の交通機關に依れば二時間にして容易にデリー市より内地の氣候良好地に赴く事を得る。首府デリー市(Delhi)より六十軒のエルメラは最高温度二十五度最低十四度、海岸より四十軒のオスノは同様最高二十二度最低二十度で健康地である。

當植民地の衛生事務には醫師七名、看護婦數十名之に當り、首府デリー市には病院が設けられて居る。病床二〇〇以上を有する官立デリー病院の收容人員は左の如くである。

Table of hospital statistics (患者收容人員總數) for the official hospital in Dili. Lists categories like Malaria, Sex, Respiratory diseases, etc., and their counts.

消化器病 六五
 其 他 四一七
 入院費用は 一等 藥、食料、部屋代共一日 三バダカ
 二等 同上 一日 二バダカ

土人病院は別にあり、入院費用を要せず男女各々室を別にす。

五 政治・國防・財政

政治 チモール植民地には自由行政は行はれ、葡萄牙本國政府の任命する總督之を軍政によつて統治し、奥地は土人集團地に區分し駐屯軍の指令の下に統治されて居る。

總督は獨裁権を有し、一定の法律無く時々刻々勝手に法令を發布し其の都度變更される。從て官民共に安堵して其の職に安んずる事が出来ない。

因に現總督は陸軍少佐 Alvaro da Fontoura 氏である。

國防 一九三五年現在に於ては駐屯軍將校七名、兵三六八名（内二九八名は土人兵）で、之を各主要地に配置警備に當らしめて居る。

財政 一九三五—三六年度に於ける歳入出バランスは二、〇一四、二〇九バダカと見積られて居り、一九三五年に於ける植民地負債額は三九、四〇二、〇〇〇エスクードである。

(註) 一エスクード (Escudo) は〇・七毫の金を含み一〇エスクードが英貨一磅に相當する。又バダカ (Pataca) は紙幣七エスクード一〇セントポで現貨約一圓十三錢六厘である。

六 農 業

海拔の高度に因る氣温雨量の相異と地方的地味の関係に應じ珈琲、護謨、規那、カカオ、カボック、タバコ、蓖麻、煙草、シカル、玉蜀黍、米、甘蔗、椰子、豆類、馬鈴薯、柑橘等各種作物、蔬菜、果樹等が栽培され、成績は良好であるが資本の缺乏と運輸機關の不便とにより珈琲、椰子以外は概ね自給自足の程度に止まつて居る。

五百米以下の地點は疎林又は草原であるが爲氣象關係を利用して地味肥沃な山麓に位する平原地帯に棉花を栽培するに於ては優良なるものを生産し得ると觀られて居る。

現在野生せる棉花は多年性棉花たるガラボニカ種で優良種である。棉花栽培に對しては將來性あり、適地を求めて本事業を經營せば我が工業の隨一たる紡績業の發展に貢獻するものと見られる。

米—小規模の水田を諸所に見るも其の農法は極めて原始的である。先づ植付日前水を深く引き入れて雑草を枯死せしめたる後、多數の水牛を遣廻はして縱横無盡に踏み付けさせて後植付をなす。植付後は何等の手入れを行はずして其の結實を待つて收穫する。從て品質亦良好と云ふを得ず、生産量も亦少い。土人は一般に玉蜀黍を常食とするが故に米作は領内を對手としては見込は餘りない。但し年々大量の米を外國より輸入する蘭領印度を近くに控へて居る關係より見て將來有望である。

煙草—煙草は古來より土人間に栽培されて居たが耕作、乾燥、醱酵の方法宜しきを得ざる爲餘りに辛味の嫌がある。土人は之を喫煙用及咬煙草用に供して居る。輸入税餘りに高くマカッサルにて三仙の巻煙草が三十仙もするが如き有様なるが故に、此の煙草を用ひて紙巻煙草を製造して賣り出した支那人があるが、品質は餘りに粗悪である。故に品種、耕作、乾燥、醱酵等を根本的に改良せざる限り見込なしと云ひ得る。

砂糖—諸所に生育優良なる甘蔗を見るも製糖用として正式に栽培されて居るものはない。又甘蔗栽培に好適する大面積の土地は各地に散在するが糖業は計畫されたことがない。現在主としてアフリカ、葡領モザムビックより輸入されて居るが、是れは自國植民地より輸入される物品は輸入税を半減せらるゝが爲めである。本植民地に糖業が興らないのは、資本乏しき爲と假りに生産するも爪哇糖を對手として競争する市場が近東に存在しない爲である。タバコ—諸所に生育良好なるタバコカの栽培を見るも、何れも土人の食用に供されるもので極めて小規模である。

珈琲 年當り一、五〇〇噸内外を産し主として西北山岳地帯に産する。初代總督は國境警備と治安維持の爲軍用道路を開設すると共に産業を奨励し、當時地味肥沃氣候適順なる本地方に於ては總督自ら曠大なる珈琲園を開墾し又一般官吏も之に倣つて各々退官後の用意の爲曠々開墾した。此の珈琲園地帯は實に曠漠たるもので、近年は市價暴落せる爲園そのものは稍荒廢して居るが、住宅は何れも堂々たる永久的設備のもので、寧ろデリー市の一流住宅に優り昔日の隆盛時代を物語つて居る。本地方の珈琲はアラビカ珈琲で自然の大きを其の儘樹として利用し、小木雜草を切拂つて其の下に栽培せるもので、生産率は尠ないが品質は優良である。開設當時多額の經費を以て總ての設備を施せる爲現在の生産費は極めて小額である。然し乍ら市價低落の結果經營者勞働者共に苦しんで居る。

珈琲は當植民地に於ける最大の輸出品として頗る重きを爲し、同時に當植民地の主要財源をなして居るものである。

古々椰子

海岸近くの低地方に於て主として土人により栽培せられ、土人は自家用に供したる餘りをコブラとして賣出して居る。然し乍ら、小量づつ各地より集り品質統一されざると乾燥方法幼稚なる爲蘭領セレベスのマカッサル市場に於ては二等品扱を受けて居る。但し生育結實共に良好なる爲大面積の適地を求めて大量生産を行ひ品質の統一と乾燥法の改良を圖るに於ては將來有望な事業の一つである。

其他農作物

玉蜀黍—玉蜀黍は土人の常食物であるが故に土人の居住するところ必らず其の栽培を見る。耕作は極めて原始的で、單に林野を燒き拂つた土地に穴を穿つて播種し、何等手入を行はずして結實を待つて收穫して居る。食糧及家畜飼料に供せられるが、品質良く我國に多量に輸入される爪哇物に劣らないが、生産高は領内の需要を充つ程度に過ぎない。

棉花—埃及棉に匹敵する優良なる棉花を産するも其の量は尠ない。當領は十二月より五月迄は二期に屬し、六月より十一月までは乾期に屬する。然し乍ら高緯には乾期と雖も相當の雨量があり、之が爲山腹までは森林があるが

シカル—諸所の山野に野生したるものを見るに生育極めて優良である。土人は之を採收して繩を作つて賣出して居り、若し之を大面積の土地に栽培して合理的加工法を施す時は爪哇及メキシコ産に優りたる良品を得べく、將來最も有望なる農産物の一である。

蓖麻—蓖麻は到る所に野生し、其の品質は爪哇産に劣らず、品種を厳選して適地を求めて栽培する時は將來最も有望なる農産物の一である。

カボック(パンヤ棉)—諸所に散生するを見るも殆ど野生に等しき状態で、其の品質はマカッサル物程度である。

護謨—馬來半島及其他附近の産地より運移て栽培せられ、産額も少くさして有望でない。

カカオ—小規模ではあるが良品を産し、將來珈琲と共に相並んで當植民地の特産物となり得るものである。

規那—西北山岳地帯千米以上の地方にて試植中であるが、未だ成績判明する程度に達して居ない。

果樹—當地産の柑橘は頗る美味にしてマカッサル港に輸出され、其の栽培は相當有望である。然し乍ら其他の果物は自給自足の程度に過ぎない。

蔬菜—種々の蔬菜は年中産するも馬鈴薯以外は自給自足の程度に過ぎない。

牧畜 珈琲、コブラ以外の農産物は何れも自給自足の状態なるが爲市價極めて安價である。故に土人は現金収入の目的として放牧的牧畜を營んで居る。島内に於ける放牧現狀は左の如くである。

水	牛	115,000
馬	牛	47,000
豚		10,000
羊		8,000
山	羊	147,000

尙此の外土人は鶏、家鴨等を飼育し、水牛の皮及角はマカッサル港へ輸出される。

七 林 業

チモール島の森林地帯の主なるものは島の南に位置するマヌアイ及東南地方に亘るローレ地帯で、マヌアイ森林地帯は一九一二年時の島長フィロメーノ・ダ・カマラの創設に係るグランジア・レプブリカ (Granja Republica) により經營されて居たが、經營宜しきを得ず濫伐の爲遂に有用木材の産出不能に陥つて仕舞つた。

關係當局は之に鑑み一九二四年ローレの森林富源の爲ローレ林務署を設けて林業技師を置き、土人の濫伐、焼拂を防止すると共に同署に水力材木挽場を設置して之を經營するに至つた。

ローレ森林はチモール島の東端テツアラより海岸線に沿ひ北はラウテン附近迄南方はリオマルに至る一帯の大森林で、地勢は海岸線を去る事二軒半に至れば海拔百五十米の高さとなり、面積は二十五萬陌に達して居る。此の附近の有用立木は平均一陌に付千六百五十本位で、樹種四十二以上に及び、其の内有用材として白檀其他の硬質材木多く、單に一般建築用材として有用なるもののみならず、各種木工細工に適する良材を産する。

サンダーロ(白檀香木)は一九二五年以前に於てはチモール輸出品の最高を占めて居たが、餘りに濫伐の結果現在は輸出を禁止されて居る。

八 水 産 業

近海は漁業に富むも漁業と認むべきものなく、單に土人により地方的需要を充す爲に極めて小規模に營まれて居るに過ぎない。土人は一般に魚類より肉類を好む。鹽田が隨所に在り、鹽は安價に自由を得らるゝが故に、輸出を目的とする大規模の漁業は有望である。

九 鑛 業

砂金、石油、滿俺等は既に發見されて居るが、其他の鑛物に就ては調査不十分の爲不明である。

砂金 川床、河口等に時々大粒の砂金が發見される爲金鑛發見を目的として各國より探鑛者が入り込んだが未だ正式に探鑛權を獲得したものはない。採取されたものは主として土人の裝身具用に使用されてゐる。

石油 從來葡人の入國以前より各所に石油の露頭發見され、土人は之を燈火用に供してゐた。首府デリー市より約百五十軒、海拔八百乃至千五百のウルカ地方に於ては古來より噴油せる形跡がある。就中アツピラカンなる油池があり(約十六平方米)、土人は此の池を神聖なる池として其の附近に於て禁煙の風習及び之に關する傳説等があつて、今尙之を嚴守して居ると云はれて居る。此の油池より流れ出づる小川の水を掬ひ揚げ比重によつて油と水とを分離し之を竹筒に入れ燈火用として附近に販賣し、遠くはデリー市に至るまで之を賣捌いた實例がある。而して同池は雨期に於ては水位上昇し乾期に於ては低下し、デリー市よりマナツツを経て自動車又は馬背に依りて到達することが出来る。デリー市よりマナツツまで約六十七軒同地より此の池に至るまで馬を利用する時は約六時間を要す。

由來、本領内各所に石油の露頭散在し、其の權利の獲得を目的として各國より數十人の探鑛者が入國した。

一九〇八年澳洲人ストウトン氏(Stoughton)は南岸に近きアリアンバダ附近の試掘權を得、英人グリーン氏(Green)は上述のアツピラカン地方に試掘權を得各々五箇所を試掘したが百五十米以内で噴油したるものがあるとのことである。然し乍ら本島土民が多年葡萄牙の苛政より脱せんとして各地に蜂起せる一九一一年度に亘る叛亂により、其の建物、機械及財物は破壊され、白人は勿論從業員は悉く同地を引揚げ逃走して仕舞つた。爾來兩者共世界大戦の際とて資金難に陥り、事業再開の機會を得ず、有望なる油田を有しながら之を放棄して現在に至つて居る。

其他キャプテンボジャール氏(Captain Baugis)の報告によれば、南岸蘭領に近きスアイ附近に石油の露頭が各所にあるとのことである。然るに植民地政府は無資力者の有する試掘權を同收して實際に事業を行ひ得る者に其の權利を附與せんが爲新たに法令を改正しチモール植民地全體に亘る石油及其の類似

品の探鑛に關する特許制度を設けるに至つた。

而して一九三六年一月末日其の特許權の入札を行ふに當り、一月二十七日付を以て更に法令を公布して當領内特許權入札者は少くとも英貨十萬磅を用意することを要し、入札に参加せんとする者は同資金の割たる英貨一萬磅を政府に供託することを要する旨を定むるに至つた。此の結果實際入札に参加し得た者は僅に二名で、一名はマニラ在住オードム氏(W. F. Odom)を代表する一辯護士他の一名は同くマニラ在住のウィックム氏(Wickham)を背景とする獨逸人マクセル(Maxander)氏であつた。此の入札の結果石油に關する特許權は獨逸人マクセルの手に歸した。

右獨逸人マクセル氏は二十年前英人グリーン氏の經營したるパウルカ地方の石油會社の一社員であり、叛亂當時當領を退去し其の後消息がなかつたのであるが、二年前デリー市に再來し安壯なる邸宅を構へ自家用自動車をも有し、官民との間に密接なる關係と暗躍とを續けて遂に此の權利を獲得するに至つたのである。要するに、當領内に於て事業を經營せんとするには徒に法律的事項に拘泥せずして寧ろ一歩々々と着實に實行しつゝ實質的權利を獲得する用意と準備が絶対に必要である。然し此の石油特許權は單に當植民地總督とマクセル氏との假契約に過ぎず、更に本國植民大臣の承認を得て始めて合法的契約となるものである。而して入札者は政府の規定せる期限以内に其の事業に着手實行せざる時は當然此の權利は消滅することになつて居る。

斯くして當領全體に亘る石油特許權は既に獨逸人マクセル氏の手に歸せんとするも同氏は實力乏しく且つ同氏の背景たるマニラ在住のウィックム氏も亦利權屋に過ぎずして石油開發の資力を有せず、現在は Allied Mining Corporation の手に歸して居る。

葡領チモール油の品質分析(但し昭和十年五月五日付地質調査所分析係發表に係る)の結果は左の如くである。

比重(温度一五度)〇・八一九(ボーム四一・三度)

葡萄牙領チモール

Table with 4 columns: 温度 (Temperature), 比重 (比重), 揮發油分 (揮發油分), 燈油分 (燈油分). Rows include values for 105.15, 150.175, 175.200, etc.

滿俺 一九二六年初めて見本として少量宛世界各國に送り出された。嘗て蘭領スラバヤ市に居住し、同市に於て滿俺商を營んで居た蘭人ホフマン氏(Hofman)が當地に渡來しメウカウに居住して同地附近のペマウ、ウダカルボ、ビケケの三箇所に試掘權を獲得したが、資金難の爲未だ企業的に經營するに至らず、各國に見本を提供し資金を求めつゝある状態である。日本に對しては從來スラバヤ市を經由し爪哇物として輸入されて居るが、權利者の資金難の爲充分なる取引を行ふことは出来ない。同氏の試掘權所得地以外に優良なる滿俺鑛が所々に在るが、ホフマン氏以外に試掘權を得た者は無い。

滿俺鑛分析表

Table with 2 columns: 滿俺 (Manganese) and 水分及其他 (Moisture and other). Values include 52.1 and 0.64.

一〇 貿 易

一九三四年度葡領チモールの貿易總額は一、〇五一、二四六バダカ(即ち邦貨換算額一、二三九、六五五圓)バダカは紙幣七エスクード一〇センチタポ。内

一五五九

